

さっぽろの地域コミュニティ

～出会い つながる 地域の絆～

「さっぽろ地域コミュニティ検討委員会」報告書

平成 28 年(2016 年)8 月

さっぽろ地域コミュニティ検討委員会

はじめに

札幌市では、町内会・自治会をはじめとして、NPO、事業者など様々な団体が地域で活動しており、地域社会全体の活性化のために重要な役割を担っています。特に約2,200を数える町内会・自治会の皆様においては、「自分たちのまちを住み良くしていく。」という気概のもと、長年、地域活動の中核を担う存在として、地域の絆を育んでおられます。

しかしながら、社会状況の変化により、これまで右肩上がりであった人口が今後減少に転じる見込みであるほか、平均寿命の延びや出生率の低下に伴う少子高齢化の急速な進行や、高齢単身世帯の増加も見込まれております。このように札幌市を取り巻く環境は大きな転換期を迎える中、平成23年3月11日の東日本大震災を契機として地域の絆が見直されており、さらに、本年4月に発生した熊本地震により、災害時の物流インフラや行政機能の脆弱性を実感することとなり、近所のつながりがいかに重要であるか深く感じたところでございます。こうしたことから、高齢者や子どもの見守り、防犯・防災といった観点からも、地域のコミュニティ、特に町内会・自治会の重要性はますます高まっています。

一方、町内会加入率は年々低下傾向にあり、役員の固定化・高齢化、担い手不足といった課題が顕在化しています。かつては「向こう三軒両隣」の精神で、町内会のつながりも深く、ご近所同士お互い助け合うことが日常の光景でした。しかし、現代社会においては、個人の価値観や家族のあり方などライフスタイルが多様化し、地域コミュニティの形も未来に向かって変化を続けております。

こうしたことから、札幌市では平成27年11月に今後の地域コミュニティのあり方や活性化に向けた検討を行うことを目的に「さっぽろ地域コミュニティ検討委員会」を設置しました。我々はこの検討委員会で、現在の社会状況を分析し、今後の地域コミュニティの活性化のために必要なことは何かを議論してまいりました。

「地域コミュニティ」については、日常の生活に関わる幅広い事柄なので、そのあり方や活性化に向けた取組は、地域状況に応じて、その地域課題によっても無数にあると思います。この報告書の中で、より必要な事柄やそのあり方を広く検討し、いくつかの分野に絞って、具体的な取組などを提案させていただきました。本報告書は、札幌市における今後の施策の方向性を考える材料としてだけでなく、地域コミュニティの活性化を目指す方々においても、今後の活動についての参考としていただき、地域の活性化につなげていただければ幸いです。

平成28年（2016年）8月

さっぽろ地域コミュニティ検討委員会 委員長

鈴木克典

目 次

はじめに	
1 地域コミュニティを取り巻く環境の変化	1
(1) 札幌の人口	2
(2) 札幌の地域コミュニティ	7
(3) 町内会の現状と課題	9
2 地域コミュニティに対する意識	13
(1) 地域コミュニティに対する市民意識	14
(2) 町内会・自治会に対する市民意識	15
3 地域コミュニティ活性化に向けて必要なこと	18
(1) 各主体に求められること	19
(2) 町内会活動の活性化のために取り組むべきこと	21
(3) 今後に向けての提案	23
①『担い手・人材』	26
ア「参加促進・きっかけづくり」	26
1 意識づけ・関心を高める取組	26
2 活動の見える化・情報発信	27
3 負担が軽いライトな参加を受け入れる仕組み	28
4 地域活動へのインセンティブ（動機づけ・見返り）	29
5 世代・対象に応じた参加の仕組みや呼び掛け	30
イ「連携」	31
1 各主体が連携するためのコーディネート役が必要	31
2 地域や団体間のマッチング促進	32
3 NPO・企業等の得意分野を生かした地域協力の促進	33
ウ「ノウハウ蓄積」	34
1 ほかの町内会や地域の活動事例・ノウハウの共有、意見交換・交流の促進	34
2 ノウハウを持った専門性のある人材の育成・派遣等	35
②『活動の場』	36
1 公共施設等の活用	36
2 既存施設の地域活用促進	37
(4) (仮称) 町内会加入促進条例についての検討	38

参考・資料編

- ・ さっぽろ地域コミュニティ検討委員会 設置要綱
- ・ さっぽろ地域コミュニティ検討委員会 名簿
- ・ さっぽろ地域コミュニティ検討委員会での検討内容
- ・ 地域コミュニティワークショップ①（無作為抽出）
- ・ 地域コミュニティワークショップ②（町内会関係者）

（参考）町内会・自治会に関するアンケート調査結果 報告書 平成 28 年 3 月

1 地域コミュニティを取り巻く環境の変化

地域コミュニティを取り巻く状況は、地域によっても様々で、さらに各世代それぞれが抱えている課題や悩み事も多岐にわたっている。「今後の地域コミュニティの活性化」を検討するに当たり、まずは札幌の地域コミュニティを取り巻く社会状況や今後の人口推移について共通認識をもつことが大切である。

かつての地域状況と異なり、現代では、個人の価値観や家族のあり方などライフスタイルが多様化しており、近所づきあいがわずらわしい、干渉されたくない、などの理由から自ら地域コミュニティとの関わりを断っている人も見られ、「地域コミュニティ」自体に重要性を感じていない人もいる。

さらに、孤立死や児童の虐待などの痛ましい事件においては、家族のあり方や道徳的な価値観などの問題が根底にあり、いかに地域が親身に接していても、防ぐことが難しい問題があることもまた悲しい現実である。

かつて、地域コミュニティが担っていた役割として葬儀や見守り・防犯などがあるが、現在では葬儀会社や警備会社などの事業者に対価を支払えば大抵のことは困らなくなっている。しかしながら、大規模な自然災害時など緊急の状況においては、行政機能や民間事業者だけでは様々な問題に対応することができない。また、一人では解決できない日常のトラブルも、周りの助けによって解決が可能になることがあるなど、複雑多様化した地域課題に対応するためには地域コミュニティの活性化がますます重要になっている。

このように地域コミュニティを考える上では、地域ごとの課題や各個人の状況など様々な要因が関係するが、ここでは客観的な人口動態や将来推計を、今後の札幌市の地域コミュニティを考える一つの材料とした。

地域コミュニティを取り巻く状況の変化

- 東日本大震災により地域コミュニティの重要性が再認識された。
- 札幌市を取り巻く社会・経済状況の変化により、ご近所関係の希薄化、コミュニケーションの不足等が生じている。
- 札幌市では近い将来、人口が減少に転じ、また高齢化率も次第に高くなっていくことも予測されている。

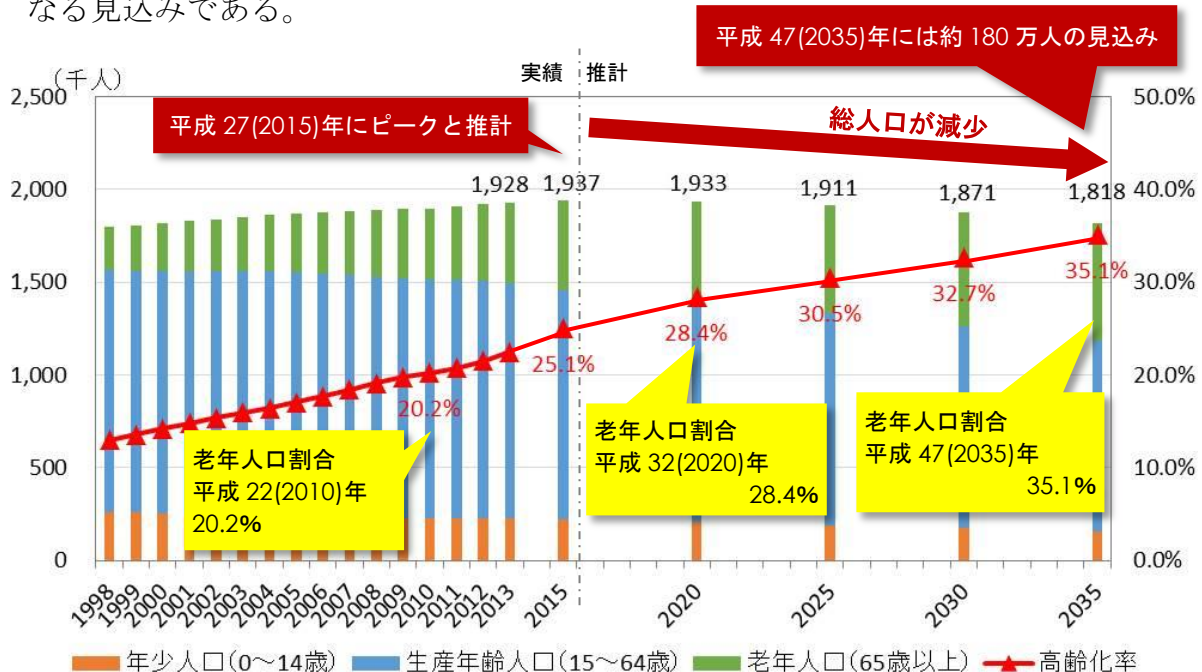
(1) 札幌の人口

※ 本冊子で掲載している統計データ等については、会議開催当時（平成 27 年 11 月現在）のもの。推計データについては、平成 22（2010）年国勢調査を基に推計した将来推計人口を使用している。

■人口推移と高齢化

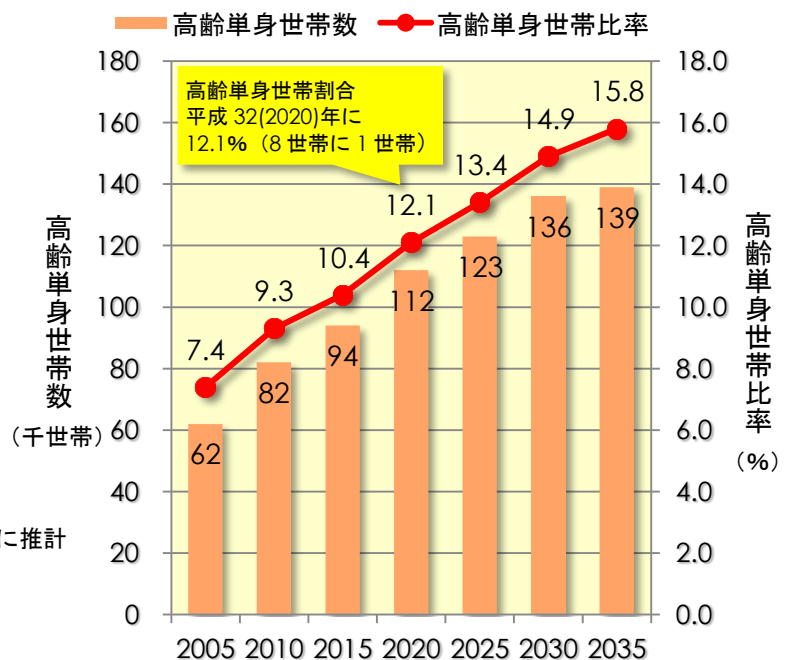
平成 22 年国勢調査を基に算出した札幌市の将来人口の推計によれば、平成 27（2015）年頃をピークに人口減少へ転じると推計されている。平成 47（2035）年には、約 180 万人となることを見込まれており、人口減少による地域力の低下等が懸念される。

老年人口（65 歳以上）の割合は、平成 22（2010）年では 20.2% であるが、平成 32（2020）年には 28.4%、平成 47（2035）年では 35.1% と、3 人に 1 人以上が高齢者となることを見込まれている。また、平成 32（2020）年には、8 世帯に 1 世帯が高齢の単身世帯となる見込みである。



【札幌市の人口と高齢化率】

出典：平成 22 国勢調査を基に推計



【高齢単身世帯の推移】

出典：平成 22 国勢調査を基に推計

■ 区別の人口の状況

推計期間中の人口動態を区別に見ると、一貫して増加傾向にあるのは中央区のみ。南区では平成 10(1998)年頃、厚別区では平成 18(2006)年頃から減少傾向に転じている。東区及び白石区、豊平区、西区、手稲区は平成 27(2015)年頃、北区と清田区は平成 32(2020)年頃、人口が減少に転じる見込みとなっている。

【各区の人口推移（単位：人）】 出典：将来推計人口に基づく地域分析調査

中央区は増加傾向

	2010	2015		2020		2025		2030		2035	
	人口	人口	2010対比	人口	2010対比	人口	2010対比	人口	2010対比	人口	2010対比
札幌市	1,913,545	1,937,000	101.2%	1,933,000	101.0%	1,911,000	99.9%	1,871,000	97.8%	1,818,000	95.0%
中央区	220,189	235,900	107.1%	246,400	111.9%	254,200	115.4%	259,300	117.7%	262,100	119.0%
北区	278,781	284,700	102.1%	286,500	102.8%	285,200	102.3%	281,400	100.9%	275,200	98.7%
東区	255,873	256,600	100.3%	254,700	99.5%	250,500	97.9%	244,300	95.5%	236,400	92.4%
白石区	204,259	205,700	100.7%	204,700	100.2%	201,900	98.8%	197,400	96.6%	191,600	93.8%
厚別区	128,492	127,300	99.1%	124,700	97.0%	120,900	94.1%	115,900	90.2%	110,000	85.6%
豊平区	212,118	213,300	100.6%	212,100	100.0%	208,700	98.4%	203,700	96.0%	197,400	93.1%
清田区	116,619	118,400	101.5%	118,400	101.5%	117,100	100.4%	114,700	98.4%	111,300	95.4%
南区	146,341	140,600	96.1%	133,900	91.5%	126,200	86.2%	117,800	80.5%	108,700	74.3%
西区	211,229	213,900	101.3%	213,400	101.0%	210,500	99.7%	205,700	97.4%	199,300	94.4%
手稲区	139,644	140,100	100.3%	138,600	99.3%	135,500	97.0%	131,200	94.0%	125,700	90.0%

厚別区や南区は
既に減少傾向

東区・白石区・豊平区・
西区・手稲区は平成
27(2015)年頃に減少
に転じる見込み

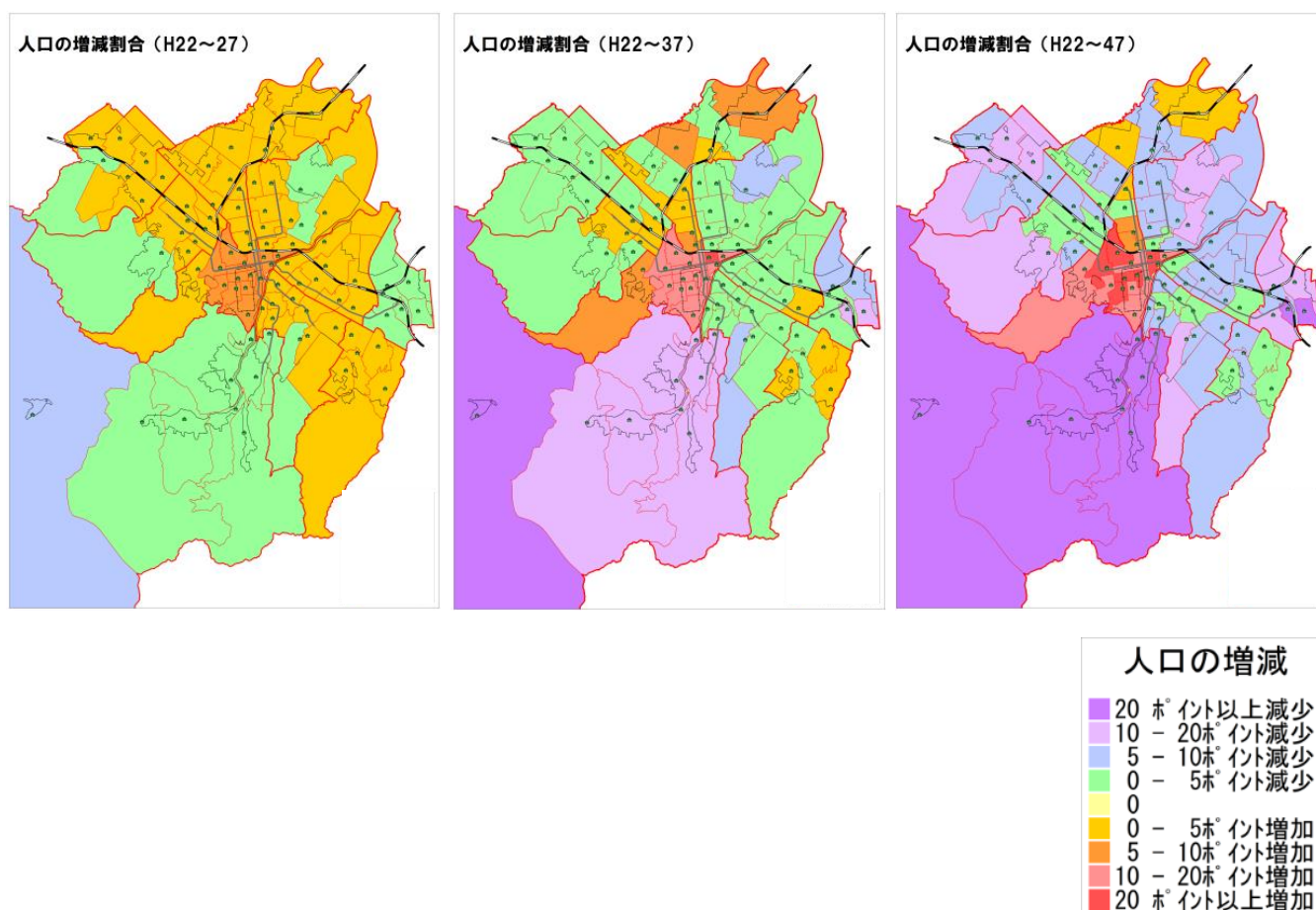
北区と清田区は
平成 32(2020)年頃に
減少に転じる見込み

■地区別の人口の状況

平成 22（2010）年を基準年とした地区別の人口増減をみると、平成 27（2015）年では、郊外など一部の地区で人口減少がみられるものの都心部をはじめ多くの地区で人口増となっている。

しかし、平成 37（2025）年では、都心部や比較的郊外でも宅地開発やマンション建設が盛んな地区を除き、人口減少に転じており、平成 47（2035）年には、より一層人口減少地区が拡大するとともに、その進行度合いについても地区的格差が顕著となる。

【地区別の人口増減割合の推移（平成 22（2010）年対比）】 出典：将来推計人口に基づく地域分析調査



■将来推計人口と高齢化・人口密度

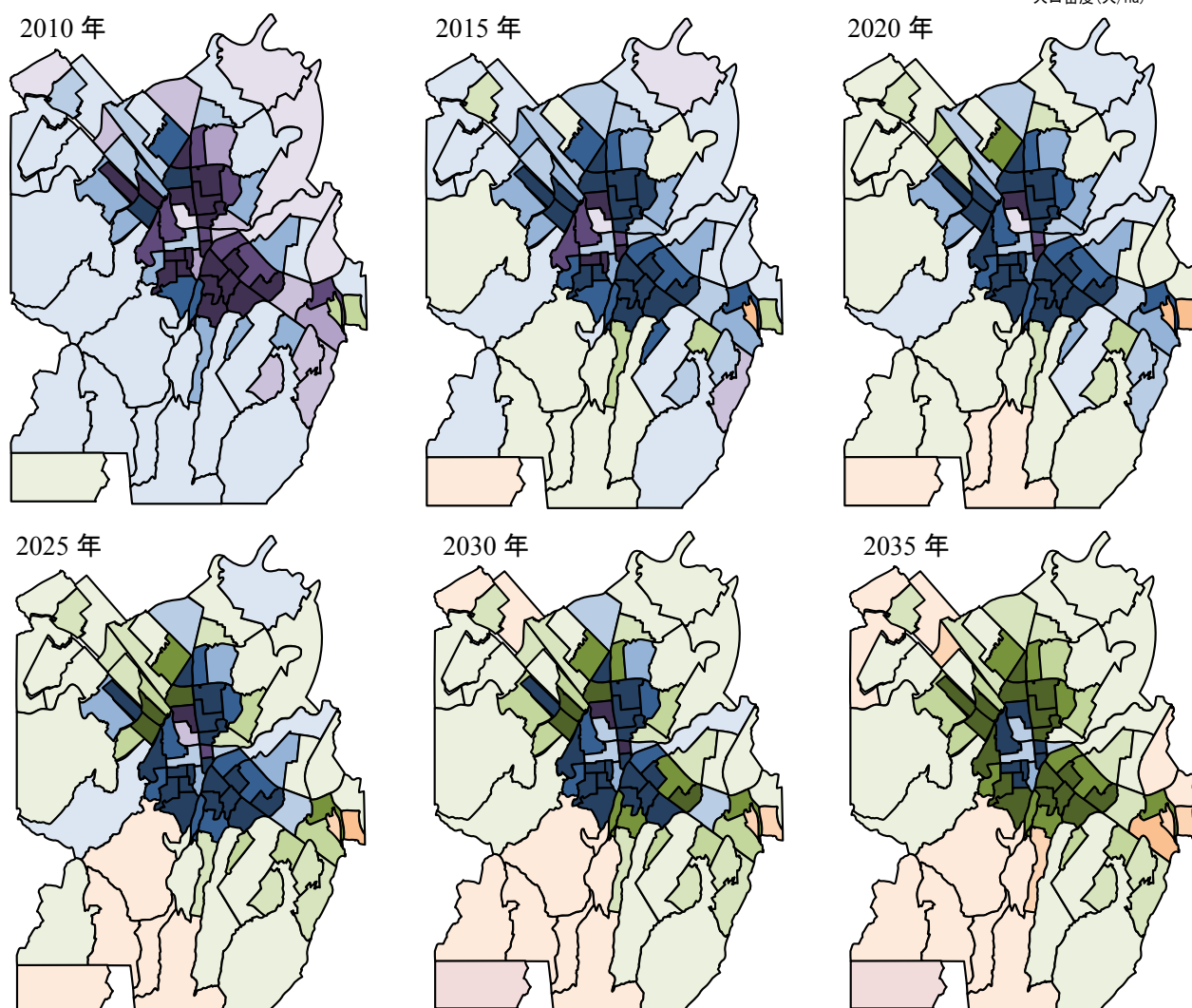
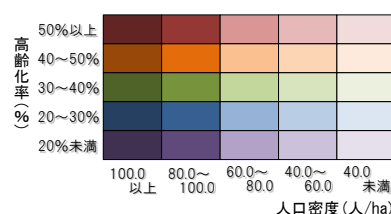
地区別の高齢化の進行状況を見ると、平成 22（2010）年では、厚別区もみじ台、青葉、南区定山溪の 3 地区のみだった高齢化率 30%超の地区が、平成 32（2020）年には全体の 1/3 超となる 32 地区に拡大。このうち 5 地区では高齢化率が 40%を超える

と推計される。

その後も高齢化は進行し、高齢化率 30%超の地区は、平成 37（2025）年には過半数となる 47 地区（うち 40%超 7 地区）、平成 42（2030）年には約 2/3 となる 56 地区（うち 50%超 1 地区、40%超 11 地区）、平成 47（2035）年には都心部を除くほぼ全域となる 76 地区（うち 50%超 1 地区、40%超 17 地区）に拡大するとともに、特に郊外部においては、高齢化と同時進行する形で、人口密度の低下も顕著となる。

【地区別に見た高齢化と人口密度（将来推計）】

出典：将来推計人口に基づく地域分析調査を基にまちづくりセンター
区域別人口とその面積から人口密度を算出し対比して図示化



■人口減少・高齢化に伴い地域において顕在化が想定される課題

- 地域コミュニティ（地域住民同士のつながりや連帯感）の希薄化
- 高齢者の増加（健康づくりや社会参加・交流機会の創出）
- 単身高齢世帯等の増加（見守りや支え合いなど孤立化対策）
- 安全安心な暮らしの確保（空き家増加、子どもの安心安全）
- 地域防災力の維持・向上（災害時要配慮者対策、避難所運営）
- 生活利便機能の低下（買物難民、除排雪）
- 地域活動の担い手不足（各種地域行事の維持困難化）



地域課題の...

多様化

→行政のみでは対応解決が困難な課題の増加



公助だけではなく自助・互助・共助との連携の必要性

複雑化

→より専門的な知識・スキルを要する課題の増加



地域の人材、活動主体が保有する様々な知識・スキルの効果的な活用の必要性



○地域の互助・共助活動など様々な役割・機能を担う地域コミュニティの活性化が必要

○町内会をはじめ様々な知識・スキルを有する地域の多様な人材・活動主体のネットワーク化（各種団体の連携関係の構築）が必要

(2) 札幌の地域コミュニティ

■地域コミュニティを構成する団体

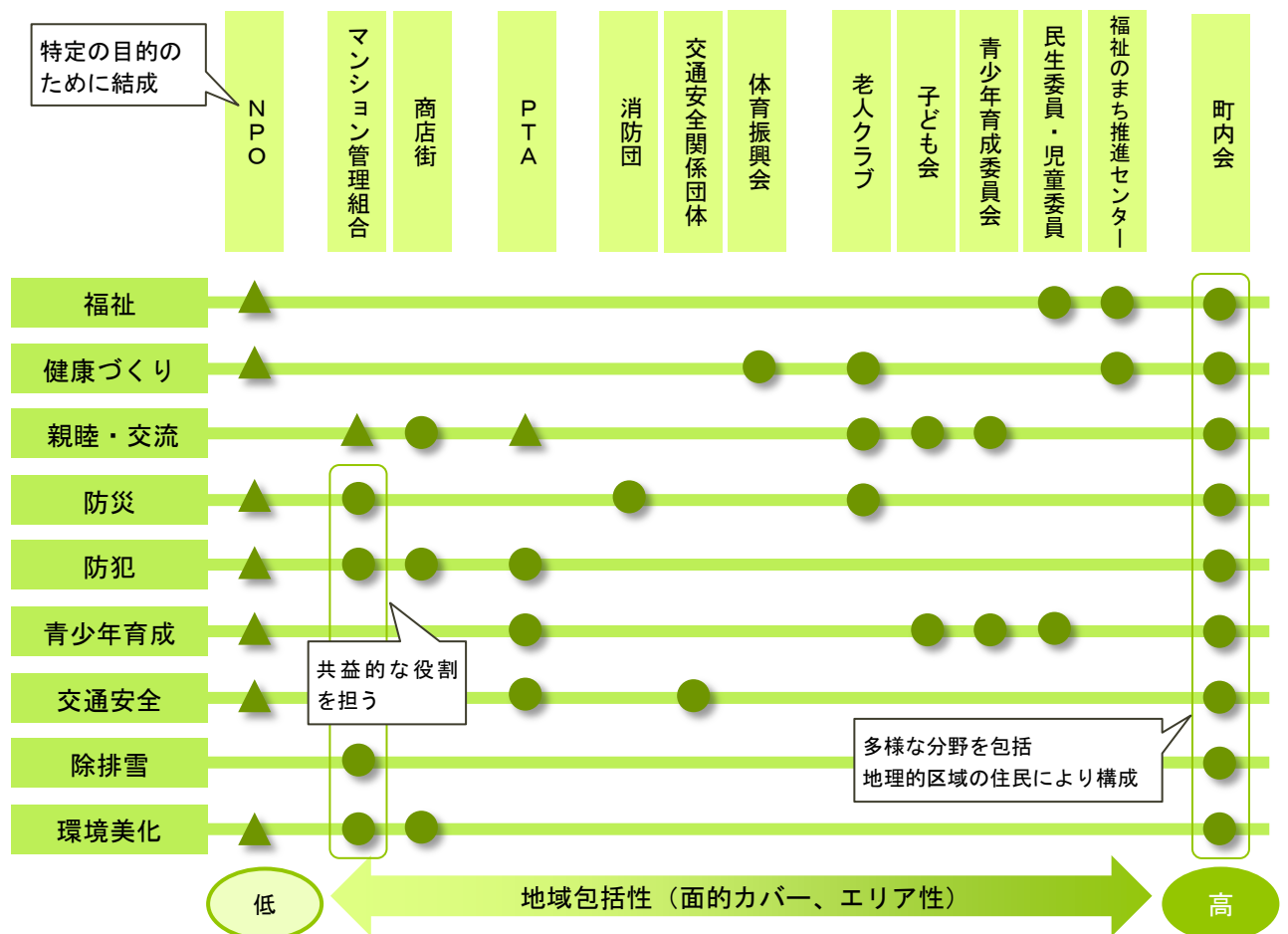
コミュニティとは、地縁、血縁、文化的背景、価値観などに基づく共同体をいい、そのうち、地縁的な要素の大きいものを地域コミュニティという（出典：「札幌市まちづくり戦略ビジョン（平成25～34年度）」）。

地域においては様々なコミュニティ組織があり、NPOやサークルなどはテーマ型コミュニティと称され、ある分野やテーマなど特定の目的のために結成される組織である。

マンション管理組合は、住環境という共通の目的を持ち、防犯や除排雪、環境美化などの共益的な役割を担うために組織されている。

一方、町内会は多様な分野を包括しているとともに、面的なエリア性を含めた地域包括性が高い組織である。

【地域コミュニティを構成する団体とテーマ等の関連】



■各団体の特徴比較

地域にはコミュニティを構成する様々な団体があるが、その特徴を比較すると、範囲や使命・目的、関わる世代などに相違がある。

特に、町内会については、他団体にない特徴として、地域を面的にカバーしており、多様な対象に対する活動を行っていることから地域の代表性を有することが特徴的である。

【主な団体の特徴の比較一覧】

	町内会	マンション管理組合	PTA	NPO
範囲	ある一定の地域を面的にカバーしている	居住環境であるマンションを対象とする	学校を中心とした区域（学区）	区域等は持たない ※関わる人の範囲による
目的・使命	・地域社会の運営（地域福祉の増進、安全・安心・快適な生活環境） ・会員相互の親睦・交流 ・地域課題への対応	・建物の維持管理 ・居住者の安全・安心・快適な暮らし等生活に関わること	・保護者と教員が協力・連携を深め、互いに学びあう。 ・児童生徒の健全な成長に寄与する。	・特定のテーマや分野の問題解決などを使命とする
組織形態	会員制・任意団体（入脱会自由）	組合制・法律に基づき区分所有者は必然的に組合員となる（管理する義務）	会員制・任意団体（入脱会自由）※実情、自動加入制の要素が強いこともある	会員制・目的型で発生
構成	区域で営む住民世帯及び事業所	組合員は区分所有者（必ずしも居住しているとは限らない）	学校に在籍する児童保護者と教職員	テーマや目的などに賛同し活動する人が集まる
	会長、副会長、専門部、班	理事長、理事、監事、専門部等	会長、専門委員会	理事長、理事
世代	全年代（子どもから高齢者まで）	全年代（子どもから高齢者まで）	保護者（同世代が多い）	多世代
活動	・生活環境の向上のための活動 ・安全で安心な暮らしを守るための活動 ・住民相互の交流を深める活動 ・市や他団体が行う事業への協力	・建物の維持管理・修繕計画 ・防犯・防災等の安全安心への取組 ・清掃・除排雪等の生活環境の整備 ・住民同士の交流・親睦	・学校教育の理解・振興のための活動 ・家庭教育の理解・振興のための活動 ・校外の生活指導のための活動 ・地域の教育環境の改善・充実のための活動	・組織の使命とするテーマや分野に関わる活動
情報	広報冊子、はがき、文書の回覧など	文書の掲示、回覧など	文書通達、メーリングリストなど	メーリングリスト、電話、SNS等
財源	会員からの一定金額の会費	管理規約に基づく管理費・組合費等	会員からの一定金額の会費	会員からの会費、寄附
その他	地域の代表性を有する	管理会社への管理の委託	—	非営利組織
特徴	テーマ・区域が広域で多様な対象に対して、日常的に活動する組織	建物の維持管理を基本として、居住者の生活利便性のため、防犯・防災・交流・除排雪等共益的取組を行う	テーマが明確であり、同世代が集まる組織	特定の目的を使命とした活動組織

(3) 町内会の現状と課題

■町内会による活動

町内会・自治会においては、住民同士の交流・親睦を主な目的としたイベントなどの行事のほか、住民の安全安心な生活を目指して、街路灯の管理や見守りなどの防犯、避難訓練などの防災の取組、環境美化の観点から、ごみステーションの管理など、幅広い活動が行われている。



活動例

生活環境の向上のための活動

・環境美化／除雪・生活道路の排雪

安全で安心な暮らしを守るための活動

・防犯／防災／交通安全

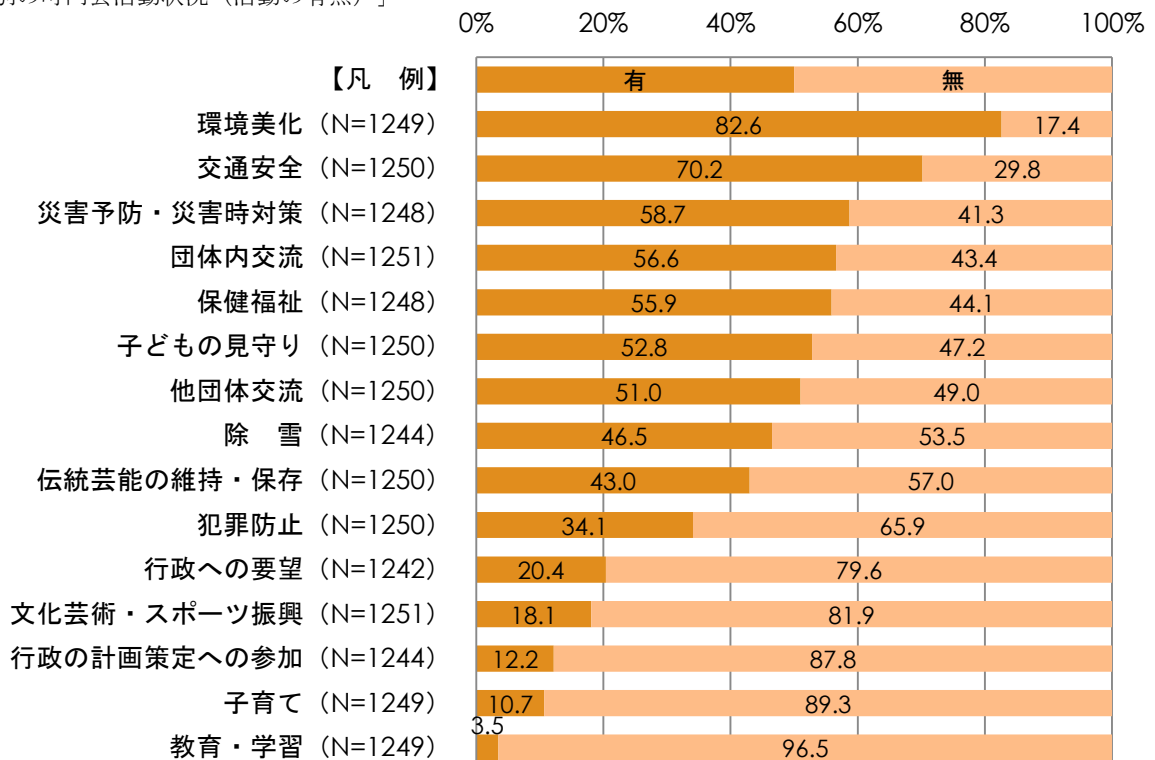
住民相互の交流を深める活動

・地域福祉／子育て支援／レクリエーション／スポーツ／文化活動
市や他団体が行う事業への協力

町内会・自治会へのアンケートによると、「環境美化」「交通安全」の活動は、市内の多くで取組まれており、次いで、災害対策、交流、福祉に関する取組も多い。

【町内会・自治会に関するアンケート調査結果】 平成28年3月（札幌市）※詳細は巻末の資料編

「項目別の町内会活動状況（活動の有無）」



■町内会・自治会の加入状況について

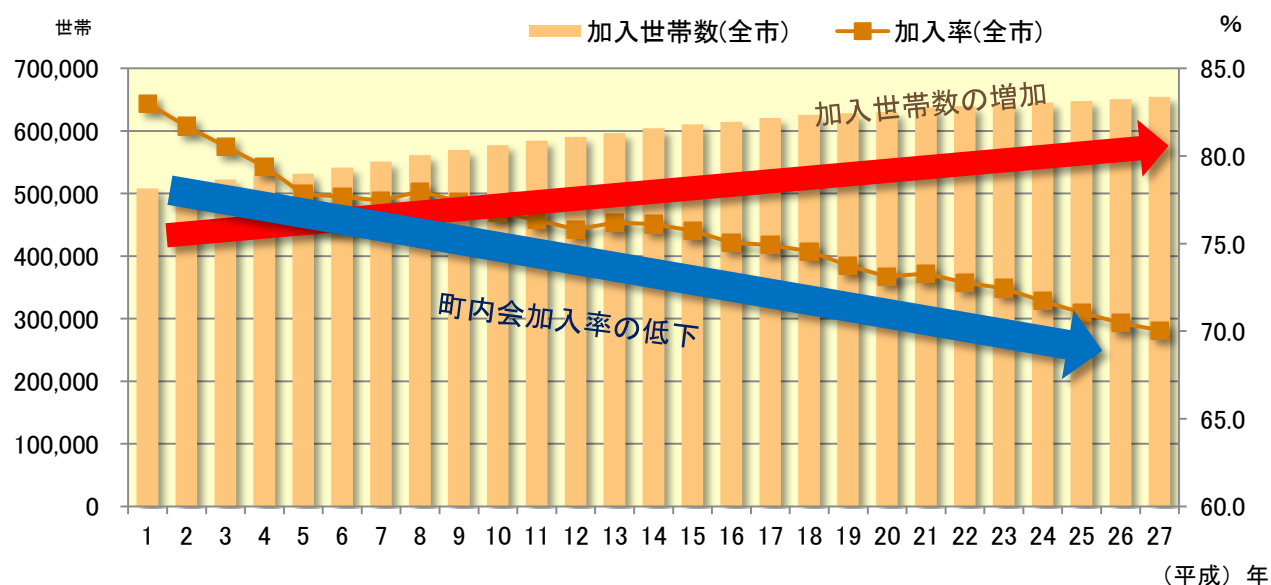
平成 27 年 1 月 1 日現在、札幌市内には、単位町内会 2,212 団体、それらが集まって形成される連合町内会が 90 団体ある。町内会・自治会の加入世帯は、一貫して増加傾向にあるものの、総世帯数の増加がそれを上回っているために、加入率は年々低下傾向にあり、70.06%となっている。

区別の状況を見ると、南区や手稲区の加入率は比較的高く、中央区や白石区では比較的低い加入率となっている。

【札幌市内町内会の加入状況】（平成 27 年 1 月 1 日現在）

単位町内会	連合町内会	全市加入率	加入世帯数	総世帯数
2,212 団体	90 団体	70.06%	654,525 世帯	934,258 世帯

【札幌市の町内会加入率の推移】 出典：町内会加入率 平成 27 年 1 月 1 日現在（札幌市）



【区別の町内会加入率】 出典：町内会加入率 平成 27 年 1 月 1 日現在（札幌市）

区	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
加入率(%)	64.08	72.70	68.59	56.58	75.54	68.57	77.60	80.93	72.79	80.36

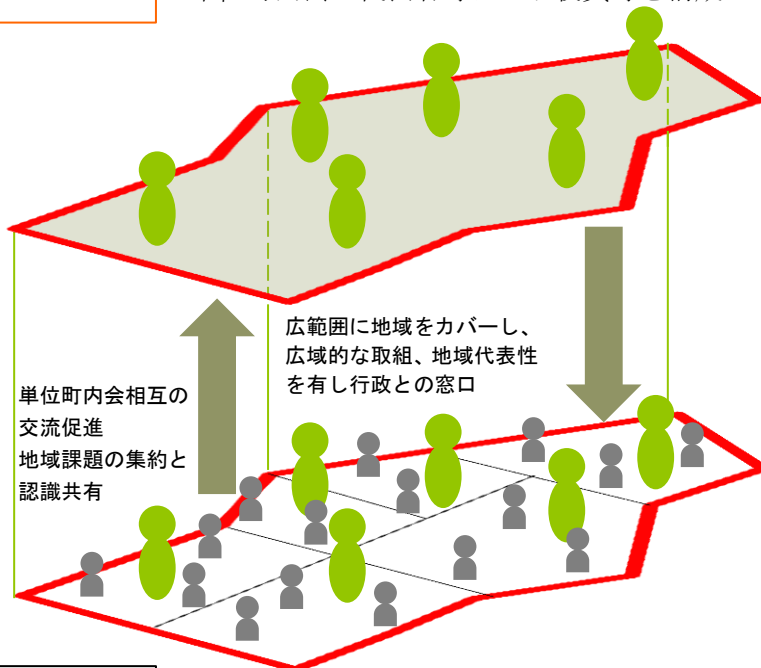
■単位町内会と連合町内会

札幌市内には、単位町内会とそれらがまとまって組織している連合町内会がある。これらの連合組織のあり方は、地域やその成り立ちなどにより異なっている。札幌市の連合町内会は一般的に以下のような特徴がある。

- 一定のエリアにある単位町内会・自治会が一つにまとまり組織されたもの。
- 面的エリアにおいて、各種団体の連絡調整及び地区住民の親睦と福祉の推進、共益活動、地域課題の解決の役割を担う。
- 単位町内会の会長などの代表者等が連合町内会の組織の役員を担う。

連合町内会

単位町内会の代表者等により役員等を構成



○スケールメリットを生かしたまちづくり

- ・一つの単位町内会では難しい地域課題の解決
- ・広域的な取組や地域行事の開催

○単位町内会の情報収集と伝達

- ・市や各単位町内会の情報の伝達
- ・単位町内会の活動促進のためのノウハウ提供

○団体の連携

- ・行政と緊密性があり一定の目的を持った地域の関連団体（地区社協・民児協等）との調整
- ・各団体との効果的・効率的な連携

単位町内会

一定の範囲の地域住民により構成

【他都市の状況と比較】

- ・地域の連合体組織の性質は地域ごとに多様なものであるが、おおむね校区（小学校又は中学など）などを単位としている地域が多い。

例）横浜市との比較

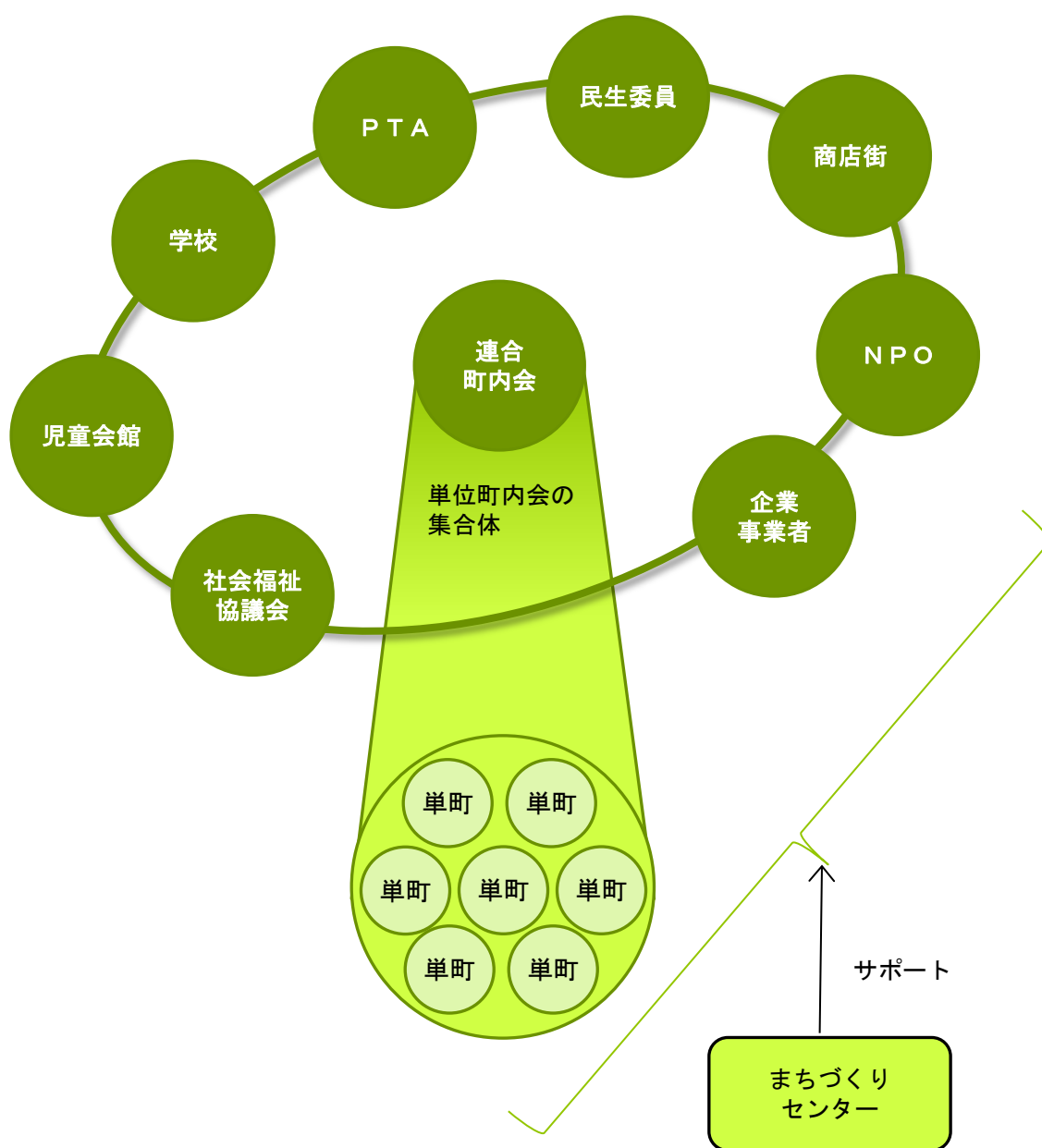
	横浜市	札幌市
	(事務局)	(事務局)
市レベル	市町内会連合会	区民協議会
区レベル	区連合町内会	まちづくり協議会
地区レベル	地区連合町内会	連合町内会
地域レベル	自治会町内会	単位町内会
	行政	行政
	役員	町内会役員
	区連合の相互の連絡、地域社会の振興・発展	まちづくりセンターや区における課題や特性を踏まえたまちづくり
	地区連合町内会相互の情報交換、行政との情報交換	単位町内会の課題の集約と共有、情報伝達、広域的な取組、各団体の連携
	町内会相互の連絡調整、福祉増進、広域的な事業	住民の親睦や福祉、地域活動
	住民の親睦や地域活動	

■地域のコミュニティ組織とまちづくり協議会

まちづくり協議会は、地域の団体や個人をゆるやかに結び、それぞれが独自性を生かしながら、地域の団体や個人が主体となって地域の課題を考え、共通の課題の解決や目標の実現に向けて行動する場。

連合町内会は単位町内会の集合体であり、連合町内会を通して単位町内会はまちづくり協議会に属している。まちづくりセンターは、情報提供などの支援を行う。

【まちづくり協議会のイメージ】



2 地域コミュニティに対する意識

地域コミュニティに関して、どのような意識を持っているのかを把握するため、これまで札幌市で行っているアンケートや調査のデータをもとに分析した。

札幌市民を広く対象にしたアンケートでは、前章で紹介した札幌市の将来推計人口や、札幌市を取り巻く社会状況など様々な要因があるなか、地域コミュニティの重要性や、その中核的な役割を担っているのは町内会であることが浮き彫りになった。（札幌市平成 27 年度第 2 回市民アンケート調査より）

一方で、町内会内部において感じられている課題として、「役員のなり手不足」「特定の人しか参加しない」などの割合が高く、重要性を感じつつも参加に結び付いていないなどの現状であることがうかがえる。

町内会未加入者へのアンケートでは、町内会未加入の理由として、「加入するきっかけがないから」が約 7 割、また、「どんなことがあれば加入するか」の問いに対しては、「活動内容や会費の使いみちがわかれば」（30.9%）が一番多い答えだった。

これらのことから、多くの市民は、地域コミュニティの重要性を感じており、町内会が重要な役割を担っていると認識している一方、未加入者にとっては町内会の活動内容などがわからない状況で、さらに加入するきっかけが無いことから、地域コミュニティとの関係が希薄になっている、という状況が類推される。

本検討委員会においても、町内会への加入促進を進めるためには、日頃からのご近所との関係性や、加入や参加に対する継続的な働きかけが重要である、というような意見が町内会活動に長年深く携わっている委員からもあり、これらの状況と一致している。

地域コミュニティの重要性と町内会

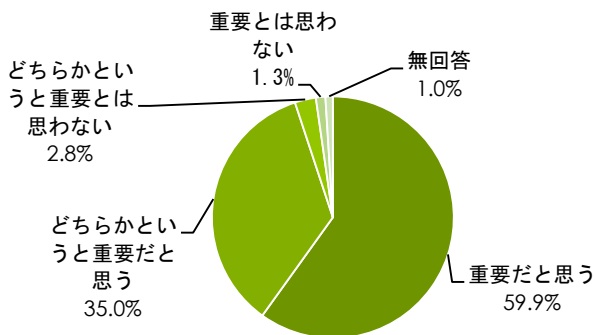
- 多くの市民は地域コミュニティの重要性を感じている。
- 町内会・自治会は地域コミュニティの中核的役割を担っているという認識。
- 一方、町内会・自治会を取り巻く社会状況が変化し、加入率も低下傾向。
- また、町内会活動では、参加者や役員の担い手不足が課題。

(1) 地域コミュニティに対する市民意識

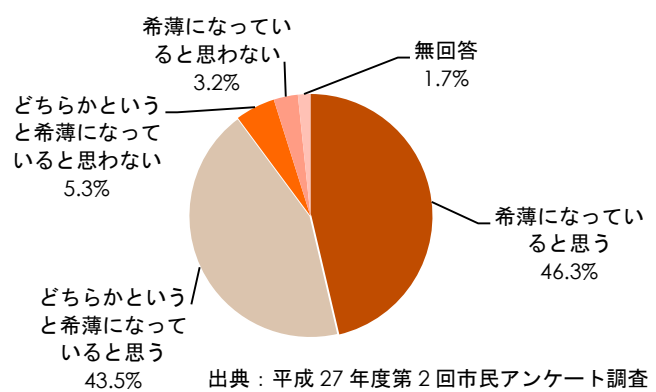
■ 地域コミュニティの希薄化・重要性

地域コミュニティに対する市民意識については、その重要性について「重要だと思う」「どちらかという重要だと思う」が合わせて約95%と高い認識である一方、住民相互のつながりについて「希薄になっていると思う」「どちらかという希薄になっていると思う」が合わせて約90%に上るなど、現状に対して強い危機感が表われた結果となっている。

地域コミュニティは重要だと思うか



住民相互のつながりが希薄になっていると思うか



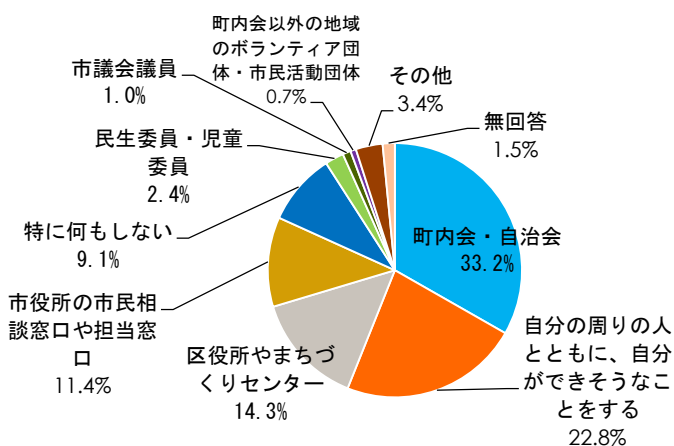
出典：平成27年度第2回市民アンケート調査

■ 地域における身の回りや近所での問題への対応

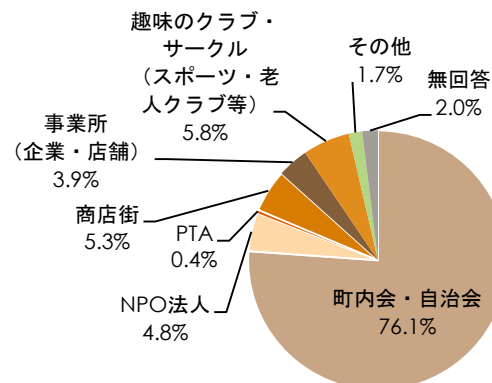
身の回りに問題が起こったときに相談するのは、「町内会・自治会」が33.2%で最も多く、次いで「自分の周りの人とともに、自分ができそうなことをする」が22.8%、「区役所やまちづくりセンター」が14.3%と続き、町内会は、地域の様々な問題の解決に向けた活動の担い手としての認識が高いことがうかがえる。

また、「地域コミュニティを担う団体として重要なもの」という問いに対しては、町内会・自治会が76.1%であり、7割以上の市民が、町内会の重要性を感じている。

身の回りや近所で何か問題が起こったときの行動



地域コミュニティを担う団体として重要なもの



出典：平成27年度第2回市民アンケート調査

(2) 町内会・自治会に対する市民意識

■町内会を取り巻く環境の変化

前項のアンケート結果から、7割以上の市民が、町内会・自治会を地域コミュニティで重要な役割を担う団体として認識していることが分かる。一方、前章で見られたような「加入率の低下」や「担い手不足」の背景として、社会状況やライフスタイルなどの町内会・自治会を取り巻く環境の変化がある。

例えば、かつて町内会が担ってきた役割の一つとして葬儀があり、町内会長が葬儀委員長となり、町内会が葬儀を主催するケースもよく見られた。しかし、こうした葬儀の形式は大きく変化しており、現在では葬儀会社に頼むことが多くなっている。このように、かつては地域で助け合って行ってきた日常的な事柄の多くは、企業のサービスにより代替されてきている。利便性の向上や企業活動の活性化を考えると当然の流れであるものの、地域やご近所づきあいの希薄化につながっているとも考えられ、町内会・自治会の役割や求められることが大きく変わってきていることが見てとれる。

また、集合住宅の増加や生活スタイルの変化で、住民同士の接触機会が少なくなり、町内会・自治会においても住民ニーズの把握が難しくなっているほか、各人の個人情報取扱についての危機意識が高まったことにより、一番身近な存在であるはずの町内会・自治会、ましてやご近所同士においても、地域で暮らす住民の顔が見えづらくなっている面もある。

【町内会・自治会を取り巻く環境の変化や課題】

○ 暮らしの中の必要不可欠性の変化

- ・ 葬儀形式の変化など、隣人同士が支え合わなければならない機会の減少。
- ・ 除雪や防犯などの日常の暮らしに必要なことが民間に委託されるなど町内会に求められる役割が変化。

○ 住環境や生活スタイルの変化

- ・ マンションやアパート等集合住宅の増加により、互いに顔が見えにくい住環境となっているほか、各個人の生活スタイルが変化。

○ 大人と子どもの接点の減少

- ・ 日常における大人と子どもの接点の減少。

○ 「個人情報」意識の変化

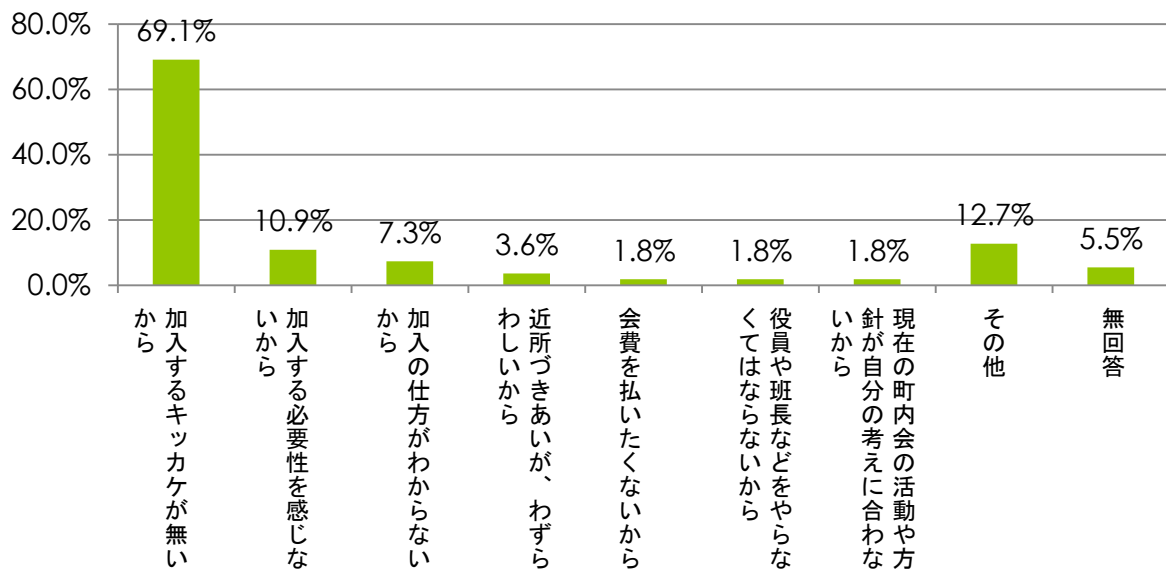
- ・ 住人の名前、住所、家族構成などを把握しにくい社会状況。

■町内会・自治会への加入について

■未加入の理由

町内会への未加入の理由を聞いたアンケートでは、「加入するキッカケがないから」(69.1%)が約7割と、圧倒的に高い一方、「加入する必要性を感じないから」(10.9%)が1割程度となっている。したがって、加入に対するきっかけづくりが重要であると考えられる。

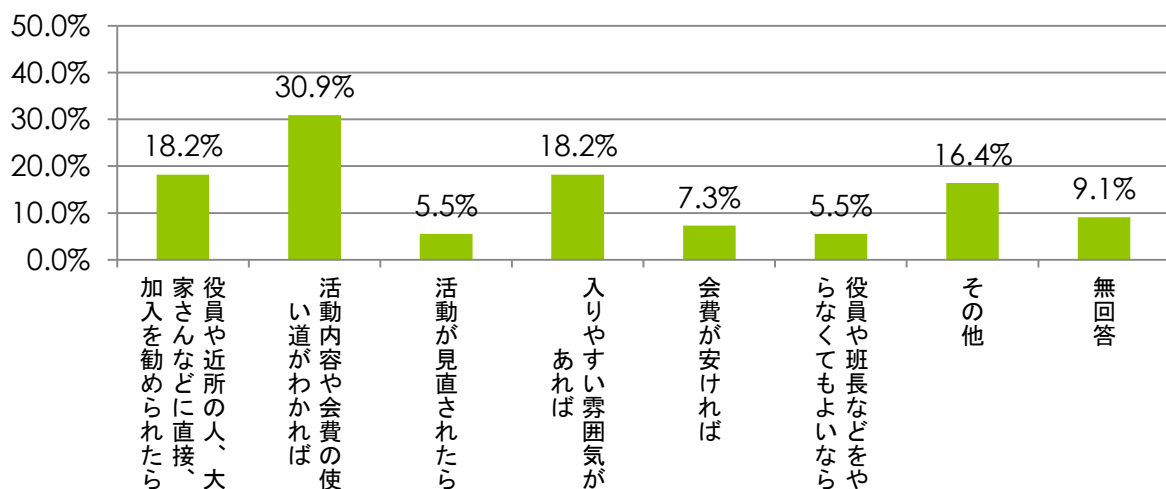
【町内会未加入の理由】 出典：平成26年度 町内会に関する意識調査（20～40代男女）



■どんなことがあれば加入するか

「活動内容や会費の使い道がわかれば」(30.9%)が最大で、これに「役員や近所の人、大家さんなどに直接、加入を勧められたら」「入りやすい雰囲気があれば」(共に18.2%)が続いている。なお、「会費が安ければ」の回答は多くない。

【町内会加入条件】 出典：平成26年度 町内会に関する意識調査（20～40代男女）



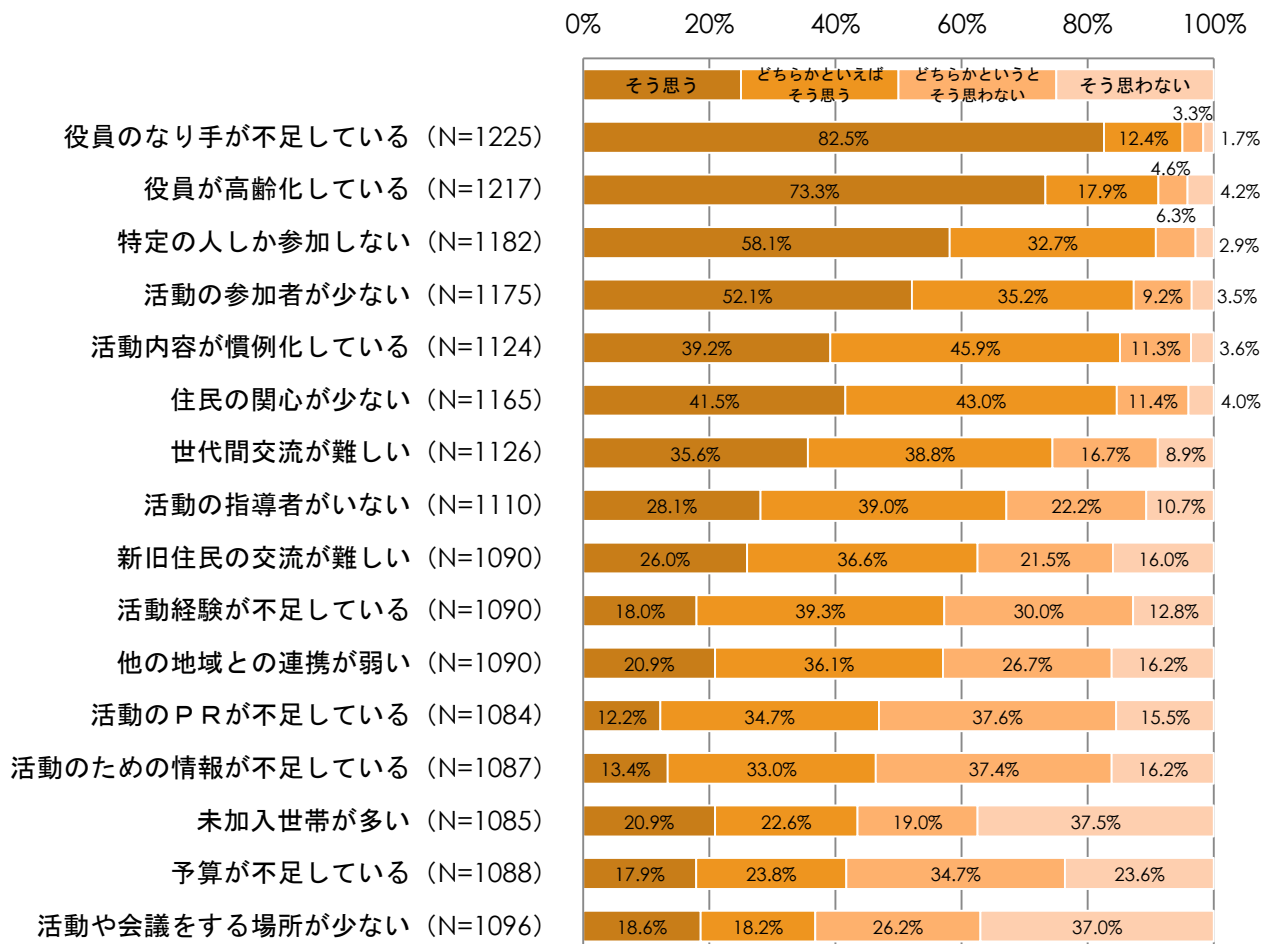
■町内会・自治会の課題

前項では町内会に対する意識等についてみてきたが、一方、町内会・自治会運営側で感じている課題はどのようなものだろうか。「町内会・自治会に関するアンケート調査結果（平成28年3月）」における「町内会の活動を行っていくうえで、課題となっていることはどのようなことであるか」という設問の回答結果から、「役員のなり手不足」「役員の高齢化」が上位に挙げられており、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」を合わせて9割を超えている。加えて、「特定の人しか参加しない」「活動の参加者が少ない」なども約9割となっており、行事への参加者数の減少や特定化が懸念されている。一方、数値指標として札幌市で町内会加入率を算出しているが、「未加入世帯が多い」を課題に挙げているのは4割程度で、前述の課題に比べ低い数値となっている。

こうしたことから、実際に町内会・自治会で感じている課題としては、役員など活動の担い手や行事参加者などの人材であることがうかがえる。町内会・自治会の運営において、今後の活動の活発化、さらには組織の存続にも大きくかかわる担い手確保に向けた取組が重要である。

【町内会・自治会に関するアンケート調査結果】 平成28年3月（札幌市）※詳細は巻末の資料編

「町内会の活動を行っていくうえで、課題となっていることはどのようなことであるか」



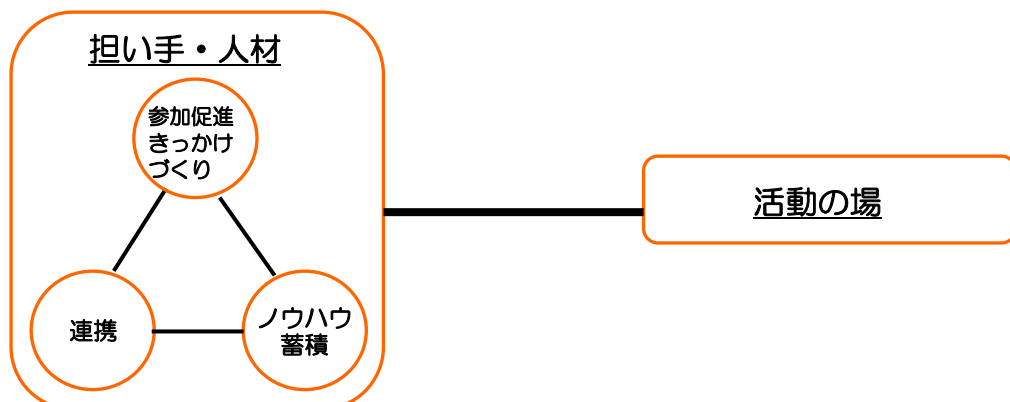
現在の地域コミュニティを取り巻く環境の変化や、市民意識について前章まで分析してきたが、地域課題は複雑・多様化しており、さらに地域コミュニティに関わる団体も多種多様となっていることから、地域コミュニティの活性化について検討するに当たり、「地域コミュニティの各主体」と「課題についての各要因」の2つのカテゴリーに便宜的に分類した。「地域コミュニティの各主体」については「市民」「町内会」「市民活動団体」「企業・事業者」「学校・児童会館」の5つ。「課題についての各要因」については「人材」「活動」「連携」「財源」「場・拠点」「情報」の6つ。それぞれについてあり方や必要なことについて、本検討委員会で検討を進めた。

また、無作為に抽出した市民や町内会関係者によるワークショップを開催し、各主体の役割やその役割を果たすために必要なこと、町内会活動の活性化のために必要なことなどについても広く意見出しを行った。

こうした検討を経て、地域コミュニティを活性化するために必要な取組として、『担い手・人材』、『活動の場』の二つに大きく整理した。

地域コミュニティ活性化に向けて必要なこと

- 『担い手・人材』『活動の場』が重要なキーワード。
- さらに『担い手・人材』については、「参加促進・きっかけづくり」、「連携」、「ノウハウ蓄積」がそれぞれ重要。
- 地域コミュニティを活性化させるためには、『活動の場』が必要



(1) 各主体に求められること

■各主体の役割

地域コミュニティの活動を担う活動主体を「市民」「町内会」「市民活動団体」「企業・事業者」「学校・児童会館」の5つに便宜的に分け、また、課題についての各要因を、「人材」「活動」「連携」「財源」「場・拠点」「情報」として、大まかに6つのカテゴリーに分類し、それぞれについて、地域コミュニティを活性化するために、果たすべき役割を整理した。

各主体の果たすべき役割

	市民	町内会	市民活動団体	企業・事業者	学校・児童会館
担い手育成 【人材】	○地域への関心を持つ ○地域活動に参加する(子ども・若者、退職者の参加)	○交流の機会創出 ○地域活動への参加促進の呼びかけ ○人材の発掘の取組 ○ライトな活動の受入	○地域でのネットワークづくり ○専門知識を生かした人材活用(アドバイザー・講師など)	○地元住民の優先的な採用 ○地域活動への人材派遣	○地域や町内会に関する教育、意識醸成 ○保護者などの地域住民のつながりづくり
活動の活性化・参加促進 【活動】	○自主的な地域活動や行事への参加(できる範囲で) ○日頃からの地域での交流	○地域活動や行事の継続 ○地域活動への若い世代の参加促進と動機付け ○子ども対象の活動や世代間交流の充実(保護者の参加も促す)	○専門性を活かした地域活動への支援(企画や助言、課題解決) ○地域のサークルなどのスポット的協力	○CSR活動の促進 ○企業社員の活動への参加促進	○町内会と連携した事業の推進 ○学校行事の開放 ○見守り活動
地域資源・ノウハウ活用 【連携】	○地域ルールへの遵守 ○近隣住民やグループとのつながり	○町内会同士の連携促進(単町同士、連町と単町) ○団体や企業、MS管理組合、学校等との連携促進	○団体内部でのつながりづくり	○企業の取組や特技の提供 ○所有する機材やノウハウの提供	○生徒を通じた地域や他団体とのつながりづくり
活動費・収益の確保 【財源】	○町内会費の納入と理解 ○行政サービスへの理解	○会費の透明化 ○会費の使い方の見直し ○業務受託による財源確保	○専門分野を活かした地域行事の受託	○地域活動への資金的な支援	○学校行事の収益の地域への還元
場・機会の創出 【場・拠点】	○公共施設や公的サービスの活用	○地域住民が集う場所づくり ○民間施設の活用 ○町内会館の機能向上	○公共施設の活用	○地域活動への場所の提供	○空き教室などの地域活動への提供・活用 ○地域住民の活躍の機会創出
情報発信・情報提供 【情報】	○地域情報の自主的な収集 ○地域情報の共有・伝達	○町内会活動の発信(多様な方法で) ○対面のコミュニケーション ○他の町内会との情報共有	○活動団体のPR ○地域意見の集約	○企業の地域活動や取組の発信 ○地域情報の発信や協力(フリーペーパー等への掲載協力、店舗での掲示など)	○学校の地域活動に関する情報発信 ○児童や保護者への地域情報発信の協力
その他		○現状にあった組織のあり方を検討	各主体同士の連絡調整		

■各主体が役割を果たすために必要なこと

各主体が前述の役割を果たせるような状態・環境になっていることが理想的であるが、現実的にはそれが実現されていない状況も多く、その実現のために必要なこと（環境の整備、取組等）についても併せて検討した。

例えば、「市民」の役割として、「地域への関心を持つ」ことが求められているが、市民の関心については必ずしも高いとは言えないので、そのために必要なこととしては、「関心を高める取組」や「幼少期からの地域教育の機会」を創出することが必要である、と言えるだろう。

また、各主体同士が得意分野を活かして有機的に連携することが、今後の地域コミュニティの活性化にとって必要になってくることから、連絡調整を担当するコーディネーター的な存在が重要になってくると考えられる。このコーディネーター的な役割としては、札幌市では、市内 87 か所にある各まちづくりセンターが、地域のまちづくりの拠点として機能しているが、地域によっては必ずしもニーズに応じているとは言い難い状況である（参考：札幌市自治基本条例第 28 条「市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする」）。

コーディネーターの役割の充実については、まちづくりセンターの機能強化という方法もあるが、実際にまちづくり活動に関わっている方や、町内会OBなど地域活動についての知識や経験が豊かな人材を育成しコーディネーターとすることも考えられる。

役割を果たすために必要なこと	
【人材】	●市民の関心を高める取組 ●幼少期からの地域教育の機会 ●地域での交流の機会づくりの支援 ●負担が軽いライトな参加を受け入れる仕組み・組織づくり
【活動】	●市民が地域活動に参加しやすい仕組みづくり ●多様な世代の地域活動への参加の動機づけ ●企業の地域活動への参加メリット
【連携】	●各主体をつなぐコーディネートの担い手 ●町内会（単町・連町）同士の交流の機会 ●町内会と他団体との連携のきっかけづくり
【財源】	●各主体の運営や活動のための資金支援 ●町内会加入促進の呼びかけ、加入しやすい仕組みづくり
【拠点】	●参加しやすい場づくり ●公共施設の活用推進 ●民間施設の地域の活動の場としての活用への理解促進
【情報】	●多様なツール・機会を活用した情報発信 ●各主体の目的や活動内容の見える化（情報発信） ●わかりやすい情報発信
【その他】	●新たな町内会のあり方検討

(2) 町内会活動の活性化のために取り組むべきこと

■強化が必要な取組

札幌市では、町内会・自治会を地域活動における中核的な役割を担っている団体として、様々な支援・応援を行っている。その支援・応援については、町内会が公共的な役割を果たしている分野においては、取組のパートナーとして関係部局ごとに連携した取組を行っている。しかしながら、こうした地域のまちづくりに欠かすことのできない活動主体である町内会に対し、既存の市の取組が行き届いていない部分や、より強化が必要なものなどを、町内会役員を対象としたワークショップの意見から把握した。

町内会活動の活性化のために 取り組むべき政策課題	今後、より強化が必要な取組
①参加しやすい環境づくり (参加のきっかけ・参加しやすい仕組み・啓発 PR) ○各世代に合った参加の仕組み (若者、子育て世代、現役世代、退職者など) ○負担が軽いライトな参加を受け入れる仕組み ○地域活動参加へのインセンティブ ○活動の見える化・透明性 ○関心を高める取組(普及啓発・教育)	・若者の参加促進・大学生の取込 ・保護者同士の関係づくり (おやじの会、ママトモ等) ・地域のニーズ把握のための支援 (アンケートや交流) ・加入することのメリットを創出・PRする取組
②連携 (各活動主体間の連携、他地域・他町内会の連携) ○各主体が連携するためのコーディネーター役が必要 ○企業・NPO等の得意分野を活かした地域協力の促進(ノウハウの提供・CSR向上)	・各主体をつなぐためのコーディネーター機能・担い手 ・ノウハウを持った専門性のある人材の育成 ・企業にいる人材をボランティアとして派遣
③ノウハウ(活動のノウハウ・情報共有) ○他町内会の活動事例・ヒントの共有 ○他地域・他町内会との交流促進、連携可能な団体の情報共有 ○ノウハウを持った専門性のある人材の育成・派遣、アドバイス	・町内会同士の情報交換・交流の場 ・IT活用の知識やノウハウ、環境の提供 ・地域活動の発表の場を作る ・地域活動に関して気軽に相談できる体制 ・連町の負担軽減、サポートする仕組みや専門性 ・個人情報や運営に関するルール作り
④活動の場 (活動拠点としての場、交流の場などの確保) ○活動や場の確保のための財政的な支援 ○場に関する連携(公共施設の活用、企業からの場所提供、学校の空き教室活用)	・会館・会議場所の運営・確保に対する支援
⑤その他(理念・財政的支援等) ○町内会の参加や活動を活性化するための理念 ○運営費等財政的支援の充実	・町内会のHPの作成やメンテナンスの財源の支援 ・加入促進などの特定分野に限った補助制度 ・町内会独自で作るチラシのデザイン・印刷の支援

■「担い手・人材」と「活動の場」に集約

地域コミュニティが抱える課題を、「担い手・人材」と「活動の場（「身近」な地域の活動の場の確保）」の2つに整理した。このうち、「担い手・人材」に係る要素は、「参加促進・きっかけづくり（参加のすそ野拡大）」、「連携（他団体の人材・スキルの活用）」、「ノウハウ蓄積（町内会組織運営のノウハウの共有）」の3つに区分され相互に関係している。

① 『担い手・人材』

ア 参加促進・きっかけづくり：将来的な担い手の発掘、確保に向け、潜在層への動機づけや参加障壁の軽減など、参加のすそ野拡大策の充実が必要。

イ 連携：町内会だけでは解決困難な課題に対応するため、NPO・企業・学生サークルなど知識・スキル・資源を持つ他団体や近隣の町内会との連携・ネットワーク化を促進。

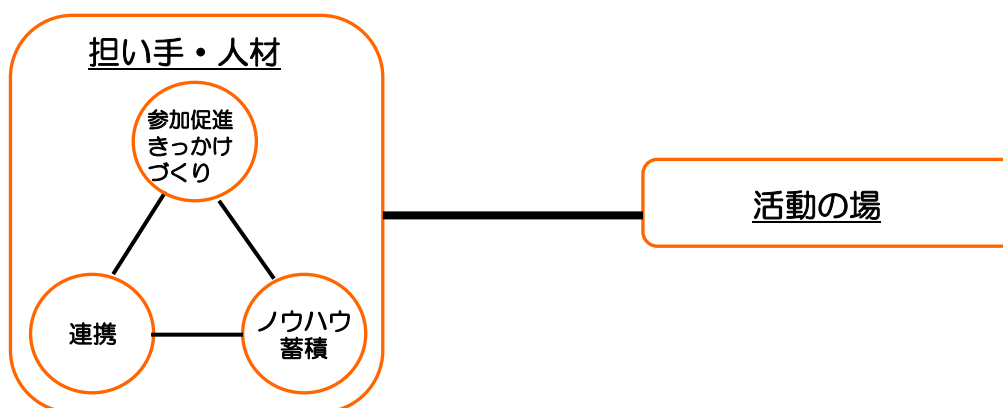
ウ ノウハウ蓄積：担い手の育成や地域課題に対応するため、町内会など地域団体内部へノウハウ蓄積を進める取組の充実。

② 『活動の場』

多様な主体が利用できる「身近な地域の活動の場の確保」充実。

○公共施設等の活用

○既存施設の地域活用促進



(3) 今後に向けての提案

■地域コミュニティの主役は町内会を中心とした地域の団体

これまで第一章、第二章で見てきたように、札幌市では地域コミュニティの重要性が今後さらに高まっていく。言うまでもなく、札幌のまちづくりの主役は市民である。その市民が地縁などに基づく共同体である町内会・自治会を形成し、地域コミュニティの中核を担っている。本検討委員会では、地域コミュニティが活性化するために、こうした町内会などの地域団体に必要なことについて検討を行ってきた。

検討委員会のメンバーには、町内会活動に長年携わってこられた方はもちろん、NPO活動を行っている方、不動産関連団体の方、一般公募で参加された方、そして、市内をはじめ、様々な市町村をフィールドとして地域活動を研究してきた学識経験者も名を連ね、幅広い視点で議論を交わしてきた。こうした議論を通して、様々な地域状況のなか、地域課題が複雑多様化していること、また、地域の活性化や課題解決には特効薬はなく、状況に応じて複合的に、それらの課題解決に対応していくほかはないことが浮き彫りになった。一方、ライフスタイルの変化によって、希薄化していくご近所関係や地域のつながりを、かつて「向こう三軒両隣」と言われていた頃と同じような関係性に戻すことは現実的には難しく、現在や将来の札幌の姿に合った共助の関係性を模索することが必要であろう。

このように、多様化していく地域コミュニティを活性化するため、行政においては、一つの施策だけでなく、多角的な施策を継続的に実施し、側面的に地域を応援していただくことを提案したい。あくまでも地域の主役はその地域の住人であり、その住人が町内会などの地域コミュニティを形成し、日頃から地域におけるまちづくり活動を推進している。よって、行政の施策については、支援という立場ではなく、地域の声を取り入れた『応援』であり、行政が主体的に進めるものではなく、『側面的』に応援してもらうことが必要である。

こうしたことを前提に、本検討委員会では、前項でまとめた二つの課題、「担い手・人材」「活動の場」について、それぞれ様々な対応案やその具体例を話し合い、その結果については、複合的に課題解決を行えるよう多角的な提案とさせていただいた。

また、いくつかの都市で制定されている地域コミュニティ関係の条例についても、札幌市の状況に即しているのかなどについて個別に検討を行った。

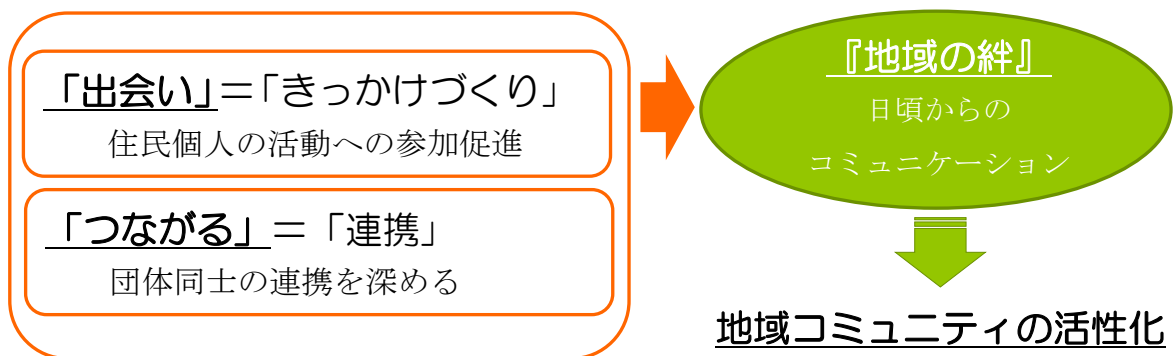
提案テーマ

出会い つながる 地域の絆

「きっかけづくり」「連携」が大切

本検討委員会の提案においては、「担い手・人材」「活動の場」について今後考えられる様々な地域課題を想定し、多角的な取組案を検討した。その中で、特に「きっかけづくり」と「連携」が大切であると考え、「出会い つながる 地域の絆」というフレーズにまとめた。

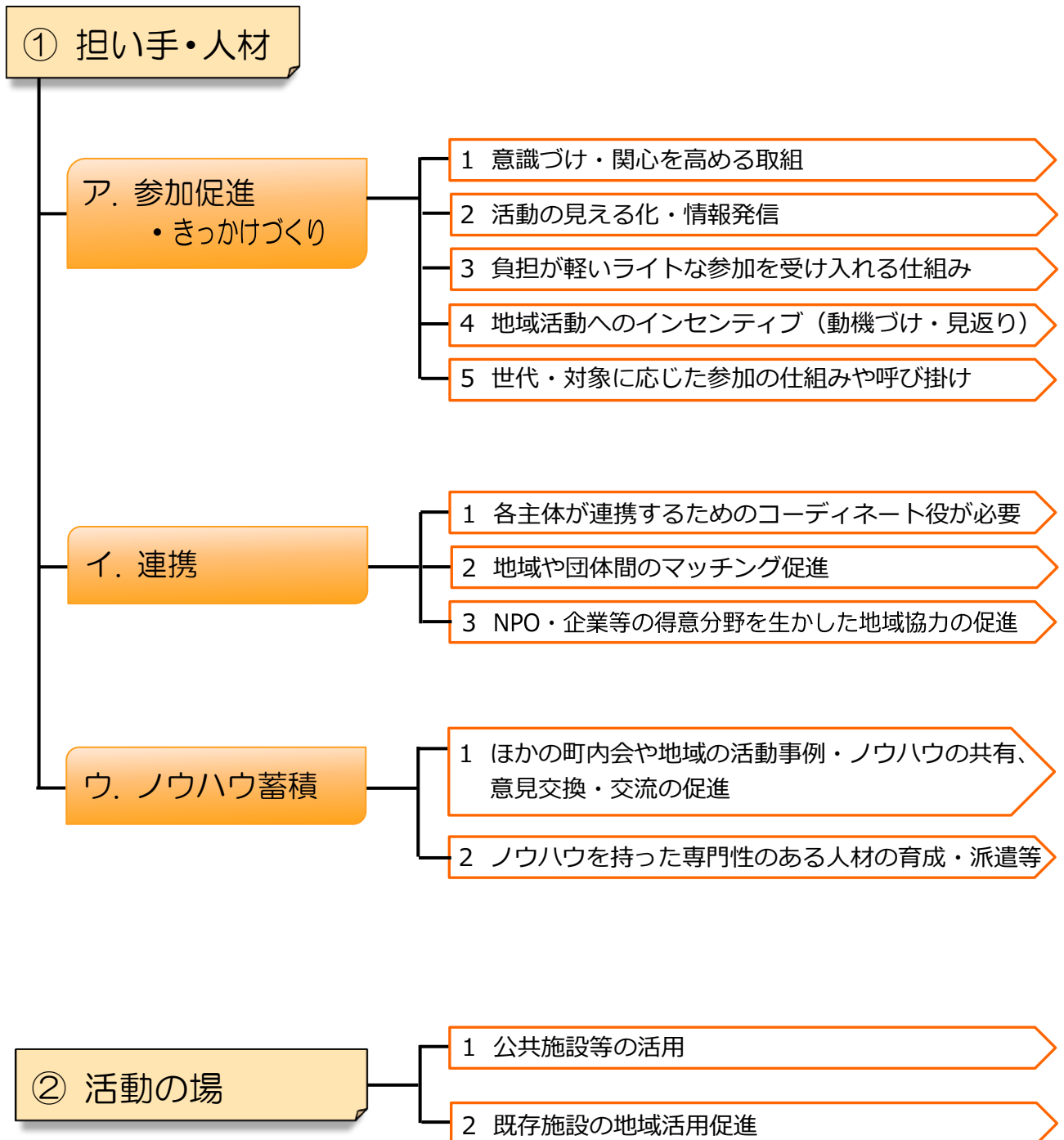
地域参加への「きっかけづくり」のためには、人と人との『出会い』が大切であり、その活動をさらに活発化するためには地域の団体同士が『つながる』こと、「連携」が大切である。こうして、個人の「出会い」と、団体が「つながる」ことにより、『地域の絆』を築いていくことが、地域コミュニティの活性化のために最も重要である。このような意味を込めたものである。



地域コミュニティのさらなる活性化のためには、日頃から地域活動に多くの住民が関わり「地域の絆」を育むことが必要である。そのためにはまず、参加のための「きっかけづくり」が大切であり、社会状況に合わせた取組や組織運営、啓発活動が求められる。また、複雑多様化する地域課題に対応するためには、それぞれ地域で活躍する団体が得意分野を活かし、「連携」して支え合うことが大切である。参加や連携の輪がつながり、その活動が広がっていき、様々な団体が支え合う状況となることが望まれる。

次ページからは今後必要な取組を網羅的に提案しているが、すでに取り組んでいることは継続して行うことが必要であり、手薄な部分については、「きっかけづくり」「連携」を重点的に意識して活動を広げていくこと、そして、行政においてはそれらの取組の応援、環境づくりや意識を醸成することが必要である。

提案の構成



① 担い手・人材

ア. 参加促進・きっかけづくり

将来的な担い手の発掘、確保に向け、潜在層への動機づけや参加障壁の軽減など、参加のすそ野拡大策の充実が必要。

- 1 意識づけ・関心を高める取組
- 2 活動の見える化・情報発信
- 3 負担が軽いライトな参加を受け入れる仕組み
- 4 地域活動へのインセンティブ
- 5 世代・対象に応じた参加の仕組みや呼び掛け

1 意識づけ・関心を高める取組

町内会などの地域コミュニティの活動は、地域という範囲をつながりとして、様々な日常的な活動を行っており、活動に参加していなくても当たり前のように普段からその恩恵を享受しているが、目に見えるメリットを感じる機会が少ない。日常的な啓発や教育など、行政等による公的なサポートが必要な分野でもある。

例えば…（検討委員会・ワークショップの意見から）

地域活動参加意識の啓発強化

- ・ 地域活動に参加する機運を高めるため、多様なメディアを活用した啓発の取組（コミュニティの情報を発信するフリーペーパー等の作成）
- ・ 会議欠席者等にも情報提供するなど日常の絆づくりや啓発の取組
- ・ 学生に対して大学入学時に啓発する機会を設ける
- ・ 町内会や地域活動をPRする人物の起用（町内会大使、ミス・ミスター町内会など）

幼いころからの地域活動教育

- ・ 小学生（低学年）向け町内会活動周知リーフレットの作成
- ・ 小中学校で地域活動に触れる機会を増やしていく

地域コミュニティへの参加を意識づける条例等

- ・ 地域活動への参加についての理念を定めた条例や宣言等
- ・ ワークショップなどにより参加意識等を高める取組

札幌市の関連施策等

各メディアを活用したPR、不動産関連団体等と連携したまちづくり活動の周知、冊子『子どもまちづくり手引書』（全小学3年生へ配布）、札幌市自治基本条例等

委員からの
意見・
課題等

多くの人が地域への関心を持つことが必要

個人それぞれが、地域への関心や愛着を持ち、自分たちの生活が地域の人たちの地道な活動によって支えられていると実感することが、地域活動への参加や協力につながる。そのためには、地域活動の重要性や参加意識を啓発する取組が必要であり、幼いころから地域活動への理解を促す教育や、行政としての姿勢を示すことも後押しとなると考えられる。

2 活動の見える化・情報発信

地域の活動や町内会活動を日常的にPRして「見える化」することも、参加の促進のためには大切。様々な機会をとらえて、積極的に団体の存在やイベントなどの活動をアピールすることで、多くの人に認知され、活動内容などが周囲に広く伝わり、より多くの人の協力も得ることができる。

例えば…（検討委員会・ワークショップの意見から）

活動を「見える化」するための取組強化

- ・ 活動や行事内容、会費の使い方等のチラシの作成印刷サポート
- ・ 欠席者や未加入者にも情報を伝えるため、ネット等で公開し「見える化」する取組

町内会IT化の促進

- ・ SNS等での情報発信についてサポートする仕組み

情報発信するための取組強化

- ・ 電子町内会としてインターネット上で情報発信・伝達できる仕組み作り
- ・ 町内会や地域のロゴ・キャラクターを作成・活用した情報発信のサポート
- ・ 地域フリーペーパー等との協力による行事情報を発信する協力関係づくり
- ・ 掲示板などの設置や店舗への掲示等により、地域情報を日常的に発信する仕組み

札幌市の関連施策等

町内会アドバイザー派遣、町内会担い手育成塾

委員からの意見・課題等

活動の「見える化」で新たな参加者を増やす

地域活動や行事については参加者が固定化している状況もあり、新たな参加者を増やすことが課題となっている。また、転入者や若者等は、活動内容をよく理解していないために、参加していない場合も多い。

これらの活動をどうやって周知するかが課題であり、活動の「見える化」や行事情報の発信を強化する必要がある。

現在も周知に力を入れている地域もあるが、チラシなどを作成できる人材やノウハウが無い場合や、担当者が代わった場合などは対応が難しくなる。チラシや町内会だよりの作成、情報発信についてサポートがあると、活動への参加者も増えるかと思う。

3 負担が軽いライトな参加を受け入れる仕組み

「できることを、できる人が、できるときに、できるだけ行う」このような負担が軽いライトな参加が可能になることが、幅広い世代の参加促進を進めるうえで必要である。

例えば…（検討委員会・ワークショップの意見から）

行事ごとに興味がある人が参加できる仕組み

- ・ 事業の実施についてプロジェクトチームをつくり、担当する人をその都度募集
- ・ 「できることを、できる人が、できるときに、できるだけ行う」参加の仕組み

大学生・若者が参加しやすい仕組み

- ・ 大学生は授業前、若者は始業前など、朝活として地域活動に参加する仕組み

町内会の組織・体制の見直し

- ・ 役員の任期や人数、規約の見直し、事業・業務量の見直しなど、負担を軽減するためのあり方を検討する。そのために必要なアドバイザーやファシリテーター等を派遣する仕組み

開かれた町内会・受け入れ態勢の推進

- ・ 新規会員や外部団体などの参加や、学生や若者のライトな参加を受け入れるための団体内部の態勢づくりや意識変化の啓発

札幌市の関連施策等

冊子『町内会活動のヒント』や町内会活動支援シンポジウムでの事例紹介、町内会アドバイザー派遣

委員からの意見・課題等

ライトな関わりが将来の役員に

地域活動に一度関わったり、参加したりすると、いろいろな仕事や役職を任されるようになるかもと警戒感を持っている人も多く、そのわずらわしさから活動に参加しない人もいる。しかし、そのような人も協力する姿勢が無いわけではなく、あまり負担無くできることは喜んで協力する、という思いを持っている。そのようなライトな関わりを継続的に続けている人が、将来的に役員であったり中心的な存在に結び付けばいいし、そうならなくても参加することで顔見知りの関係を築くことは大切。

4 地域活動へのインセンティブ（動機づけ・見返り）

地域活動はメリットが見えにくいので、参加するための動機となるインセンティブを設定することが必要。また、町内会への加入を促進する目的であれば、加入のインセンティブ、活動への参加者を増やすためには、参加のインセンティブと、それぞれの目的に合ったインセンティブの設定が必要。また、地域活動を主催する団体（町内会等）は、行事等を積極的に企画運営することが求められるが、活動が活発になればなるほど、地域側の負担も懸念されることから、積極的に活動を行う上での活動団体へのインセンティブも必要。

例えば…（検討委員会・ワークショップの意見から）

加入のインセンティブ

- ・ 町内会に加入すると、市の施設が割引になる等の仕組み
- ・ 町内会員の厚生制度（会員の施設割引等）の仕組み

参加のインセンティブ

- ・ 参加に応じて級などが認定される仕組み（町内会検定など）
- ・ 地域活動をした学生がその活動成果を発表する場・単位等が認められる仕組み
- ・ 町内会や地域活動に関するインターンシップなど、学生や若者がメリットと感じる仕組み
- ・ 地域活動に参加するともらえるポイント制度
- ・ 活動への貢献などについて表彰する制度（学生への表彰、町内会オブザイヤーなど）

活動団体へのインセンティブ

- ・ 活動団体への金銭的な補助
- ・ 活動団体が行事を実施しやすくなるように活動保険などに加入しやすくなる仕組み
- ・ 各町内会の加入促進対策に関する補助やサポート

札幌市の関連施策等

住民組織助成金、さぼ一とほっと基金、札幌市自治振興功労者表彰、札幌市長表彰

委員からの意見・課題等

参加するメリットやインセンティブが必要

地域のイベントに参加したり、実際に活動してみると、知り合いが増えたり、友だちが増えたり、町内会に入って良かった、地域活動をしていて良かったと感じる人が多く、それ自体がインセンティブとなりうる。

しかし、実際に活動してみないとわからないことが多いので、まず興味を持つために町内会への加入や、地域活動への参加の「きっかけのインセンティブ」が必要。また、活動を継続的に参加していくための「継続のインセンティブ」も重要である。

5 世代・対象に応じた参加の仕組みや呼び掛け

活動の担い手を発掘・育成するためには、世代ごとの生活様式に合った参加の仕組み作りや、各対象に響くような参加の呼びかけが必要。

例えば…（検討委員会・ワークショップの意見から）

小学生が参加しやすい地域行事を増やす

- ・ 参加しやすい行事（町内会対抗ごみ拾い大会、多世帯交流の場、バーベキュー大会等）
- ・ 子ども会の運営のノウハウの共有（設立や参加促進の援助）
- ・ 子ども事業に関するポイントカード

若い人が地域でやりたいことを実現する仕組み

- ・ 若い人の意見・アイデアを実現する仕組み
- ・ 若者が常駐するスペース（会館、まちづくりセンター等）の設置で継続的な地域活動へのかかわりをサポート

子育て世代への参加促進

- ・ 子育て世代の交流の場（子育てサロン、ママトモサロン）、交流機会の創出

退職者や高齢者の参加促進

- ・ 退職者が地域活動に参加するヒントとなるような冊子の作成・配布、研修会実施。
- ・ 退職者や高齢者の知識や経験を生かせる参加の仕組み

集合住宅入居者の参加促進

- ・ 集合住宅入居者の生活スタイルに応じた地域活動への参加の仕組み
- ・ 集合住宅・戸建住宅入居者の交流や連携
- ・ 集合住宅への町内会加入・活動参加の呼び掛け

札幌市の関連施策等

高齢者のセカンドライフを応援する『はじめてのエンディングノート』、市の退職者説明会での参加啓発、各種交流サロンへの支援

委員からの意見・課題等

各世代に合った参加の仕方が必要、特に子どもの参加が重要なキーワード

世代ごとに参加しやすい行事や、ニーズが異なる。継続的な参加へのきっかけとなるような参加しやすい仕組みが各世代ごとに必要。特に、子どもの参加は、保護者の関心も得ることができるので効果的かと思われる。また、様々な知識や技術を持った退職者や高齢者の能力を地域で生かすことが必要である。

① 担い手・人材

イ. 連携

専門的な知識、スキルを必要とすることなど、町内会だけでは解決困難な課題に対応するため、NPO・企業・学校などの知識・スキル・資源を持つ団体との連携・ネットワーク化を促進することが必要。

- 1 各主体が連携するためのコーディネート役が必要
- 2 地域や団体間のマッチング促進
- 3 NPO・企業等の得意分野を生かした地域協力の促進

1 各主体が連携するためのコーディネート役が必要

人口減少・少子高齢化の進行に伴い、会員やイベント参加者だけでなく、町内会運営や活動を担う人材が不足することが懸念され、課題としてとらえている町内会も多い。他の町内会や、学校、団体と連携することで、イベントの参加者の増加や新たな人材の発掘など、より活発な活動の展開が期待できる。その連携のためのコーディネート役が今後求められる。

例えば…（検討委員会・ワークショップの意見から）

継続的に地域に関われるコーディネーターの育成・確保

- ・ コーディネーター育成・認定制度
- ・ 認定コーディネーターの派遣などマッチングの仕組み構築

まちづくりセンターのコーディネート機能の強化

- ・ まちづくりセンター所長、支援員の研修やスキルアップ
- ・ 学生やNPOなどがまちセンの機能をサポートする仕組み（まちセン応援隊等）

札幌市の関連施策等

地域まちづくり人材育成事業、まちセンアドバイザー制度、まちづくりセンター所長研修

委員からの意見・課題等

各団体が連携するためのコーディネート役が必要

今後の地域活動にとって、専門性を持った団体と町内会が連携することが重要であり、各主体をつなぐコーディネート役が必要。

また、コーディネーターが各地域にいて、気軽に相談できるような仕組みがあると相談しやすい。これは本来、まちづくりセンターの役割なのかと思うが、異動によって入れ替わりがあるなど継続的なつながりが求められる地域活動への対応が難しい状況かと思われる。これらのことから継続的に活動できて、気軽に相談できるコーディネーター役が必要であると思う。

2 地域や団体間のマッチング促進

近年、地域行事においては参加者の減少、固定化、新たに参加する人が参加しにくいなどの課題もある。一方、運営側では、担い手不足や開催規模の減少に伴い、会場や交通手段の利用が限られてくるなどの課題も多い。こうしたことから、地域によっては近隣の町内会と一緒にお祭りを開催したり、一緒にバスを借りて旅行に行ったり、離れた町内会ではお互いの地域を行き来して交流を深めるなどの事例も見られる。

このように地域活動への参加促進を進めるうえで、地域間、団体間の連携は今後さらに重要性が増すと考えられることから、前述のコーディネートとともに、マッチングが進むような環境づくりやきっかけが重要である。

例えば…（検討委員会・ワークショップの意見から）

地域や団体間の情報共有・意見交換

- ・ 各団体の意見交換や情報共有を行う交流会等の実施

近隣町内会の連携促進

- ・ 近隣の町内会同士が連携して行事をしたり、運営等を協働するなど、地域同士を結び付けるお見合いのようなシステム
- ・ 共通点のある町内会同士が交流や行事を行う取組（姉妹都市のように「姉妹地域」「姉妹町内会」として連携）

札幌市の関連施策等

冊子『町内会活動のヒント』や町内会活動支援シンポジウムでの事例紹介、町内会担い手育成塾

委員からの意見・課題等

近隣の単位町内会同士の連携

今後、役員不足、高齢化、加入率の低下などにより、継続した活動が困難になることへの不安の深刻化が予想され、そのような地域の近隣の町内会の連携や合併を手助けすることが必要ではないか。窓口はまちづくりセンターでも良いと思うが、連町にて各町内会の状況を把握し、仲人役を立てるなどの方法も考えられる。

3 NPO・企業等の得意分野を生かした地域協力の促進

地域課題の複雑多様化に伴い、地域活動において専門的な知識が求められる。これらは全てを地域で対応することは困難であるので、専門的な知識を有したNPOや企業等と積極的に連携することが必要であり、その連携がしやすい環境づくりも重要である。

例えば…（検討委員会・ワークショップの意見から）

NPOと地域をつなぐ取組の促進

- ・ NPOに対する地域活動への理解促進、参加意識醸成のための講座
- ・ 地域に対するNPO団体情報の提供、活動内容を周知する取組

企業のCSR（社会貢献活動）の促進、参加のルールづくり

- ・ 地域の情報やニーズを企業に伝える仕組み
- ・ 地域と一緒に行う活動の促進
- ・ 事業所周围の清掃活動などを推奨
- ・ 地域マルシェの推進（例えば、市外の農家と連携し、規格外農作物を販売するマルシェを地域で定期的に行うなど）

地域活動の社会的評価の向上

- ・ NPO・企業の地域活動への参加を理念づける

札幌市の関連施策等

地域課題解決のためのネットワーク構築事業、「企業と地域を結ぶためのニーズを集めた『ニーズブック』」、企業の地域・社会貢献活動コンサルティング事業

委員からの
意見・
課題等

NPOや企業が参加するためのメリットなどをどう設定するか

特定の目的をもって活動するNPOや事業目的をもって活動する企業等が地域活動に参加しやすい環境になるかが課題。最近では、企業側でも社会貢献活動に熱心で、地域のために何かできればと思っている企業も多い。しかし、その熱意が上手く地域とマッチングできていない場合も多いので、地域の情報やニーズが伝わる仕組みがあると良い。

① 担い手・人材

ウ. ノウハウ蓄積

担い手の育成や地域課題に対応するため、町内会など地域団体内部へノウハウ蓄積を進めるための取組の充実。

- 1 ほかの町内会や地域の活動事例・ノウハウの共有、意見交換・交流の促進
- 2 ノウハウを持った専門性のある人材の育成・派遣等

1 ほかの町内会や地域の活動事例・ノウハウの共有、意見交換・交流の促進

ほかの町内会や地域での活動事例、活動で心がけている点、工夫などを情報共有し、生かせる取組を取り入れていくことが必要。そのために、同じ悩みを持った人たちが話題を共有できるような意見交換・交流の機会が求められている。

例えば…（検討委員会・ワークショップの意見から）

活動事例の共有化

- ・ 町内会や地域活動について活動事例や工夫していることの情報共有
- ・ 事例を紹介した冊子の配布、シンポジウムや研修会の実施

地域活動についての意見交換、交流の機会創出

- ・ テーマ別の意見交換会・交流会の開催
- ・ 地域活動団体が定期的に情報交換する場・実践例を発表する場の創出

札幌市の関連施策等

冊子『町内会活動のヒント』、冊子『まちづくりのレシピ』、町内会活動支援シンポジウム、町内会担い手育成塾

委員からの意見・課題等

役員の方が悩みを気兼ねなく話し合う場が必要

近隣の町内会でも活動内容を知らなかったり、連携が進んでいなかったりという話を聞く。近くにいるからこそ聞けないこともあるし、普段顔を合わせる人には相談しづらいことも多い。役員になると相談する人も少なく、団体の中では指導的な立場であるので困ったところを見せづらいということもあるだろう。そういう時に、利害関係が無いほかの地域で同様に役員として困りごとがある人と意見交換をすることで、その問題解決のヒントにもなったり、励みになったりすることもある。このように町内会の役員が地域を超えて交流する機会が多くあると良いと思う。

2 ノウハウを持った専門性のある人材の育成・派遣等

今後の地域の課題に対応するためには、町内会活動などの地域活動について、その困りごとや課題に対応するためのノウハウなどを持っている人材が必要。そういった専門性の高い人材の育成や、その人材を地域に派遣する仕組みが必要。

例えば…（検討委員会・ワークショップの意見から）

新規役員等への知識・ノウハウ提供など人材の育成

- ・ 実務的研修の充実
- ・ 町内会ヘルパー
- ・ 町内会アドバイザー養成講座

様々な町内会の活動事例などノウハウの共有、実践支援

- ・ 専門性を持ったアドバイザーなどの派遣

札幌市の関連施策等

まちセンアドバイザー制度、各種講習会（生涯学習系の講座）、町内会担い手育成塾

委員からの意見・課題等

役員の引継ぎが円滑に進むことが大きな課題

役員が輪番で代わっていく場合、また、同じ人が長く役員となっていた場合に次の人への引継ぎをいかに円滑に行うかが大きな課題となっている。一つの行事を行う場合にも、その企画、設営、周知、運営などさまざまなことが関係する。さらには会議や総会の運営、個人情報の取扱、会計の方法など求められる専門知識も多い。これらについて、円滑な引継ぎや悩みを相談する人が周りにいればいいのだが、試行錯誤して行っている場合も多い。これらのノウハウを学ぶ勉強会や、専門家を派遣する仕組みが必要。

また、会計や法律関係のことなど専門的なことについてはアウトソーシングできるような仕組みがあれば良い。「町内会ヘルパー」のような町内会の運営上、必要なことをサポートする仕組みなど。

② 活動の場

地域の活動がより活発になるためには、身近な活動拠点が求められることから、多様な主体が利用でき、継続的・長期的に活動できる場として「身近な地域の活動の場の確保」が必要である。

- 1 公共施設等の活用
- 2 既存施設の地域活用促進

1 公共施設等の活用

学校等の公共施設など、地域にとって身近な施設を地域活動の場に活用することが考えられる。

例えば…（検討委員会・ワークショップの意見から）

空き教室等の利用

- ・ 地域の会議の場として利用しやすくする
- ・ 地域活動のパネル展示などをして地域をPR

公園等の公の施設の活用

- ・ 地域活動での公園活用の推進、利用しやすくなるような仕組み

札幌市の関連施策等

まちづくりセンター・地区会館・学校施設・児童会館の利用、小学校・まちづくりセンター・会館の複合化

委員からの
意見・
課題等

小学校単位が歩いて通える単位として適している

継続的、長期的に活動できる場を確保することが地域活動の促進につながる。小学校区は地域コミュニティの交流が上手くとれるちょうどいい範囲であると思う。

しかし今後、高齢化がより進むことを考えると、小学校単位よりももっと小さい単位で集まれる場所があれば、より活発な地域活動につながる。例えば、個人の家の空いている部屋で交流サロンを開くなどの取組がしやすくなる仕組みがあると良い。

2 既存施設の地域活用促進

事務所・店舗の空きスペース、空き家や個人宅の空きスペースを活用するなど、既存施設を地域活動にうまく生かすことができれば、近所の住民が気軽に集える場所になりうる。また、身近な地域活動の場として会館などの市民集会施設があるが、より広く、多くの住民が活用できるようになることも望ましい。

例えば…（検討委員会・ワークショップの意見から）

事務所・空き店舗・空き家の活用

- ・ 営業時間前後に地域活動に活用する仕組み
- ・ 企業の事業所や空き店舗を地域の会議スペースとして提供してもらう仕組み
- ・ 個人宅の空きスペースや空き家を交流の場として活用する仕組み

市民集会施設等がより広く利用されるような仕組み作り

- ・ より多くの人が利用できるような仕組み作り
- ・ 地域開放に着目した運営費補助

札幌市の関連施策等

地域活動の場整備支援事業、市民集会施設の整備（建築費補助、建築資金貸し付け、借上補助）

委員からの意見・課題等

地域活動をする場は重要。より多くの住民が集えるようになることが必要

町内会として独自の会館や事務所などがあると良いという意見が、町内会関係者のワークショップで多く挙がっていた。町内会を強化するためには、活動する場を町内会として所有する必要があるのではないか。また、NPOなどの活動団体についても活動する場が無いことが課題であるという話も多い。地域で活動するNPOなども含めて多くの地域活動団体や住民が市民集会施設などをより利用しやすくなるようになると良いと思う。

(4) (仮称) 町内会加入促進条例についての検討

札幌市を含め全国に20都市ある政令指定都市において、地域コミュニティの活性化に係る条例（「町内会加入促進条例」ではない）は、4都市のみで制定されている。いずれも地域コミュニティや町内会についての加入や参加を義務付けているものではなく、これらの効果や札幌で制定されうる状況であるのかなどを検討した。

ア 他都市の状況と効果

政令指定都市において、地域コミュニティの活性化に係る条例を制定している都市は4都市見られる（自治基本条例や市民参加条例等は除く）。

	さいたま市	横浜市	川崎市	京都市
条例名	自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例	地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例	町内会・自治会の活動の活性化に関する条例	地域コミュニティ活性化推進条例
概要	地域社会の活性化の推進を目的に、町内会を地域社会の自治に極めて重要な役割を担う団体として、各主体の責務を明確化。	地域活動の促進を目的として、各主体の責務を明確化。	町内会・自治会活動の活性化を目的に、町内会を地域社会において重要な役割を担う団体として、各主体の責務を明確化。	地域コミュニティの活性化を目的に、町内会を地域コミュニティの中心を担う団体として、各主体の責務を明確化。
その他条例	—	・地域まちづくり推進条例 ・市民協働条例	・自治基本条例	・市民参加推進条例

地域コミュニティ活動に参加している方、特に町内会関係者にとっては、こうした条例があることで、普段、参加していない方に「条例があるから」と強制的に参加を求めたり、町内会未加入者を強制加入させたりできるように誤解されてしまいそうだが、実際には、「町内会活動への加入や参加を義務付ける条例は他都市にもない」という状況である。

これは、町内会・自治会は地縁に基づいて結成された任意の団体であり、組織や事業に関して法定されているものは無く、過去に、最高裁判所で『町内会

は強制加入団体ではなく、脱退は自由』(2005 年最高裁第三小法廷)と示されたことも、一つの要因のようである。このことから、こうした条例については、いわゆる理念的な条例として、基本的にはその活動の意義や責務などを定めているものとなっている。

また、条例を制定した効果については、明確に数値などで現れるものではないものの、コミュニティ組織の活性化の一つの目安と言われている町内会加入率という点においては、下降傾向は変わっていないようである。一方、条例制定によって、各団体の責務や、これまで曖昧であった地域コミュニティに対する市側の姿勢が明確になったことなどにより、市の施策が円滑に進むようになったとの話も聞く。

イ 札幌市の地域コミュニティ関係の条例について

札幌市には、地域コミュニティやまちづくりに関係する条例として以下の 2 条例がすでに制定されている状況である。自治基本条例等のまちづくりに関する条例は他都市においても多く見られる。

	札幌市自治基本条例	札幌市市民まちづくり活動促進条例
施行	平成 19 年 4 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日
目的趣旨	市民自治によるまちづくりの実現	市民まちづくり活動の促進
ポイント	「まちづくりの最高規範」「情報共有と市民参加が重要」	「公益的な活動を支援」「自治基本条例の理念を実現する条例」

ウ 地域コミュニティの活性化と条例の必要性

近年、地震等の災害時における地域コミュニティの大切さが再認識されている。平成 27 年度に実施した市民アンケートにおいても、9 割以上の方が地域コミュニティは重要だと思っていると答えている。一方で、9 割弱の方が、住民相互のつながりが希薄になっていると感じており、地域コミュニティの重要性を認識しているが、実際の地域活動への参加に結び付いていない状況がうかがえる。したがって、地域活動参加への後押しやきっかけとなるよう、地域コミュニティへの関心を高め、参加意識を醸成することが必要である。

自治基本条例第 8 条では、「市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする」とし、第 28 条では、

市はまちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくりを進めることを定めている。また、市民まちづくり活動促進条例第2条では、町内会を含む団体等の活動を「市民まちづくり活動」と定義し、事業者の役割や市の役割、市の支援体制などを定めている。これらの条例において、「まちづくり」や「市民参加」などの基本的な理念が既に定められており、参加意識の醸成のためには、これらの条例の意義をさらに浸透させることが大切であろう。

今後の人口減少・超高齢社会を見据えて、「地域コミュニティの活性化」に重点を置き、市民と行政が一体となって取り組んでいく姿勢を明確にすることは、参加意識の醸成につながるものと考ええる。様々な機会を捉えて、コミュニティ重視の姿勢を示していくこと、例えば、市長が自ら地域を応援するという思いを政策方針等の説明や「宣言」などで、市民に分かりやすく伝えることも重要である。

地域コミュニティの主役は市民であり、汗をかいて実際に活動している町内会や地域の団体である。したがって、地域コミュニティの活性化を目指した条例を新たに制定する場合においても、地域の声に耳を傾けることが大切である。これまでに条例を制定した他都市では、地域からの声を受けて、議員提案により条例を制定する動きがあったと聞いている。札幌市においても、まずは、地域コミュニティの活性化に向けた取組を進めるとともに、条例制定の機運が高まった時には、その市民の声を議員などが受けて、一つの形にまとめるということがいいのではないか。

地域コミュニティを活性化するためには、日頃からのコミュニケーションが重要である。地域活動への参加者を増やすためには、様々な機会を捉えて、積極的に声掛けを行うことが大切であり、また、町内会への加入についても、チラシなどで依頼するだけでなく、直接顔を合わせて活動趣旨を説明することが大事である。こうした地域活動の主役は地域で実際に活動している市民一人ひとりなので、行政は、地域における住民相互のコミュニケーションが活性化するように、町内会をはじめとした地域団体の活動を応援し、そのための具体的な施策をさらに充実させることが必要である。

参 考 ・ 資 料 編

- ・さっぽろ地域コミュニティ検討委員会 設置要綱
- ・さっぽろ地域コミュニティ検討委員会 名簿
- ・さっぽろ地域コミュニティ検討委員会での検討内容
- ・地域コミュニティワークショップ①(無作為抽出)
- ・地域コミュニティワークショップ②(町内会関係者)

(参考) 町内会・自治会に関するアンケート調査結果
報告書 平成 28 年3月

さっぽろ地域コミュニティ検討委員会設置要綱

平成 27 年 7 月 10 日
市民まちづくり局長決裁

(設置)

第 1 条 町内会等地域コミュニティ活性化に向けた方策について、必要な事項を検討するとともに、当該事項について意見交換を行うため、さっぽろ地域コミュニティ検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 委員会は、委員 10 名以内をもって構成する。

2 委員会に委員長、副委員長を置く。

3 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は委嘱の日から 1 年とし、再任を妨げない、ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 4 条 委員会の会議（以下「会議」という）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の意見を聞くことができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の市職員を出席させ、その意見を求めることができる。

(会議の公開)

第 5 条 会議は公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(謝礼)

第 6 条 委員には、会議出席ごとに謝礼を支払う。

(部会等)

第 7 条 委員会に、必要に応じ部会等を設置することができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、市民まちづくり局市民自治推進室市民自治推進課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 10 日から施行する。

さっぽろ地域コミュニティ検討委員会名簿

(平成 27 年 11 月 5 日委嘱、50 音順、敬称略)

い いだ としろう 飯田 俊郎 (副委員長)	青森公立大学経営経済学部 教授 (委嘱時 札幌国際大学 スポーツ人間学部 教授)
い がらし ひでこ 五十嵐 秀子	北区 幌北連合町内会 副会長・女性部長
い しむら みのる 石村 実	もみじ台「地域の茶の間」代表、公募委員
き た ようこ 喜多 洋子	地域コーディネーターかどま〜る代表
す ず き かつのり 鈴木 克典 (委員長)	北星学園大学 経済学部 教授
ま ち だ しんいち 町田 信一	公益社団法人北海道マンション管理組合連合会 中央地区連絡協議会 会長
や まうち むつお 山内 睦夫	中央区 桑園地区連合町内会 会長
り ゆうたき ち か 龍 滝 知佳	くさぶえ町内会青年部長、公募委員

さっぽろ地域コミュニティ検討委員会での検討内容

さっぽろ地域コミュニティ検討委員会は、地域コミュニティの活性化に関して意見交換を行うための懇話会※として平成 27 年 11 月に設置された。本検討委員会における会議は、平成 27 年 11 月から平成 28 年 7 月までに 6 回開催した。

なお、本検討委員会では、無作為抽出の市民及び町内会役員を対象としたワークショップによる意見の把握、町内会へのアンケートなど、広く札幌市民の意見等を聴取したうえで検討が進められた。

(1) 会議の開催経過

回	開催日時・場所	内容
第 1 回	平成 27 年 11 月 5 日（木） 15 時 00 分～17 時 00 分 札幌市役所 18 階 第四常任委員会会議室	・委員の委嘱 ・委員長の選出 ・検討委員会の趣旨等 ・地域コミュニティの概要・課題等
第 2 回	平成 27 年 12 月 17 日（木） 16 時 00 分～18 時 00 分 道民活動センターかでの 2・7 7 階 750 研修室	・地域コミュニティの現状と課題について（前回の振り返り） ・地域コミュニティの担うべき役割・あり方
第 3 回	平成 28 年 2 月 12 日（金） 10 時 00 分～12 時 00 分 札幌市役所 18 階 第一常任委員会会議室	・地域コミュニティにおける各主体の役割と必要なこと（前回のまとめ等） ・市民ワークショップ（無作為抽出）実施報告 ・地域コミュニティ活性化のために必要な支援等について
第 4 回	平成 28 年 3 月 23 日（水） 16 時 00 分～18 時 00 分 札幌市役所 18 階 第四常任委員会会議室	・前回会議の振り返り ・市民ワークショップ（町内会関係者）実施報告 ・取り組むべき政策課題と具体的な施策
第 5 回	平成 28 年 6 月 8 日（水） 18 時 30 分～20 時 30 分 札幌市役所 18 階 第四常任委員会会議室	・町内会・自治会に関するアンケート調査結果報告 ・地域コミュニティ検討委員会報告書（素案）についての検討
第 6 回	平成 28 年 7 月 12 日（火） 19 時 00 分～20 時 30 分 札幌市役所 地下 1 階 3 号会議室	・地域コミュニティ検討委員会報告書についての検討

※懇話会は、行政運営上の意見聴取及び意見交換等の場であり、附属機関のように審議し答申を出すものではないことから、本報告書においても、機関としての意見表明ではなく、個々の委員の意見をまとめたものとなっている。

(2) 各会議の開催結果概要

1) 第1回会議（平成27年11月5日）

第1回会議では、人口減少・少子高齢化をはじめとする札幌市の人口の現状及び課題、また地域コミュニティの取り巻く環境や市民意識について共有した後、地域コミュニティにおける町内会の役割などについて議論された。



■第1回会議の議論の流れと概要（抜粋）

<情報提供>

○札幌市の人口の現状

- ・人口減少・高齢化の進行及び人口密度の低下。
- ・人口減少・高齢化に伴う課題の多様化、複雑化に対応するため、地域活動団体の連携、地域の人材や知識、スキル活用の必要性の高まり。

○札幌市における地域コミュニティの状況

- ・地域コミュニティ組織における町内会の特性（エリア性、分野の包括、地域の代表性）。
- ・地域コミュニティの中核的な役割を担う町内会として認識（市民意識による地域コミュニティに対する重要性と必要性、地域課題解決への期待）。

○町内会の現状と課題

- ・町内会の課題として、加入率低下（特に若い世代）や活動の担い手不足、地域課題解決に向けた連携（ネットワーク化）の必要性の顕在化。



<議論>

○地域コミュニティにおける町内会

- ・町内会は地域コミュニティの中核的な役割を担う組織。

○町内会加入率低下への対応

- ・子育て世代や集合住宅住民へのアプローチなど、町内会との関わりをつくるきっかけが重要（つながりの場づくりと仕組み、活動の楽しさ、町内会側からの発信やPR、情報共有やスキル向上など）。

○連合町内会に関する課題

- ・単位町内会と連合町内会との関係性（連町への加入の減少、連町行事等の負担増、情報共有の不足、単町の強化の必要性）。

2) 第2回会議（平成27年12月17日）

第2回会議では、前回の振り返りを行った後、「高齢化・単身高齢世帯の増加」「子育てや教育環境の変化」「災害対策」「連帯感の希薄」に代表される地域課題に対する地域のあるべき姿と、各主体の役割について「人材」「活動」「連携」「財源」などの視点から議論された。

また、地域コミュニティに関する市民や町内会関係者への意向把握（ワークショップ及びアンケート調査）についても実施の予定が共有された。



■第2回会議の議論の流れと概要（抜粋）

<情報提供>

○前回の振り返り

○連合町内会と単位町内会

- ・連合町内会は、一定エリアで単位町内会がまとまり組織された集合体（組織は単町会長など代表者等が担う（※札幌市の特徴））。
- ・エリアにおける団体の連絡調整や活動、地域課題の解決の役割。
- ・まちづくり協議会による各種団体等のネットワーク化。

<情報提供>

○地域コミュニティにおける課題とあるべき姿

- ・「高齢化・単身高齢世帯の増加」「子育てや教育環境の変化」「災害対策」「連帯感の希薄」の4つの地域課題に対し、高齢者の交流機会の増加や地域活動の負担軽減、災害に対する体制構築など、あるべき姿の例について情報共有。

<議論>各主体の担うべき役割

【人材（担い手育成）】多世代での市民の参加、町内会の交流機会の創出や活動の見える化、オヤジの会などの参加。

【活動（活動活性化）】市民の地域イベントへの積極的な参加と日ごろの付き合い、町内会としての若者の参加促進、学校と連携した児童の参加促進。

【連携（地域資源・ノウハウ）】町内会同士、連町と単町の連携や情報共有、オヤジの会などとのイベントでの連携・協力。

【財源（活動費）】町内会での業務請負等による財源確保。

【場・機会（拠点）】企業や事業者の場所の貸出・提供、学校の空き教室の提供。

【情報（発信）】市民の情報の受取、町内会での情報発信の工夫、企業等による地域情報の発信支援、学校での児童を通じた情報発信。

【その他】主体をつなぐコーディネート機能が求められる。

3) 第3回会議（平成28年2月12日）

第3回会議では、第2回での議論の結果のほか、市民ワークショップの結果も加えた、地域コミュニティにおける各主体の役割と必要なことについて情報共有された。

その後、それらを踏まえつつ、地域コミュニティに関する札幌市の現状の施策、さらには他都市の取組や条例の比較などを通して、地域コミュニティの活性化に必要な支援などを議論した。



■第3回会議の議論の流れと概要（抜粋）

<情報提供>

○各主体の役割と求められること、札幌市の施策等

- ・市民ワークショップ及び検討委員会では、地域活動活性化のために必要なこととして、人材育成や啓発、ノウハウ、連携のコーディネート、財政面の支援などが挙げられている。
- ・札幌市では、多様なメディアを活用した啓発等の施策を実施している。
- ・また、条例については、札幌市では「自治基本条例」と「市民まちづくり活動促進条例」で「まちづくり」や「市民参加」に関する基本的な理念等が既に定められている状況である。

○他都市の施策や条例

- ・多くの都市で啓発やノウハウ等の提供をしているほか、「ウェルカムパスポート（町内会加入のインセンティブ）」や「厚生施設の割引」などの動機付けの支援などもみられる。
- ・また、京都市では、集合住宅の建築事業主から「連絡調整担当者」の届出を義務づけるなどの取組がなされている。
- ・他都市の地域コミュニティに関する条例は、理念的なものであり、町内会への加入を義務付けている条例はない。
- ・義務化できないため、他都市においても加入率の上昇につながってはいない様子。
- ・他都市におけるこれらの条例は、市民の声を受けた議員による提案が多い。



<議論>

○地域コミュニティの活性化に向けて

- ・参加の促進（インセンティブ）、ノウハウの共有（町内会ヘルパー）、活動の場の必要性（活動拠点、小さい単位でのコミュニティ）、連携の促進（学校等）が求められている。

○町内会加入促進条例の必要性

- ・理念的な条例よりも、具体的な効果につながる取組の強化が大切。
- ・他都市では地域の声を受けて議員提案する流れが多いが、市長が提案するというのであれば、市長の方針や地域への応援の姿勢を示すことが良いのでは。

4) 第4回会議（平成28年3月23日）

第4回会議では、第3回での議論の結果のほか、町内会関係者のワークショップの結果について提示。また、これまでの議論を踏まえた、町内会活動活性化のための政策課題を「参加しやすい環境づくり」「ノウハウ」「活動の場」「連携」「その他理念など」に分類し、アンケート結果や札幌市及び他都市の施策などについて情報共有した。

その後、地域コミュニティの活性化に必要な施策として、どのような取組が必要か、また、条例などについても議論された。

■第4回会議の議論の流れと概要（抜粋）

<情報提供>

- 前回の振り返り
- 市民ワークショップ（町内会関係者）の実施報告
 - ・地域課題に対して、参加のきっかけや仕組み、情報やノウハウの共有、活動主体同士や町内会同士の連携が必要。



<情報提供>

- 町内会活動の活性化に向けた札幌市及び他都市の施策等
 - ・町内会活動活性化に関わる政策課題と町内会関係者によるアンケート結果を基に、札幌市の現行の施策や委員会等での意見、他都市の施策などを提示。
 - ・参加のきっかけとしてのウェルカムパスポート（北九州市）、活動保険（横浜市・川崎市等）などがある。



<議論>

- 地域活動へのインセンティブ
 - ・町内会への加入のきっかけとなるインセンティブ、活動への参加のきっかけとなるインセンティブなど、目的に応じたインセンティブが必要である。
- 人材育成とコーディネーターの必要性
 - ・町内会内部の人材育成と、外部の人材活用がある。
 - ・町内会同士の情報共有や研修の場が必要。
 - ・コーディネーターとしての人材育成をどう進めていくかが重要。
- 町内会加入促進条例の必要性
 - ・既存の2つの条例で項目や内容は充足している。既存条例の周知及び活用が重要。
 - ・他都市では、地域の声の高まりを受けた議員の意向があって条例化している。
 - ・市長の思いを表すならば、宣言などによって地域を応援する姿勢を示しても良い。
 - ・現状では条例化よりも、具体的取組を充実させるべき。
 - ・加入促進については、集合住宅への対策が課題。

5) 第5回会議（平成28年6月8日）

第5回会議では、3月に実施した「町内会・自治会に関するアンケート調査」についての結果を報告し、市内の町内会の意識を踏まえ、意見交換を行った。

また、本検討委員会の議論をまとめるに当たり、地域コミュニティを活性化するために必要な項目や取組について意見交換し、報告書の素案について検討した。



■第5回会議の議論の流れと概要（抜粋）

<情報提供>

○「町内会・自治会に関するアンケート調査結果」報告

- ・ 共同利用を含めて、町内会館等が「ある」は 57.2%と 6 割弱。無い場合の約 6 割が「会議のたびに会議室を借りている」。また、活動時の利用施設については「民間施設」「個人の住宅」の割合は低くなっている。
- ・ 町内会と連携している団体について、NPO等の市民活動団体や企業の割合は低い。
- ・ ホームページ等で情報発信している町内会数は少ないが（実数 26）、前回調査からは増加（平成 21 年度の実数は 19）。
- ・ 町内会運営における課題については、「役員のなり手が不足している」が最も多く、「役員が高齢化している」「特定の人しか参加しない」の割合も多く、「担い手・人材」についての課題認識が強いことが表れている。

<議論>

○報告書全体について

- ・ 委員会として強調する部分のメリハリをつけた方が良い。
- ・ サブタイトルを付けて重要なことを押し出した方が良い。
- ・ 委員会の議論の中で「きっかけづくり」「連携」が重要という認識。

○具体的な提言項目についての補足意見

- ・ 近隣の町内会をつなぐようなシステムがあると良い。
- ・ 地域状況に応じてまちセンの人員の体制を強化してほしい。
- ・ ホームページを活用した情報発信について、簡単に取り組めるということを、SNSやパソコン講座などで意識づけていくと良い。

○町内会加入促進条例についての補足意見

- ・ 町内会の加入促進というより、応援した結果、活性化して、それが加入に結び付いていくのが望ましい。
- ・ 条例化ありきではなく、条例化の機運が高まることが必要。
- ・ 議員なりが市民の声を受けて一つの形にまとめると一番いい。
- ・ 町内会への加入促進にとって日頃からのコミュニケーション、関係づくりが大切。

6) 第6回会議（平成28年7月12日）

第6回会議では、第5回会議での検討内容を踏まえて、本検討委員会での議論をまとめた最終的な報告書についての意見交換を行った。



■第6回会議の議論の流れと概要（抜粋）

<情報提供>

○「地域コミュニティ検討委員会報告書」案についての説明

- ・前回会議で議論した素案について、指摘があった部分について修正した。
- ・大きな変更点としては、検討委員会での議論のポイントを明確にするために、「出会い つながる 地域の絆」というキャッチコピーを付けて、「きっかけづくり」と「連携」が大切であり、地域コミュニティの活性化のために最も重要なことは、日頃からの地域のコミュニケーションであるということを強調した。



<議論>

○具体的な提言項目についての補足意見

- ・町内会大使・町内会検定などがあると良い。
- ・町内会のお見合いシステム。
- ・農家と連携して町内会でマルシェを開く。
- ・公園を使いやすい形にしてほしい。
- ・町内会のワークショップは、非常にいい制度、ぜひ続けていくべき。
- ・加入率については賃貸マンションが課題。

地域コミュニティワークショップ①（無作為抽出）

（1）開催概要

■目的

札幌市は、人口減少、少子化、超高齢社会など、これまで経験したことのない時代の転換点を迎え、子育てや高齢者の見守りといった様々な場面において、地域の絆の重要性が増している。そのような中、地域コミュニティの中核を長年担っている町内会・自治会においては、近年、社会状況や生活様式の変化により、役員の担い手不足や、加入率の低下が課題となっており、地域の絆の維持のためにも、よりいっそう地域コミュニティの活性化を図る必要がある。

こうしたことから、今後の札幌市が暮らしやすいまちとなるように、地域コミュニティのあり方やその活性化の促進について、幅広い世代の市民からの意見を把握し、さっぼろ地域コミュニティ検討委員会での検討や施策の参考とするためにワークショップを開催した。

■実施概要

日 時：平成 27 年 12 月 19 日（土）13 時 00 分～16 時 00 分

場 所：道民活動センタービル かでる 2・7 10 階 1040 会議室

参加者：26 人

※無作為抽出により 2,000 人に案内状を送付し、参加申込があった市民を抽選

内 容：以下のプログラムで実施

13：00 開会、あいさつ

13：10 情報提供【30 分】

13：40 ワークショップ①「地域課題とあるべき姿」【20 分】

14：00 ワークショップ②

「地域コミュニティの活性化に向けた各主体の役割」【50 分】

※主体ごとにテーブルを分けて、メンバーを入れ替えながら 3 回に分けて意見交換

14：50 休憩【10 分】

15：00 ワークショップ②の振り返り【5 分】

15：05 ワークショップ③

「各主体が役割を担うために必要なこと」【20 分】

15：25 グループごとのまとめ発表【25 分】

15：50 本日のまとめ【10 分】

16：00 閉会



(2) 意見まとめ

■地域課題とあるべき姿（ワークショップ①の意見まとめ）

地域課題	あるべき姿	具体的な取組
高齢化・単身高齢世帯の増加 ▼ ・高齢者の孤立化・孤独死 ・地域活動の担い手の高齢化	・多くの人が地域活動を行う団体に所属している。 ・あいさつのできる関係づくり ・人との交流が生まれ、参加しやすい町内会活動	・見守り体制の確立（家族の連絡先の把握、見守る役員の配置等） ・参加につながる交流。
子育て・教育 ▼ ・子育てママの孤立化 ・子どもを狙う犯罪・危険・いじめ	・地域の交流の場に参加（町内会の取組、子育てサロン、保育園など） ・顔を知っている関係づくり ・学校での見守りや情報発信 ・高齢者との交流（昔遊びなど）	・警察が地域と連携したパトロール ・児童館を活用する ・子育てサロンの活用 ・参加を促す情報発信 ・学校教育での普及啓発
災害対策 ▼ ・自主防災機能の強化 ・避難所運営の困難	・災害時の情報・連絡網の共有 ・冬季の避難経路の確保 ・コミュニケーションが取れる関係性 ・災害対策における市民意識の向上	・住居形態によらない情報共有・配布（回覧板・広報誌の利用） ・様々な組織による避難訓練
地域コミュニティや連帯感の希薄化 ▼ ・町内会加入率の低下 ・地域活動への参加低下・担い手減少	・多世代で構成された活発な町内会活動 ・住居形態によらない交流 ・町内会との接点があり、町内会の情報の共有 ・働く世代でも負担のない活動 ・地域で子育て出来るような関係性	・町内会の在り方検討 ・きっかけづくりと関心の高い人を発見すること ・若い人の意見を聞く、受け入れる ・役員構成を時代に合わせる ・行事やプログラムの見直し ・若い人、アパート・マンションへの働きかけ ・仕事との両立出来るような仕組みづくり

■地域コミュニティにおける各主体の担うべき役割と役割を果たすために求められること（ワークショップ②③の意見まとめ）

	地域コミュニティにおける各主体の役割(主体別)（※ ワークショップのテーマ②での発言のまとめ）					各主体が役割を果たすために必要なこと （※ ワークショップのテーマ③の発言のまとめ）
	市民	町内会	市民活動団体	企業・事業者	学校・児童会館	
担い手 育成のた めの役 割 （人材）	○地域への関心や愛着を持つ ○地域活動への参加(アイディアを出す、リタイヤした方の活用) ○周囲を巻き込んだ活動 ○地域活動をPRする ○地域交流(交流の場への参加) ○市政に関心を持ち、市民の意見を伝える	○市民の地域活動への参加を促す(普段からの挨拶、近所の人を誘っての参加) ○地域活動を行う人材の受入れ・発掘(若い世代を町内会役員に入れる取組、負担の軽いライトな活動の受入れ)	○ネットワークづくり ○各団体のノウハウを生かした人材育成 ○講師の派遣(コミュニティづくり、地域活動のレクチャー等)	○地元住民の採用 ○ボランティアとしての企業人材の派遣 ○若い世代との交流の機会の創出 ○地域との交流の機会の創出	○ボランティア活動による子どもたちの地域の愛着の創出 ○お母さん同士で子育てを教え合える関係性づくり(子育てが終わっても子育てサロンに顔を出せる関係) ○児童・生徒を通じて地域の人たちをつなげる	▶ 【市民】 ・地域活動の普及啓発やきっかけづくり(団体情報の発信や市政の情報発信) 【町内会】 ・若い世代が参加しやすい町内会運営の支援 ・町内会運営の改善(役員構成や任期の見直し等) 【その他】 ・地域活動の社会的評価の向上
活動の 活発化・ 参加促 進のため に役割 （活動）	○地域行事への参加(お祭りなど) ○地域活動への参加(まちの清掃活動への参加など) ○近隣住民とのコミュニケーションと助け合い(挨拶や雪かきを手伝う等)	○子どもを対象とした活動の充実(ラジオ体操、盆踊り) ○世代間交流の活動の充実 ○活動や行事の継続 ○地域活動の機会の創出(若い世代やマンションの住人も参加できるような)	○地域イベントの企画(特にマンションでの交流のきっかけづくり) ○災害時の活動・対応 ○子育て支援(有償でも) ○専門知識を生かした地域行事への協力、地域課題の解決(趣味等サークル参加、地域ニーズの把握、独居老人の見守り等)	○積極的なCSRの活動 ○社員のボランティア活動(除雪、清掃活動等) ○地域行事への参加	○町内会との共同の事業(工作教室、ラジオ体操、草刈り活動等) ○親同士のつながりの継続 ○学校行事の地域への開放(バザー) ○見守り活動の継続	▶ 【町内会】 ・町内会活動のノウハウの普及 【企業・事業者(メディア)】 ・企業のCSRの促進 ・地域活動のルールづくり(清掃活動を必ず行うなど) 【学校・児童会館】 ・学校内に地域活動を行うための担当課の設置(地域連携課)
地域資源・ノ ウハウの 活用 （連携）	○地域のルールを守る(路上駐車をしない、雪出しをしない) ○交流できるグループへの所属(町内会に限らず)	○町内会同士の連携 ○町内会と企業との連携 ○町内会とマンションの管理会社との連携 ○学校・PTAとの連携 ○市民活動団体のノウハウを活用	○団体内部でのつながりづくり(子育てサークルなどでのママトモづくりなど)	○配達事業などによる見守り活動 ○災害時の食料の備蓄 ○企業が地域活動で貢献できることの明確化	○町内会と学校(生徒)のより緊密な関係づくり(レクリエーションの企画等) ○町内会と連携した事業の実施(運動会、昔遊び講座、神輿など) ○子どもを通した他団体との連携の取組 ○地域と連携した学校の防災訓練	▶ 【共通】 ・それぞれの団体との連携の仕方の情報提供 ・市民と団体、団体と団体のマッチング ・地域活動における課題やトラブルなどのリスクの共有 ・挨拶などのコミュニケーションやコミュニティについての普及啓発
活動費・ 収益の 確保 （財源）	○町内会費や除雪費などの費用負担と理解の共有 ○行政サービスのコストへの理解	○時代に合わせた会費の徴収 ○会費の使い道の見える化(収益が少なければイベントなど事業の縮小)	○専門性の高い分野について町内会事業の一部を請け負う	○協賛資金の提供	○学校での収益を地域活動に還元する(バザーの開催、古新聞の回収など)	▶ 【町内会】 ・会費の見直し ・徴収方法の改善 ・町内会費の活用が見える化 【共通】 ・財源の補助
場・機 会の創 出 （拠点・ス ペース）	○公共施設の利用	○町内会も地域住民も集まれる場所づくり ○民間施設の有効活用(診療所等) ○町内会館の管理、改修	○最寄の公共施設の活用(会館、コンベンションセンター、ちえりあ)	○地域イベントへの参加(イベントの協力、駐車場や施設や機材の提供)	○学校施設の活用(貸室として開放、親同士の交流の場、学校で子育てサロンの開催、学童保育の場、図書室の開放) ○地域の人の活躍の場の提供	▶ 【町内会】 ・町内会館の活用促進 【企業・事業者(メディア)】 ・民間施設などの活用促進 【学校・児童会館】 ・空き教室・廃校を利用するなど活用しやすい交流の場の創出 【共通】 ・子育て、ママ友など、様々な切り口での交流の場の創出
情報発 信・情報 共有(情 報)	○地域の情報を受け取る(市の広報を読む、会館の掲示板をみる) ○地域の情報の共有・伝達(回覧板を回す、困っている人に適切な行政サービスを伝える)	○町内会活動の情報発信(町内会のメリットのPR、加入パンフレットの配布、回覧板の管理) ○対面での声かけ	○地域の声を集約する役割 ○人と情報をつなぐ(困っている人がわかるように) ○活動団体のことを知らせる ○広報誌の作成・活用	○企業の地域活動の情報発信 ○企業の情報発信のツールの提供(コンビニの掲示板など)	○学校の連絡網を利用した交流に関する情報発信 ○学校の地域活動の情報発信	▶ 【町内会・市民活動団体】 ・情報発信の方法やノウハウの普及啓発 【共通】 ・情報のとりまとめ、一覧化 ・情報の拡散
その他		・役員が高齢だと町内会費が高齢者対策に使われてしまう。 ・町内会という発想を変え、現状に合った町内会の新しい形を考えることが重要なのは。		・女性の登用をすべきでは ・地域貢献を行うことで、企業の求人への応募も多くなるのでは ・従来の商店街の代わりを担うと良いのでは。	・子ども対象の取組が一番無理ない ・子どもが何か気になる事をしていたりした時、親同士が知り合いだと言いやすい。注意しにくい社会になっている。	

地域コミュニティワークショップ②（町内会関係者）

（1）開催概要

■目的

札幌市は、人口減少、少子化、超高齢社会など、これまで経験したことのない時代の転換点を迎え、子育てや高齢者の見守りといった様々な場面において、地域の絆の重要性が増している。今後の札幌市が暮らしやすいまちとなるためには「地域コミュニティの活性化」が重要であり、町内会・自治会のさらなる活性化や様々な団体の連携強化、その支援についての検討を行っている。このような経緯から、さっぽろ地域コミュニティ検討委員会での検討や施策の参考とするために、実際に地域の中核として活動する札幌市内の町内会の役員を対象としたワークショップを開催し、地域課題に対応するために必要な取組や、取組を実現するために必要なことについての意見交換を行った。

■実施概要

日 時：平成 28 年 2 月 20 日（土）13 時 00 分～16 時 00 分

場 所：さっぽろテレビ塔 2 階ホール（しらかば・あかしあ）

参加者：31 人 ※市内の単位町内会に案内状を送付し参加申込者の中から抽選

内 容：以下のプログラムで実施

13：00	開会
13：05	情報提供①（20 分） 「札幌市のコミュニティの現状」について
13：25	ワークショップ①『地域課題に対応するために必要な取組』（50 分）
14：15	休憩（5 分）
14：20	情報提供②（15 分） 「札幌市や他都市の取組」について
14：35	ワークショップ②『実現のために必要なこと』（55 分）
15：30	グループごとのまとめ（20 分）
15：50	本日のまとめ（10 分）
16：00	閉会



(2) 意見まとめ

■地域課題解決に向けた取組に対して必要なこと（ワークショップの意見まとめ）

項目	必要なこと
参加しやすい環境づくり	・参加のきっかけ 活動を知ってもらうツールや周知方法、加入の特典、メリット ・参加しやすい仕組み 地域ニーズの把握、学生・大学の参加促進 ・参加促進の啓発PR メリットや意義、安心感のPR
ノウハウ	・活動のノウハウ IT活用の知識、専門性のある人材育成 相談できる窓口やサポート体制（役員の負担軽減） ・情報共有 町内会同士の情報共有、他団体の活動等の情報共有 他町内会、他団体との交流の推進 町内会運営のノウハウ共有 活動発表の場の創出
活動の場	・場に関する財源 活動の場の整備支援 ・場に関する連携 地域団体が話し合う場、子どもが集まれる場
連携	・活動主体同士の連携 団体間の連携、まちセン機能強化 ・他地域や町内会同士の連携 地域をつなぐコーディネーター 学生・大学との連携推進
その他	・活動に関わる財源 HP作成・運営支援 助成金の金額アップ ・市民意識の向上 みんなで運営していく意識、学校教育を活用して意識向上

■地域課題に対応するために必要な取組と実現のために必要なこと（ワークショップ①②の意見まとめ）

		単位町内会が取り組むこと	連合町内会が取り組むこと	他の主体と連携して取り組むこと	他の主体が取り組むこと	その他の意見
高齢化・単身高齢世帯の増加	必要な取組	○日頃からの見守り・安否確認 ・見守りの担当者を決める ○家庭訪問 ・訪問したら手紙入れる ○電話かけ ○単身高齢者マップ ・ランクに分けて高齢者の情報を集める ○顔の見える関係・地域とのつながりづくり ・あいさつ運動 ○敬老の日プレゼント ○交流の機会の創出 ・敬老会や日中一人で過ごす高齢者への対応 ○空き家の除雪 ○ひきこもりがちな高齢者へのアプローチ ・継続的にお手紙を投函	○見守りの方針づくり ○ふれあい昼食会 ○福まちマップの作成 ・65 歳以上や 75 歳以上の高齢者を把握 ○電話かけ ○チラシの配布による情報発信 ○不自由な高齢者が対象の避難訓練	○社会福祉協議会との連携 ○福祉のまち推進委員との連携 ○地域包括支援センターとの連携 ○民生委員との連携 ○個人情報を連携して管理提供 ・家族名簿 ○福祉マップ作成 （継続・更新が必要、単町の活動に活かすことが大事） ○企業との連携の協定（トドック） ○高齢者の交流の機会の創出 ・高齢者サロン ・すこやかクラブ ○高齢者の学習機会 （出張出前講義の活用） ○高齢者の活躍の場づくり （交通安全の活動を行うなど）	○高齢者施設への転入による空き家対策 ○人数によって助成金が変わる ○自分から発信できる仕組み ○福祉除雪での見守り ○空き家の対応 ○自分からの発信 ・意思表示などができるサイン	・見守りが監視にならないように気をつける。 ・見守り活動には女性の活用が重要 ・町内会にはきめ細かな情報がある ・他団体と連携することで見守り推進員も見つかりやすい ・行政に詳しい人間が取り組めるほうが良い。 ・連町と単町が同じことに取組んでいる →もっと特色を活かして行うべき ・町内会で出来ることは町内会で行い、どうしてもできないことは市と相談する
	実現のために必要なこと	○見守りなどを行う人材の確保 ○地域ニーズ把握のための支援 ・アンケートや住民との交流会 ・NPOと連携など	○町内会資料の各戸配布 （町内会作成の資料についても、各戸配布が必要な場合は、行政に配布してほしい）	○町内会役員に民生委員を入れる ○企業との連携の促進	○地域活動の場整備支援事業の周知	
子ども・子育て環境に対する不安	必要な取組	○地域のママさんとの関係づくり ・子どもと遊ぶイベント ・親子参加の消防クラブ ○町内会から子どもの卒業・入学祝いを渡す ○子ども会を組織化する ○お祭りの充実 （お祭りは子どもとその親の町内会参加のきっかけづくりになる） →重点的に広報を行う	○P T A や学校と連携する （「子どもを守る会」をつくる） ○子ども会の運営 ○パトロール ・不審者対策への巡回 ・警備会社と連携 ○子ども 110 番の家 ○お祭り ○三世代交流の場の創出 ○小学生によるイベントの自主運営 ○挨拶運動	○地域の見守り体制（スクールガード） ○中・高校生のボランティア参加 ○地域の美化活動 ○学校バザーに町内会で出店 ○おやじの会の活動の活発化 ○地域の美化活動 ○横の連携の強化（学校・児童会館・町内会）	○児童会館のバックアップが必要（児童会館は地域の子どもの見守り体制が出来ている）	・子どもへの取組は町内会の範疇を超えているため、町内会では難しいのではないかな。 ・子どもから親へ伝えることが必要 ・地域で見守る体制が重要（地域で顔の見える関係づくり）
		○子育てサロン ○ママの居場所づくり ○子どもが参加できるイベント・行事の充実（もちつき大会、ラジオ体操、運動会、ミニオリンピック）				
	実現のために必要なこと	○お祭りの寄付集め	○子どもを見守る団体などの情報の提供 ○連町の関係機関との連携の必要性（今は関係機関がバラバラに活動している） ○地域活動の場整備 ○子どもの集まれる場の整備	○小学校との交流 ○P T A 会長や学校への働きかけ ○警察・学校・市・町内会で話し合いをする機会		

		単位町内会が取り組むこと	連合町内会が取り組むこと	他の主体と連携して取り組むこと	他の主体が取り組むこと	その他の意見
災害対策の必要性の高まり	必要な取組	○避難のための備品の確保（椅子・担架） ○支援が必要な人と支援する人のマッチングの仕組み（誰が誰に声かけるか決めるなど） ○マニュアル作り ○道路や建物などの危険個所の把握 ○避難指定場所以外の逃げ場の確保 ○防災訓練（地震・火事の対策）（特に冬季の想定が重要） ○手助けが必要な人を色分けしたマップの作製 ○訓練の参加率の向上 ○災害時対応のお知らせを配布（避難場所の周知） ○防災意識の高揚（普及・啓発） ○子どもの頃からの意識啓発・紙芝居の作成など ○少年消防クラブが防災の先生役となって教える ○自主防災のための係を決める ○災害時用の名簿作成・住民票をもらい把握	○単町の防災体制の一律化 ○個人情報のルールづくり ○避難訓練、D I G、H U G ○救護タンカの練習 ○災害時の情報提供 ○名簿の把握 ○家族で避難場所を決めるルールづくり ○お知らせをつくる ○冬期の災害対策 ○災害対策が得意な町内会と一緒に実施する ○大人も子どもと一緒に参加して学ぶ機会の創出	○マンションの管理会社の把握と災害時の対応の把握 ○病院と連携 ○専門の人に委託 ○自衛隊と連携 ○赤十字と連携 ○企業に対する働きかけ・重機の提供・食品の提供・連町とホームセンターで協定を結んで避難場所に ○避難場所の確保（学校に避難出来るような連携） ○防災衛生部の組織化 ○子どもたちにも参加してもらうプログラム（イザ！カエルキャラバン：防災を学ぶ子ども向けプログラム。学びながらカエルポイントでおもちゃと交換） ○中学生との避難訓練 ○消防署の講師によるレクチャー ○マンションとの名簿マップの共有 ○避難場所が開いていない場合の対応	○個人による備品の調達 ○市民の災害意識の向上のための啓発 ○物資の確保 ○活動のための財源の提供 ○活動のための場の提供 ○場のための財源の提供 ○緊急車両が通れる道幅の確保 ○冬期の災害に備えた除雪の充実 ○ハザードマップを強制的に各町内会に送る。（現状ではわざわざ取りに行かないと手に入らない）	・“防災をやりましょう”と言われてもどこまでやればいいのかわからない。 ・近所の企業（スーパーなど）が協力してくれない ・デイサービスでは見守りなど出来ている ・これから町内会での取組がさらに必要 ・町内会で対策本部は難しいのではないか ・安全管理のために町内会に加入してほしい ・使えない物品の支給ではなく、使える物品を提供してほしい。 ・私立の学校との連携が難しい ・町内会の意向をまちづくりに反映してほしい（道路幅、建物の建設など） ・具体的に取り組むべきことを市より提示して欲しい
	実現のために必要なこと	○個人情報の管理・更新の人手や手間への対応 ○個人情報を管理する担当を決める（会長など）→個人情報の取り扱いルールなどがあるとい ○防災の体制づくりの必要性を伝える ○地域の災害への危機感から意識を高めていく取組が必要 ○アドバイザー派遣の制度の活用	○防災の備品の提供・冬の防災の暖房器具・冬用寝袋、段ボールベットの備蓄 ○N P Oとの連携	○企業から災害時に備品と食品を提供してもらう仕組みづくり ○マップづくりの支援 ○D I Gのノウハウを伝える ○体験できるプログラムの提供 ○参加率の向上・炊き出し訓練・お弁当の支給 ○地域を超えた町内会同士の交流会 ○N P Oとの連携 ○学校・行政の中での取り決め	○相談できる窓口が必要	

		単位町内会が取り組むこと	連合町内会が取り組むこと	他の主体と連携して取り組むこと	他の主体が取り組むこと	その他の意見
地域活動の担い手の不足	必要な取組	○地域住民のニーズ把握（住民が町内会に取組んでほしいことの把握） ○運営方法の再検討 ○地域活動に関する研修 ○回覧板の内容のスリム化 ○班長を担い手に ○役員を若い世代にする取組 ○小さいエリアに区切った活動 ○声かけ・口コミ・各戸訪問による加入促進	○退職者への説明会（単町からの働きかけも必要） ○個人情報などの守秘義務への対応 ○町内会同士が情報交換の場づくり ○情報発信の方法やツールの提供 ○地域の活動報告（学生や多団体とも連携）	○行政の退職者の町内会加入の推進 ○大学・学生と連携 ○病院との連携 ○メディアとの連携（新聞社など） ○企業と連携 ○企業の施設の活用（会議室） ○地域の団体・組織との連携の強化・役割分担 ○マンションへの情報発信（マンションは特に回覧板の周りが遅いため、掲示版のほうが効果的）	○まちづくりセンターの所長を市民が引き受ける ○市からの助成金の増加（180 円/人→300 円/人） ○学生主体のお祭り ○企業からの協賛 ○町内会の広報誌作成 ○「まちづくりのレシピ」を非加入者に配る ○町内会加入特典（無料入館） ○市民に対する町内会の啓発 ○若者に町内会の魅力を伝える広報 ○加入・非加入に関わらない費用徴収（ごみ・排雪） ○「町内会活動のヒント」の簡易版の配布 ○さぼーとほっと基金の促進	・行政が連合町内会に仕事を振り分けてきているからこそ、行政の退職者は町内会に加入すべき ・単町の規模が大きいと、600 人くらいがマンション入居者であり、加入促進が大変である。 ・町内会の総会を考えていけないといけない ・若い働いている世代の参加が課題 ・若い世代の参加は、会議の時間を参加しやすい時間に調整など運営方法の改善が必要 ・女性の方が人とつながりやすいため女性のネットワークを活用することも重要
	実現のために必要なこと	○地域ニーズ把握の支援 ・アンケート調査 ・交流会など ○町内会活動を知ってもらうツールの充実 ○学生の参加促進 ・マッチングバンクの活用 ・町内会応援隊 ○活動発表の場をつくる	○連町の負担軽減、連町をサポートするしくみ（NPO、専門性） ○情報発信の強化 ・市HP内の連町HPの充実→HP作成やメンテナンスなどを行う財源が必要 ○IT活用の知識やノウハウ、環境の提供			
		○町内会のPR（加入のメリット等） ・町内会と警察の連携による安心感のPR ・町内会館の無料利用の紹介 ○他地域・町内会との交流の推進（同じような地域・町内会にどのように取り組んでいるのかを共有）		○NPOが地域をつなぐためのコーディネーター役を担う ○ノウハウを持った専門性のある人材の育成 ○まちづくりセンターの強化 ○まちづくり協議会の強化 ○情報発信や啓発 ○学生・大学と連携の推進 ○学校から町内会の重要性をPR ○学校の校長にアプローチ ○市から企業に呼びかけ		・町内会の会員みんなで運営していく意識が必要 ・地域での課題、困っていることをオープンに伝えることが大事 ・市民意識の向上は学校教育が重要

町内会・自治会に関するアンケート調査結果

報 告 書

平成 28 年 3 月

札幌市市民自治推進課

～ 目 次 ～

第Ⅰ章 調査の概要	1
1. 調査の目的	1
2. 調査の内容	1
3. 回収結果	1
4. 調査結果の見方	2
第Ⅱ章 町内会の概要	4
1. 概況	4
(1) 町内会の結成時期	4
(2) 所在の区	4
(3) 加入世帯数	5
2. 役員	5
(1) 役員の数	5
(2) 役員の年代	6
3. 財政	6
(1) 平成 26 年決算額	6
(2) 町内会費（月額）	7
(3) 他の会費区分や減免措置	8
(4) 月額会費以外の徴収費用の有無	8
4. 参加状況	9
5. 組織	9
第Ⅲ章 町内会の活動	11
1. 活動場所	11
(1) 町内会館等の有無	11
(2) 町内会活動時の利用施設	12
2. 活動状況	13
(1) 項目別の活動状況	13
(2) 活動の頻度	14
(3) 参加者数	15
(4) 連携している団体	16
3. 広報	17
(1) 活動情報の提供手段	17
4. 加入促進	19
(1) 加入促進のための活動手段	19
(2) 町内会活動への参加・加入を勧める上で、困ること	19
(3) 必要な支援等	20
5. 連合町内会との協力体制	20
6. 運営における課題	21

7. 今後取り組みたい活動	24
(1) 今後、取り組みたい活動	24
(2) 今後の活動で連携したい団体	26
第Ⅳ章 市との関係	27
1. 必要と思う活動	27
2. 負担と思う活動	27
3. 町内会活動を充実させるため、市に取り組んでもらいたいこと	29
第Ⅴ章 地域コミュニティ	37
1. 町内会活性化に向けての役割	37
2. 重要だと思う各世代の町内会活動	40
第Ⅵ章 町内会長	41
1. 年代別	41
2. 性別	41
3. 職業別	42
4. 在職年数別	43
資料編	
アンケート調査票	

第Ⅰ章 調査の概要

1. 調査の目的

町内会・自治会（以下、「町内会」とする。）は、最も多くの市民が加入する住民組織であり、地域のまちづくり活動の中核を担っている。本調査は、今後の町内会を中心とした地域のまちづくり活動が一層活発になるため、どのような取り組みを進めるべきかを検討するにあたり、町内会の活動の現状と課題、今後の活動などについて町内会長の協力を得てアンケート調査を行ったものである。

2. 調査の内容

- (1) 調査時期 平成28年（2016）年1月～3月
- (2) 調査対象 札幌市内の単位町内会長（町内会の代表者） 2,207人
- (3) 調査方法 郵送による調査票の配布及び回収
- (4) 調査項目

項 目	詳 細	質問番号
I 町内会の基本概要	加入状況、財務、参加、組織、会館	問1～問4・問6
II 町内会の活動	活動場所、活動状況、広報、加入促進、 連合町内会との協力体制、運営の課題、 今後の活動、連携したい団体	問5-1～問5-2 問7～問13-2
III 町内会と市との関係	必要性、負担感、自由意見	問14～問15
IV 地域コミュニティ	町内会活性化に向けての役割、重要だ と思う各世代の町内会活動	問16～問17
V 町内会長について	年代、性別、職業、在籍年数	問18～問21

3. 回収結果

アンケート発送数 2,207件

アンケート回収数 1,281件

回収率 58.0%

	全体	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	無回答
実数	1281	146	186	161	48	47	164	66	145	162	124	32
構成比	100.0%	11.4%	14.5%	12.6%	3.7%	3.7%	12.8%	5.2%	11.3%	12.6%	9.7%	2.5%

4. 調査結果の見方

(1) 図表の見方

- 1) Nとは、回答数総数（あるいは分類別の回答者数）のことである。
- 2) 回答率（各回答の百分率）は、Nを基準として算出し、小数点第2位を四捨五入した。
このため、個々の比率の合計が 100.0%にならない場合（99.9 あるいは 100.1 など）がある。
- 3) 1人の対象者に2つ以上の複数回答（「いくつでも」「最大3つまで」など）を認めた質問の場合、比率の合計は、回答者総数を基数としているので、100%を超えることがある。
- 4) この調査の結果は、標本調査によるものであるから、全数調査の結果から一定の範囲内で離れていることがある。したがって、調査結果を相互に比較・検討する場合は一定の幅を持たせて読む必要がある。

以下に最大誤差の算出式と誤差表を付けるので参照していただきたい。

$$\text{式は} \quad 2\sqrt{2P(100-P)/n} \quad \left(\begin{array}{l} n \text{ は今回調査の } 1,281 \text{ を使用} \\ P \text{ は各回答の比率 } (\%), \text{ 信頼度は } 95\% \end{array} \right)$$

【誤差表】

回答比率（率）	誤 差
50%の場合	±4.0%
40%または60%の場合	±3.9%
30%または70%の場合	±3.6%
20%または80%の場合	±3.2%
10%または90%の場合	±2.4%

（２）平成 21 年度調査及び平成 18 年度調査との比較

調査結果の一部を、平成 21 年度『町内会・自治会に関するアンケート調査結果』（以下、平成 21 年度調査）および平成 18 年度『町内会・自治会に関するアンケート調査結果』（以下、平成 18 年度調査）の類似項目と比較した。なお、回答項目については、一部調整を行っている。

平成 21 年度調査結果

アンケート発送数 2,220 件
 アンケート回収数 1,587 件
 回収率 71.5%

各区回収状況

	全体	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	無回答
実数	1587	150	222	216	94	51	228	80	156	202	145	43
構成比	100.0%	9.5%	14.0%	13.6%	5.9%	3.2%	14.4%	5.0%	9.8%	12.7%	9.1%	2.7%

平成 18 年度調査結果

アンケート発送数 2,152 件
 アンケート回収数 1,553 件
 回収率 72.2%

各区回収状況

	全体	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	無回答
実数	1553	169	215	216	93	49	233	77	165	198	138	—
構成比	100.0%	10.9%	13.8%	13.9%	6.0%	3.2%	15.0%	5.0%	10.6%	12.7%	8.9%	—

比較項目

「加入世帯数」、「年間予算額」、「町内会費」、「町内会組織」、「活動場所」、「広報誌発行回数」、「ホームページ等の発信・更新回数」、「運営の課題」

第Ⅱ章 町内会の概要

平成 28 年 1 月 1 日現在の町内会の組織や財務などの基本的な事項は、次のとおりとなっている。

1. 概況

(1) 町内会の結成時期

結成時期は、「昭和 40 年代」が 26.9%と最も多く、「昭和 50 年代～昭和 60 年代」(22.8%)と区政施行以降に結成された町内会が約半数を占める。

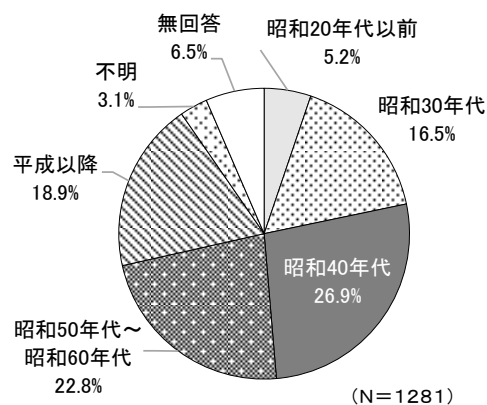


図 1 町内会の結成時期

(2) 所在の区

所在区は、「北区」が 14.5%と最も多く、次いで、「豊平区」(12.8%)、「東区」「西区」ともに 12.6%、「中央区」(11.4%)、「南区」(11.3%) となっている。

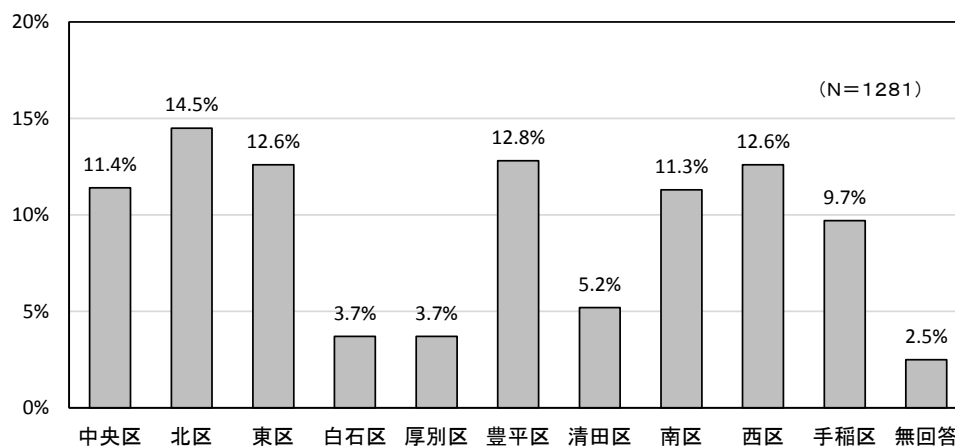


図 2 所在の区

(3) 加入世帯数

加入世帯数は、「100～199 世帯」が 21.4%と最も多くなっている。次いで僅差で、「300～499 世帯」(20.5%)、「200～299 世帯」(17.7%)が多くなっている。

平成 18 年度調査以降、300 世帯未満の団体の割合が微減し、「300～499 世帯」はやや増加している。

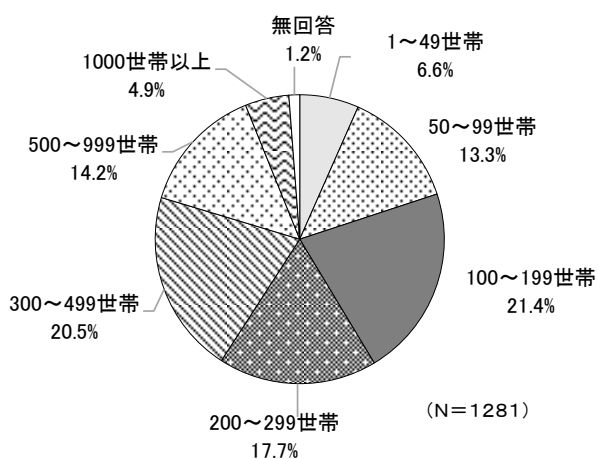


図 3 加入世帯数

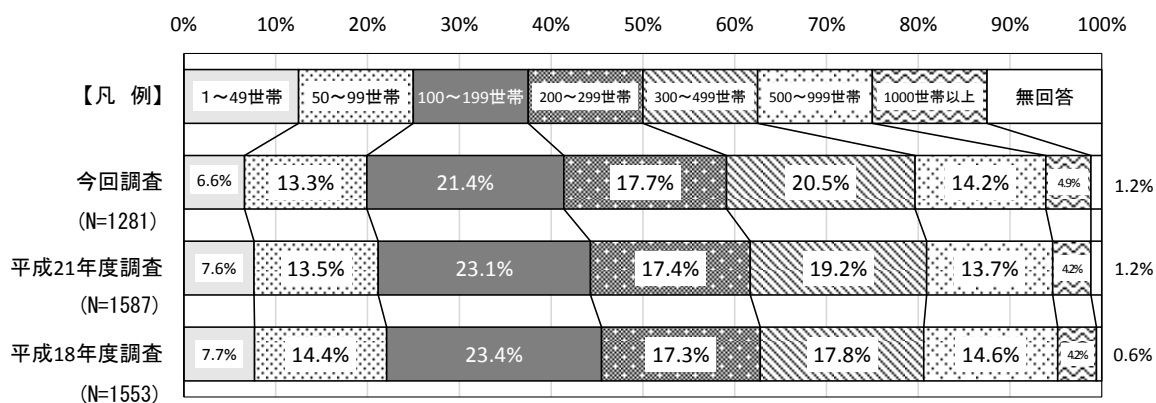


図 4 加入世帯数（平成 21 年度調査および平成 18 年度調査との比較）

2. 役員

(1) 役員の数

役員の数には、「11～20 人」が 42.5%と 4 割以上を占めている。次いで、「1～10 人」

(29.0%)、「21～30 人」(17.7%)が多くなっている。「20 人以下」が 7 割以上を占めている。

なお、役員の内訳として、「副会長」の平均人数は 1.8 人、「各部長」は 6.0 人、「各副部長」は 4.3 人となっている。

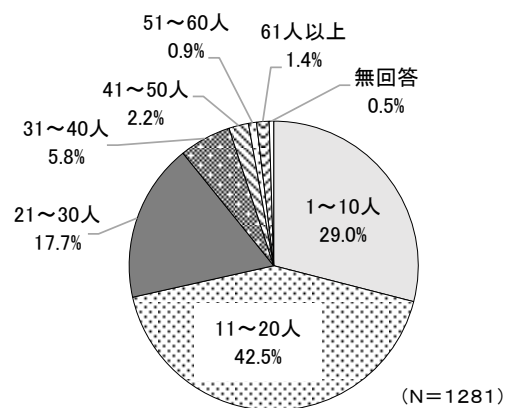


図 5 役員の数

(2) 役員の年代

役員の年代は、「60代」が47.5%と最も多くなっている。次いで、「70代」(34.9%)、「50代」(8.3%)となっている。

「60代以上」が8割以上を占めている。

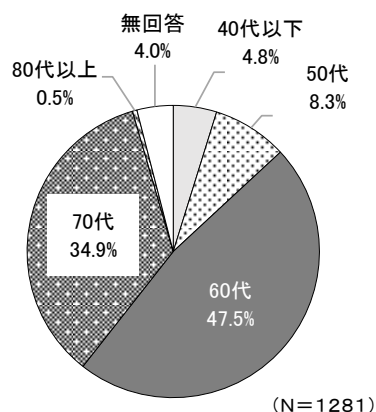


図6 役員の年代

3. 財政

(1) 平成26年度決算額

決算額は、収入、支出ともに「100～199万円」規模の町内会が最も多い。平成21年度調査、平成18年度調査においても「100～199万円」規模の町内会が最も多くなっており、傾向はあまり変わらない。

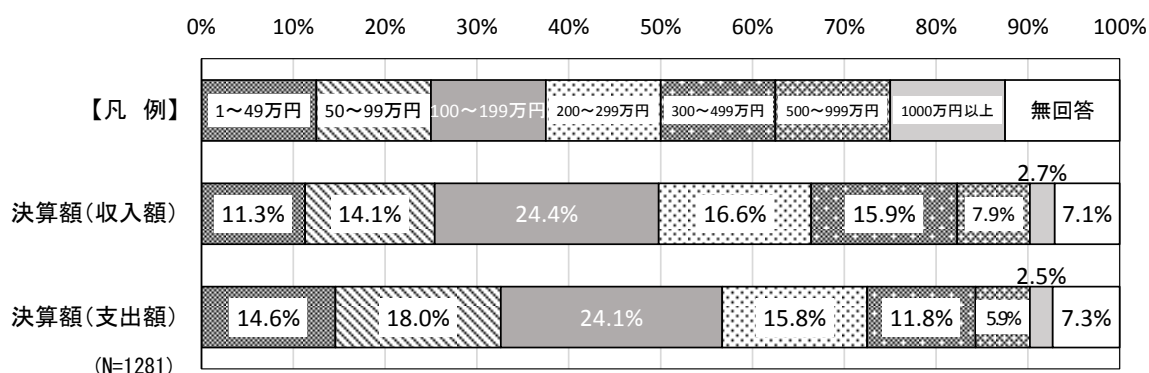


図7 平成26年度決算額

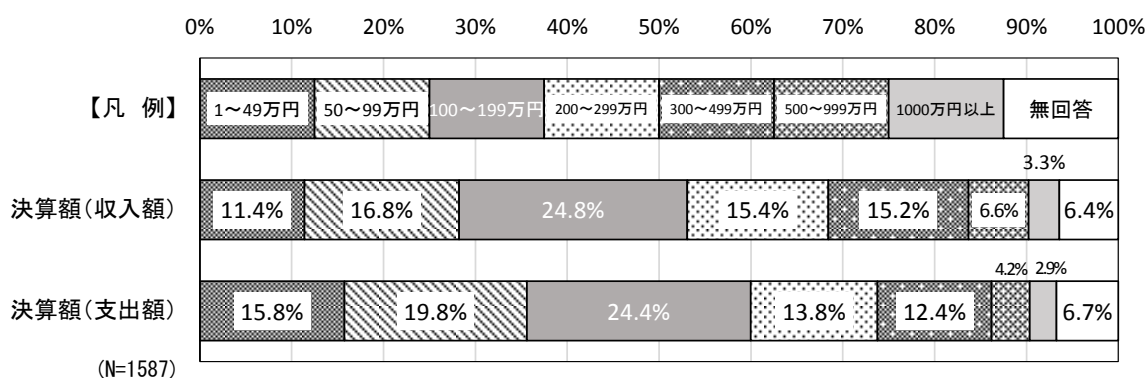


図8 平成20年度決算額

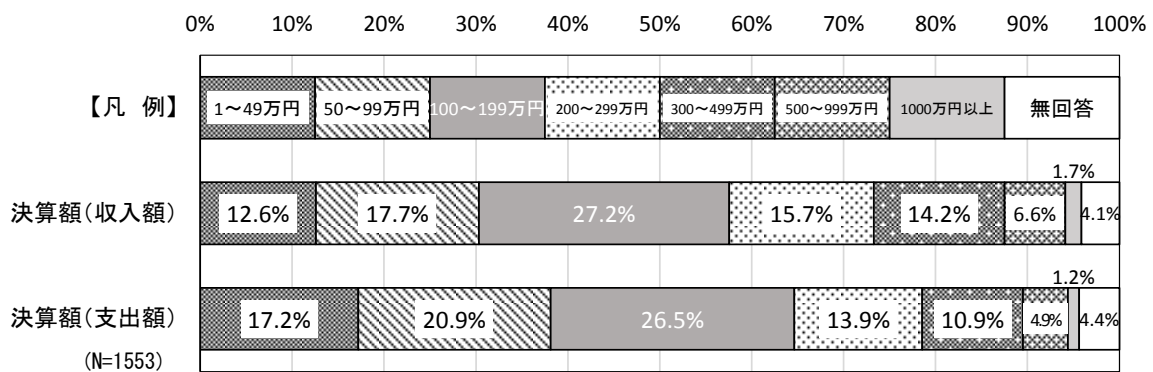


図 9 平成 18 年度決算額

(2) 町内会費 (月額)

町内会費では、「500～699 円」が 25.4%、「300～399 円」が 24.7%と多くなっている。「300～699 円」が多く半数を占めるが、「1000 円以上」(6.8%) や「1～199 円」(3.4%) の町内会もわずかながらある。

平成 21 年度調査と、平成 18 年度調査との比較では、大きな変化は見られなかった。

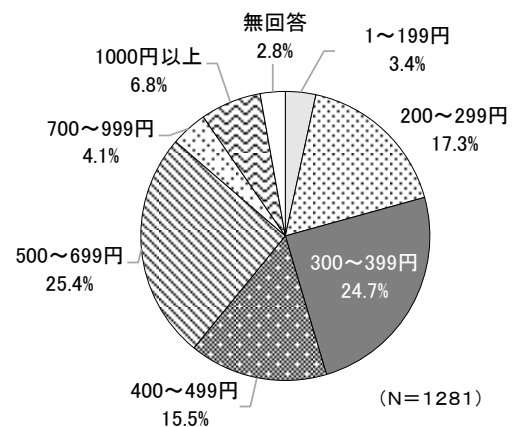


図 10 町内会費 (月額)

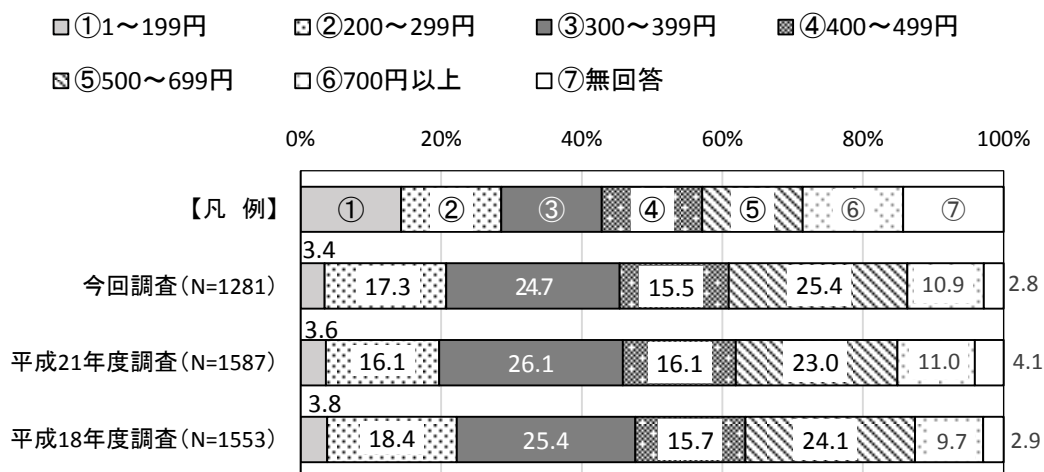


図 11 一般世帯 (月額) (平成 21 年度調査および平成 18 年度調査との比較)

(3) 他の会費区分や減免措置

①会費区分や減免措置の有無

町内会費以外の会費区分や減免措置の有無では、「特にない」が48.9%と半数を占めている。ある場合の区分としては「集合住宅会員」が22.8%と最も多い。次いで、「企業会員」(16.8%)、「単身者会員」(13.7%)、「学生会員」(3.8%)となっている。「その他」としては、年払いでの割引、二世帯住宅、所得に応じた減免など地域状況に応じた対応がみられる。

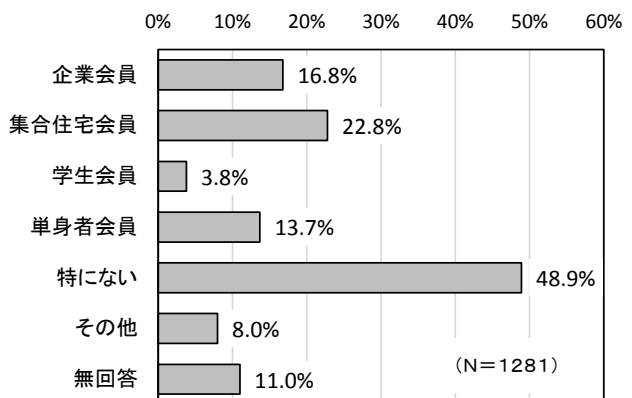


図 12 他の会費区分・減免措置の有無

②他の会費区分（月額平均）

他の会費区分としては、「企業会員」が1683.9円と他会費区分の平均に比べて、1000円以上高くなっている。一方、「学生会員」は164.7円と最も低い。

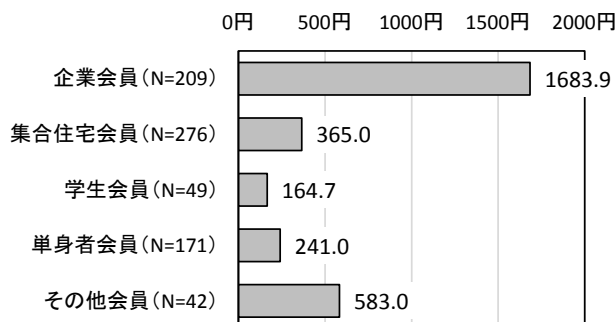


図 13 他の会費区分（月額平均）

会員区分	全体	平均月額 (円)	最小値	最大値
企業会員	209	1,683.9	150	30,000
集合住宅会員	276	365.0	50	9,700
学生会員	49	164.7	0	400
単身者会員	171	241.0	50	2,400
その他会員	42	583.0	0	4,167

表 1 他の会費区分

(4) 月額会費以外の徴収費用の有無

月額会費以外の徴収費用の有無では、「徴収していない」が66.3%と、「会費以外に徴収している」(31.1%)の2倍以上となっている。

「会費以外に徴収している」の内容としては、「除排雪費」が324件と8割以上を占めている。その他「街灯費」「親睦費・旅行費」がともに9件となっている。

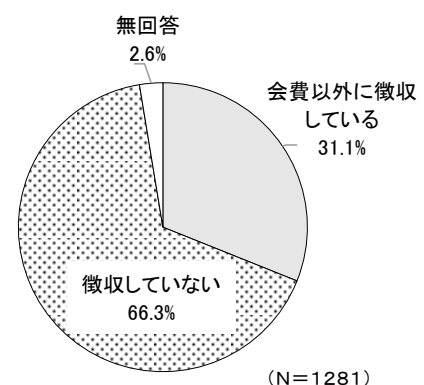


図 14 月額会費以外の徴収費用の有無

4. 参加状況

町内会総会への参加状況では、「1～2 割の住民が総会に参加」が 42.8%、「2～5 割の住民が総会に参加する」が 22.3%と多くなっている。

一方、「委任状がほとんどで、ほぼ役員だけが参加している」は 17.7%となっている。

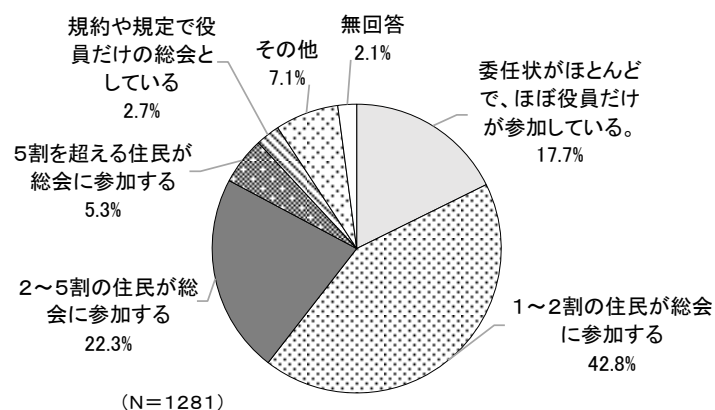


図 15 町内会総会への参加状況

5. 組織

町内会組織・委員会では、「役員会」をもつ町内会が約 9 割を占めている。「女性（婦人部）」、「防犯防災部」、「総務部」をもつ町内会が 7 割以上となっている。平成 21 年度調査、平成 18 年度調査と比較すると「体育部」「街灯管理部」の割合がやや低下している。

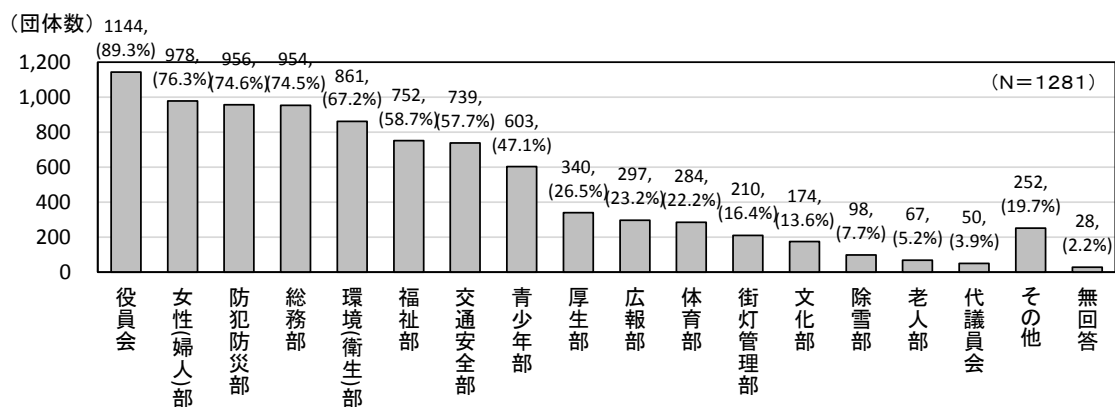


図 16 町内会の組織・委員会

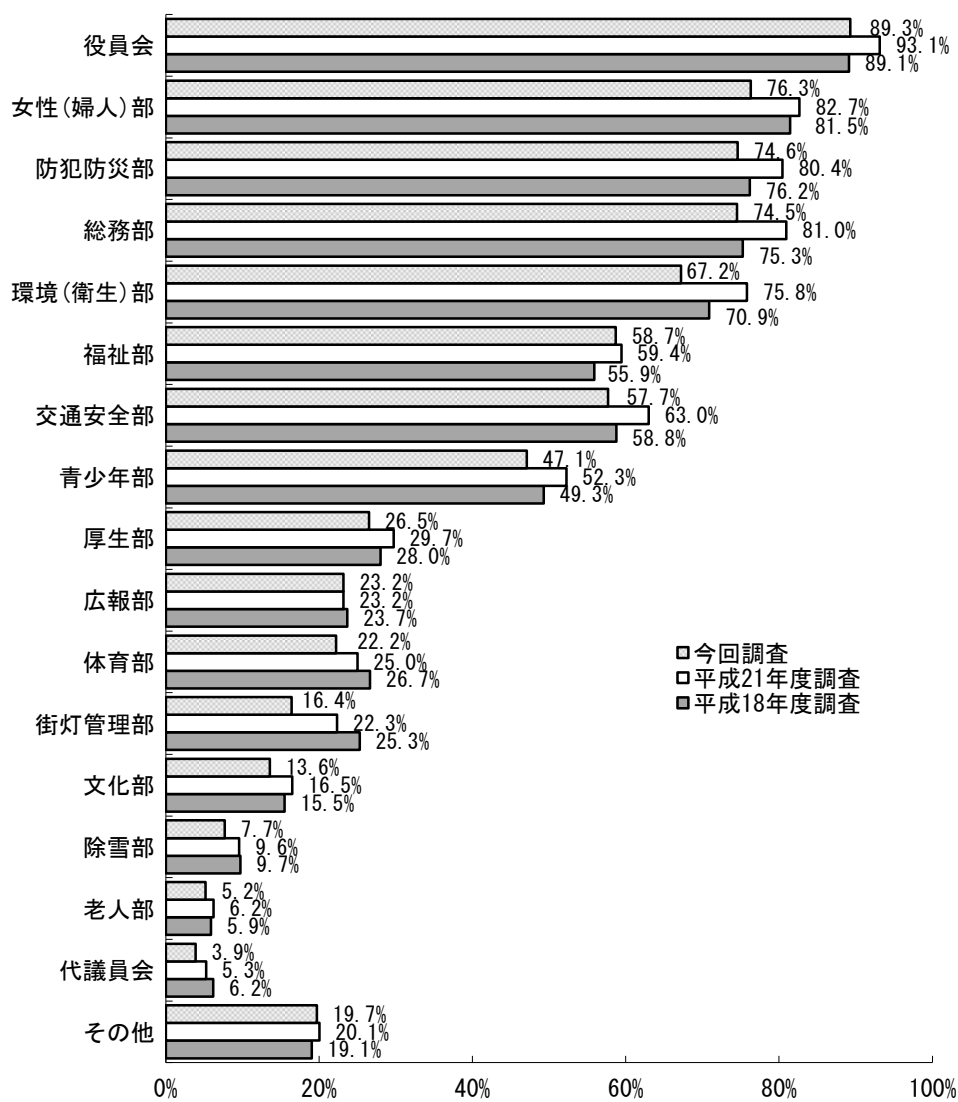


図 17 町内会の組織（平成 21 年度および平成 18 年度調査との比較）

第Ⅲ章 町内会の活動

1. 活動場所

(1) 町内会館等の有無

共同利用を含めて町内会館・集会所が「ある」は57.2%となっている。

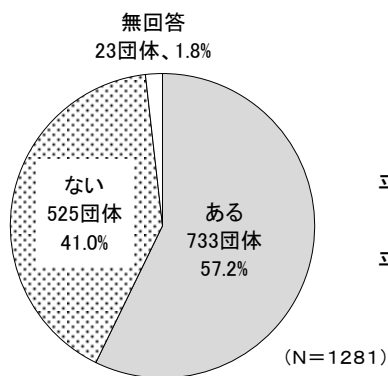


図 18 町内会館等の有無

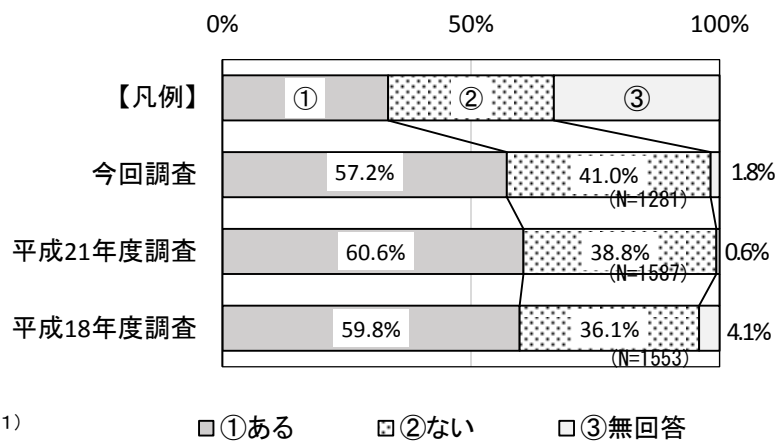


図 19 町内会館等の有無

(平成 21 年度調査および平成 18 年度調査との比較)

① 「ある」場合、会館の所有状況

町内会館・集会所が「ある」場合の所有状況は、「複数の町内会で共用」が 49.9%と最も多く約半数を占めている。次いで、「町内会で単独所有している」(32.2%)、「継続的に場所を借りて使用している」(9.8%) が多くなっている。

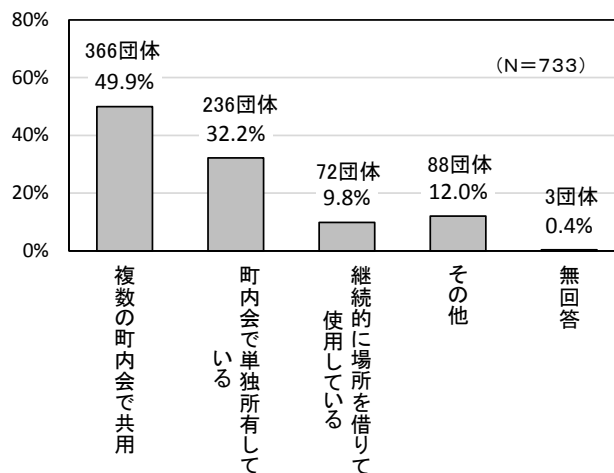


図 20 会館の所有状況

②「ない」場合、活動場所

町内会館・集会所が「ない」場合の打ち合わせ・会議などの場所は、「会議のたびに会議室を借りている」が62.5%と最も多くなっている。次いで、「個人の住宅」(24.2%)、「飲食店など」(19.0%)、「近隣の事業所から借りている」(6.9%)となっている。

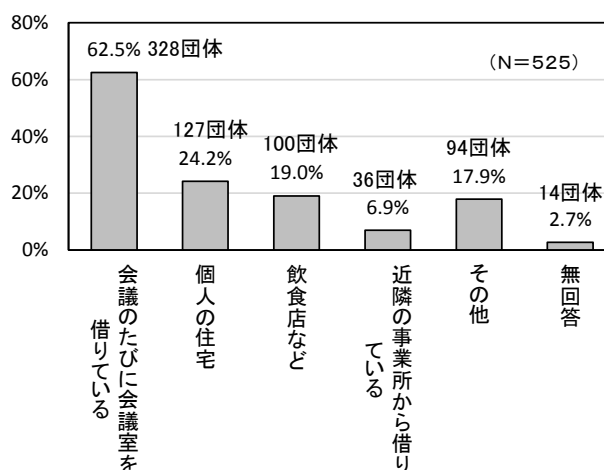


図 21 活動場所

(2) 町内会活動時の利用施設

町内会活動時の利用施設は、「市民集会施設」が37.7%と最も多くなっている。次いで、「まちづくりセンター」(27.6%)、「地区会館」(25.2%)、「区民センター、コミュニティセンター、地区センター」(17.7%)、「民間施設」(17.2%)、「個人の住宅」(12.2%)となっている。

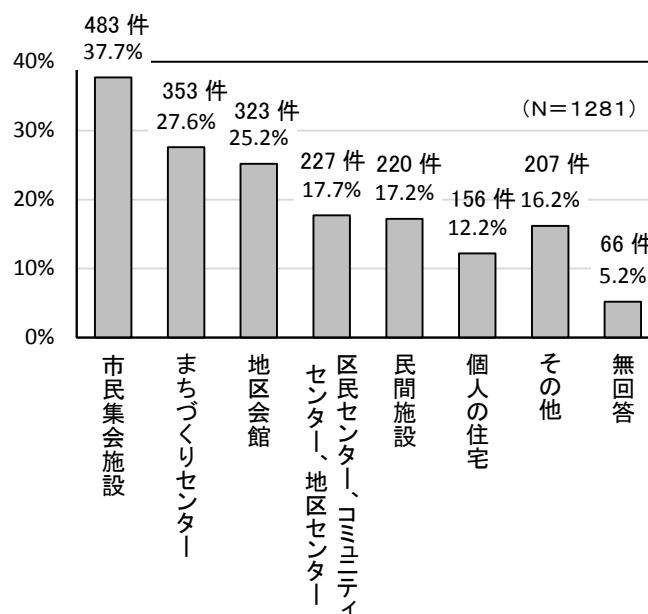


図 22 活動場所

2. 活動状況

(1) 項目別の活動状況

町内会が取り組んでいる活動では、「地域の清掃やリサイクルなど地域の環境美化活動」（以下「環境美化」）が 82.6%と最も高くなっている。次いで、「交通安全推進活動」（以下、「交通安全」）が 70.2%と上位にあげられている。

この他、地域課題に関する項目である「災害の予防や災害時の対策についての活動」（以下、「災害予防・災害時対策」）が 58.7%、親睦活動である「旅行会など、団体内のメンバーとの交流を図る活動」（以下、「団体内交流」）が 56.6%、「高齢者・障がい者への支援など保健福祉活動」（以下、保健福祉）が 55.9%、「子どもの安全の見守りなどの活動」（以下、子どもの見守り）が 52.8%、「懇親会など、他団体との交流を図る活動」（以下、「他団体交流」）が 51.0%など、いずれも半数以上となっている。

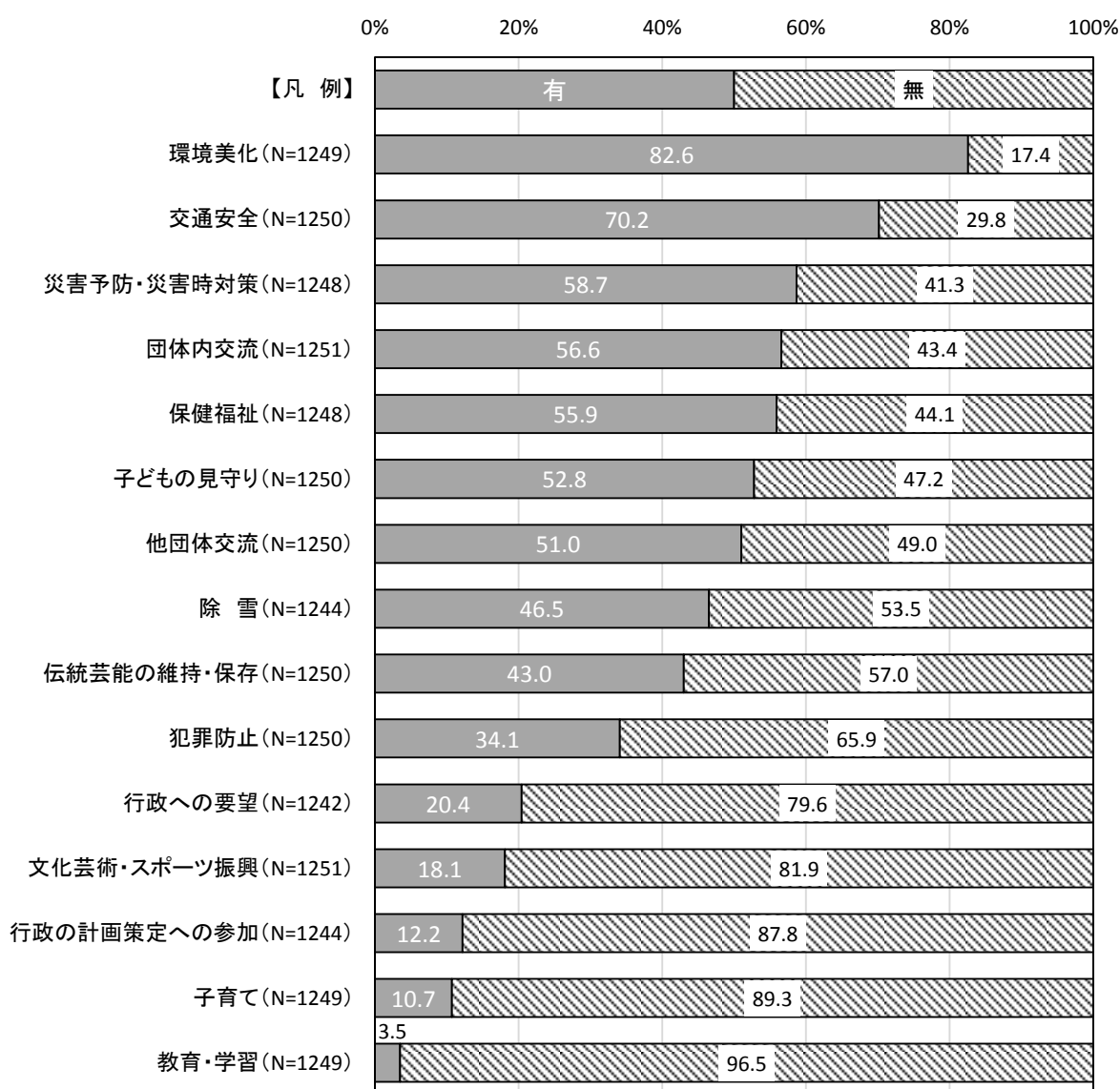


図 23 項目別の活動状況

※「無回答」は除いて集計

(2) 活動の頻度

取り組みの活動頻度については、「子どもの見守り」の頻度が「毎日～週に数回程度」(23.5%)と「週1回～月に数回程度」(17.1%)の割合が高く、他の活動項目に比べ活動頻度の高い町内会が比較的多い。

この他、「環境美化」でも「毎日～週に数回程度」(5.6%)、「週1回～月に数回程度」(14.7%)が多く活動頻度が高い。また、「空き巣、自転車泥棒、暴力行為など一般的な犯罪防止活動」(以下「犯罪防止」)でも「毎日～週に数回程度」(7.3%)、「週1回～月に数回程度」(15.5%)、「保健福祉」が「毎日～週に数回程度」(3.2%)、「週1回～月に数回程度」(15.9%)と日常的な活動がうかがえる。

一方、その他の活動では、約6割以上の町内会が「月に1回以下」の活動となっている。

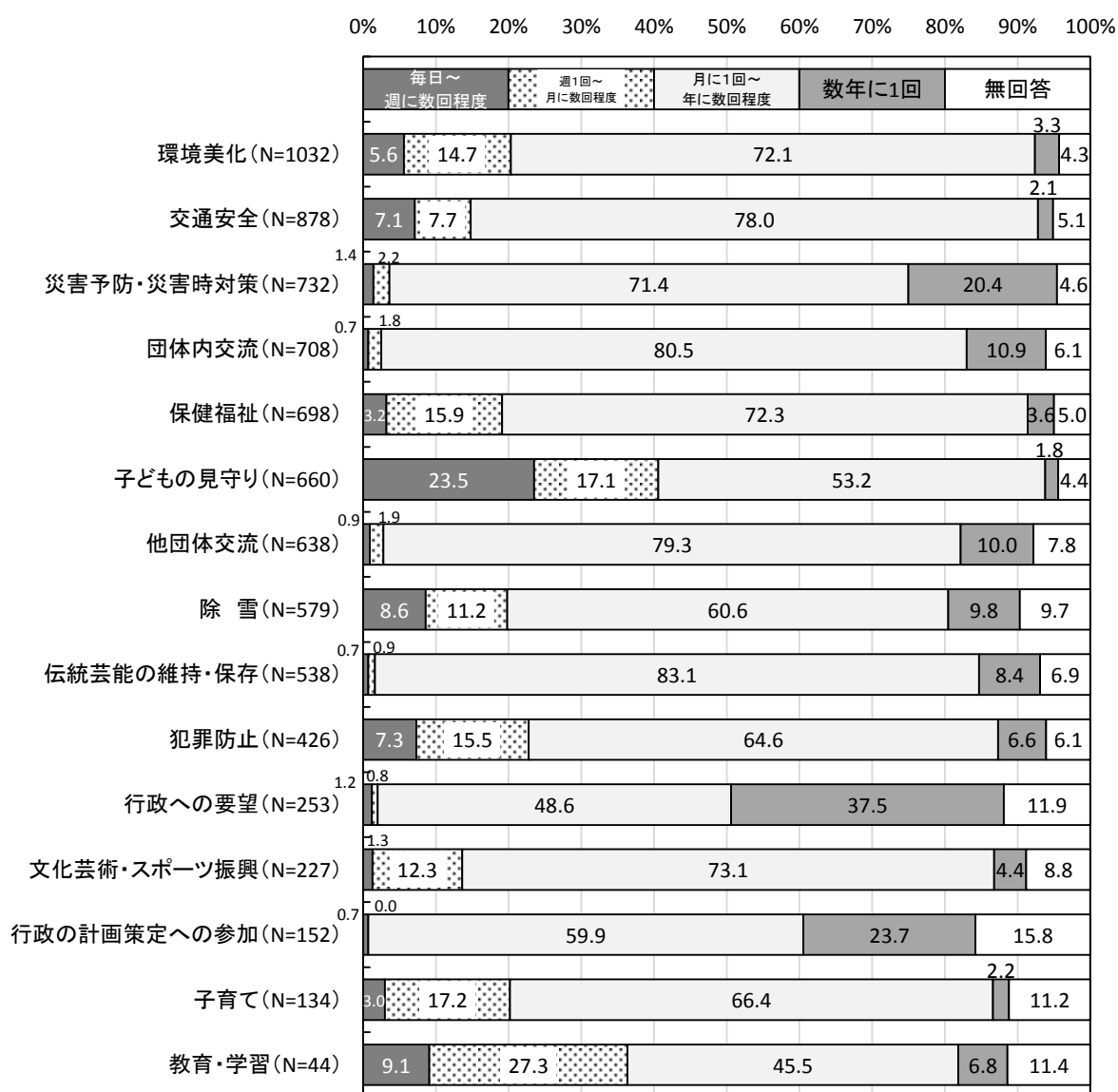


図 24 項目別の活動頻度

※項目ごとに「活動あり」の回答数のみ集計

(3) 参加者数

参加者数の多い活動は、「環境美化」で「会員の5割以上」(14.4%)や「会員の2~5割」(19.9%)が高くなっている。「除雪に関する活動」(以下「除雪」)では、「会員の5割以上」(10.2%)や「会員の2~5割」(4.5%)となっている。

会員の交流を目的とした活動の参加者も多く、「祭りや伝統芸能などの維持・保存活動」(以下、「伝統芸能の維持・保存」)では「会員の5割以上」(9.7%)や「会員の2~5割」(27.9%)が高く、「懇親会など、他団体との交流を図る活動」(以下、「他団体交流」)が「会員の2~5割」(16.6%)、「旅行会など、団体内のメンバーとの交流を図る活動」(以下、「団体内交流」)でも「会員の2~5割」(16.4%)となっている。

一方で、活動頻度の高い「子どもの見守り」、「交通安全」、「犯罪防止」など地域生活を守るための参加者数では、「会員の1割未満」が多数を占めており、一部の会員で活動している状況がうかがえる。

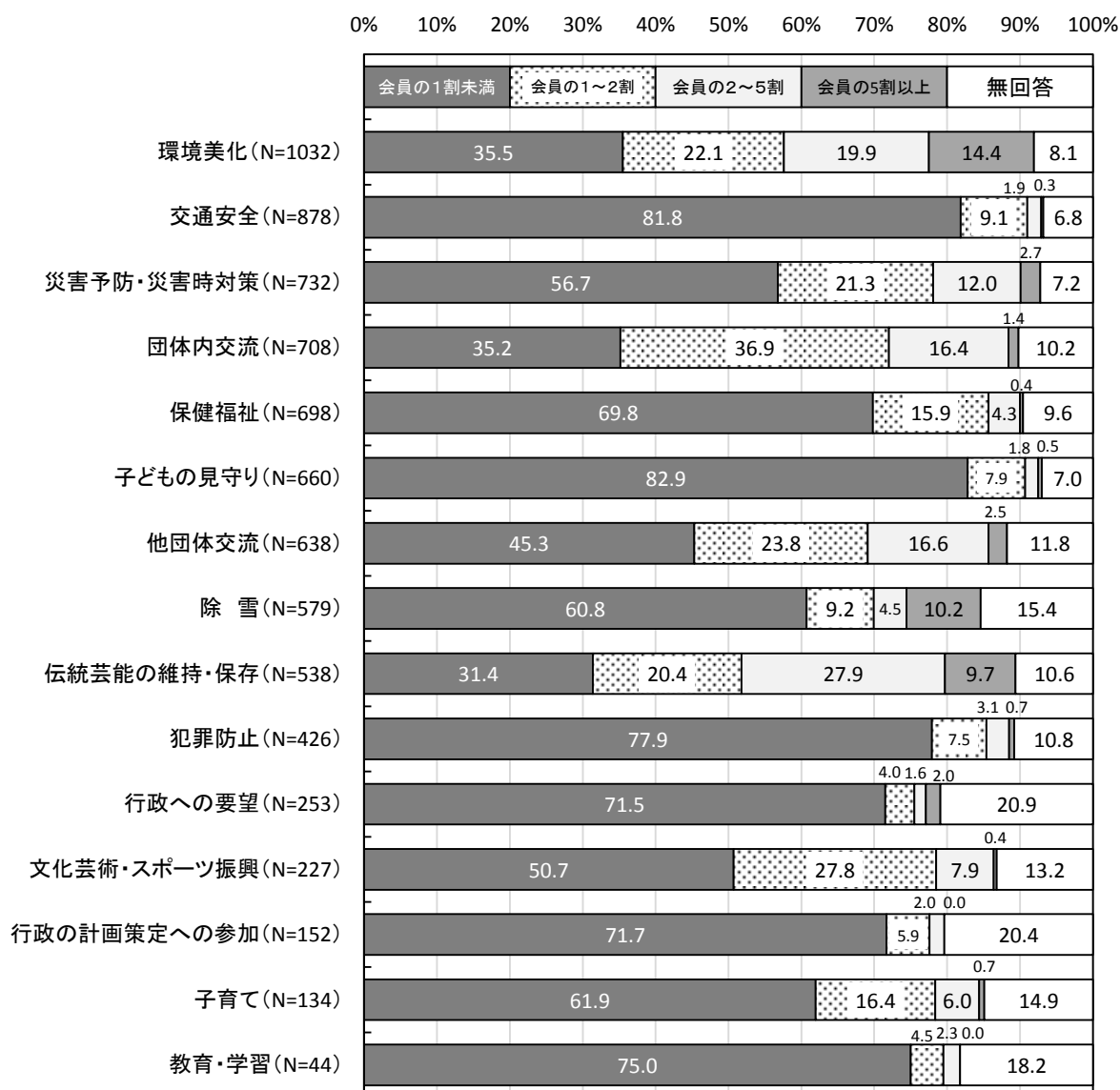


図 25 項目別の参加者数

※項目ごとに「活動あり」の回答数のみ集計

(4) 連携している団体

各活動で、「ほかの町内会」や「町内会、連合町内会以外の住民組織」などとの連携が比較的高い（10～20％代）。他の連携団体を活動別にみると、「交通安全」（34.9％）、「保健福祉」（23.0％）、「犯罪防止」（18.4％）の分野で「協会・協議会」と連携しており、「子どもの見守り」では「協会・協議会」（14.8％）に加えて「教育機関」（16.5％）があげられている。

一方、「交通安全」及び「子どもの見守り」を除く活動で、半数以上の町内会が「連携している団体はない」としている。

	全 体	① ほか の 町 内 会	② 町 内 会、 連 合 町 内 会 以 外 の 住 民 組 織	③ サ ー ク ル ・ 同 好 会	④ ボ ラ ン テ ィ ア	⑤ N P O 法 人 ・ 市 民 活 動 団 体	⑥ 公 共 的 な 施 設	⑦ 協 会 ・ 協 議 会	⑧ 経 済 関 係 団 体	⑨ 教 育 機 関	⑩ 所 民 間 企 業 ・ 事 務	⑪ そ の 他	⑫ 連 携 し て い る 団 体 は な い
(上段：実数) (下段：割合)													
環境美化	1281 100.0	171 13.3	279 21.8	14 1.1	36 2.8	5 0.4	28 2.2	46 3.6	6 0.5	35 2.7	100 7.8	54 4.2	674 52.6
交通安全	1281 100.0	342 26.7	317 24.7	5 0.4	29 2.3	4 0.3	5 0.4	447 34.9	6 0.5	99 7.7	3 0.2	22 1.7	430 33.6
災害予防・災害対策	1281 100.0	230 18.0	211 16.5	2 0.2	7 0.5	5 0.4	31 2.4	195 15.2	5 0.4	38 3.0	20 1.6	53 4.1	715 55.8
団体内交流	1281 100.0	81 6.3	208 16.2	27 2.1	9 0.7	0 0.0	10 0.8	16 1.2	3 0.2	3 0.2	32 2.5	25 2.0	937 73.1
保健福祉	1281 100.0	138 10.8	217 16.9	14 1.1	78 6.1	10 0.8	77 6.0	294 23.0	4 0.3	6 0.5	10 0.8	20 1.6	687 53.6
子どもの見守り	1281 100.0	223 17.4	277 21.6	12 0.9	59 4.6	5 0.4	10 0.8	189 14.8	5 0.4	211 16.5	4 0.3	20 1.6	613 47.9
他団体交流	1281 100.0	205 16.0	214 16.7	31 2.4	11 0.9	6 0.5	9 0.7	40 3.1	10 0.8	14 1.1	16 1.2	23 1.8	845 66.0
除 雪	1281 100.0	216 16.9	100 7.8	3 0.2	93 7.3	8 0.6	5 0.4	72 5.6	5 0.4	15 1.2	130 10.1	63 4.9	735 57.4
伝統芸能の維持・保存	1281 100.0	247 19.3	180 14.1	33 2.6	21 1.6	16 1.2	7 0.5	20 1.6	26 2.0	25 2.0	23 1.8	32 2.5	836 65.3
犯罪防止	1281 100.0	130 10.1	137 10.7	2 0.2	10 0.8	5 0.4	4 0.3	236 18.4	3 0.2	13 1.0	4 0.3	31 2.4	857 66.9
行政への要望	1281 100.0	78 6.1	77 6.0	1 0.1	3 0.2	4 0.3	13 1.0	37 2.9	9 0.7	6 0.5	4 0.3	20 1.6	1078 84.2
文化芸術・スポーツ振興	1281 100.0	80 6.2	77 6.0	78 6.1	12 0.9	9 0.7	9 0.7	9 0.7	3 0.2	19 1.5	2 0.2	14 1.1	1059 82.7
行政の計画策定への参加	1281 100.0	60 4.7	53 4.1	2 0.2	4 0.3	6 0.5	12 0.9	23 1.8	6 0.5	5 0.4	1 0.1	10 0.8	1142 89.1
子育て	1281 100.0	54 4.2	67 5.2	8 0.6	30 2.3	3 0.2	22 1.7	37 2.9	1 0.1	47 3.7	2 0.2	7 0.5	1090 85.1
教育・学習活動	1281 100.0	15 1.2	18 1.4	19 1.5	7 0.5	4 0.3	6 0.5	6 0.5	0 0.0	7 0.5	3 0.2	7 0.5	1200 93.7

表2 連携している団体

※ は20％以上の項目、「無回答」は「連携している団体はない」とした

【凡 例】

- ①ほかの町内会 ②町内会、連合町内会以外の住民組織（PTA、老人会、婦人会など）
 ③サークル・同好会（文化・学習、スポーツ、趣味のサークル・同好会）
 ④ボランティア（福祉、教育などのボランティア） ⑤NPO法人・市民活動団体
 ⑥公共的な施設（保健・医療施設、福祉施設、図書館、博物館など）
 ⑦協会・協議会（社会福祉協議会、防犯協会、交通安全協会など）
 ⑧経済関係団体（商工会・商工会議所、青年会議所、商店街など）
 ⑨教育機関（幼稚園、保育園、小中学校、大学・短大、専門学校など）
 ⑩民間企業・事務所 ⑪その他 ⑫連携している団体はない

3. 広報

(1) 活動情報の提供手段

①提供手段

活動情報の提供手段は、「回覧板などで、会員に情報を提供している」は 88.4%と大多数の町内会で行っている。また、「独自の広報誌を作成し、発信している」が 37.4%、「町内会館などの集会施設に情報を掲示している」が 14.7%と町内会独自の媒体を通しての提供も多い。

一方、「実際の活動を通じて、情報を提供している」が 23.7%と、活動自体での情報発信を行っている町内会は2割強となっている。

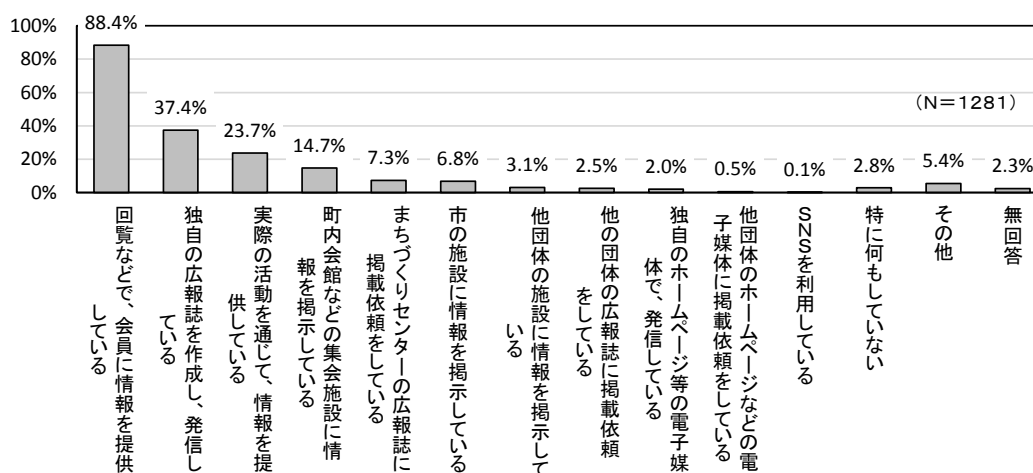


図 26 提供手段

②独自の広報誌発行回数

「独自の広報誌を発行」している団体の年間発行回数は、「12～23 回」が 30.9%と最も多く、概ね月 1、2 回発行が多い。また、平成 18 年度調査、平成 21 年度調査と比較すると、「年 12～23 回」の割合が増加している。

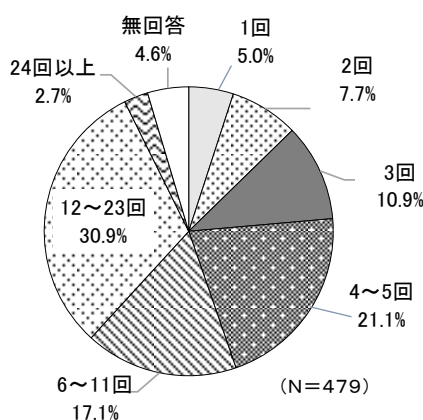


図 27 独自の広報誌発行回数

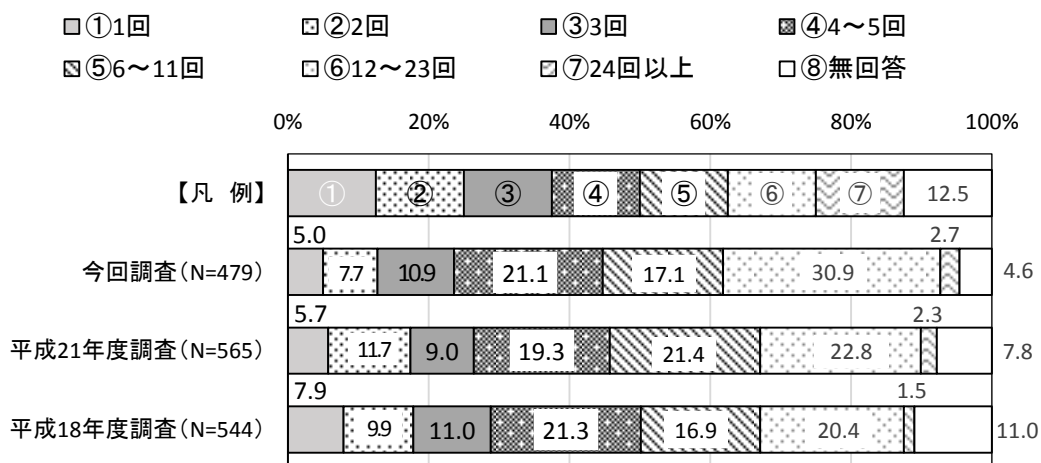


図 28 広報誌発行回数（平成 21 年度調査及び平成 18 年度調査との比較）

③ホームページ等の発信・更新回数

「独自のホームページ等の電子媒体で、発信している」団体は 26 団体と少ないが、平成 21 年度調査と平成 18 年度調査と比較すると増加している。更新回数は、「12～23 回」が 23.1%と最も多くなっている。

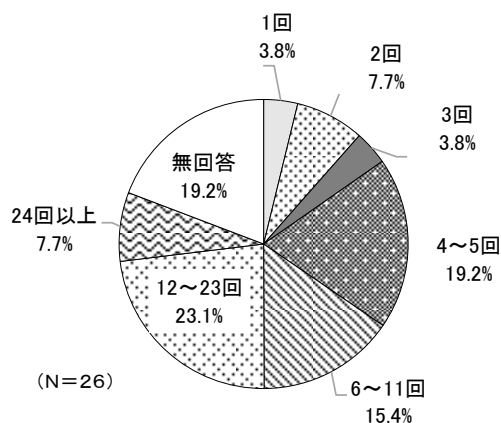


図 29 ホームページ等の発信・更新回数

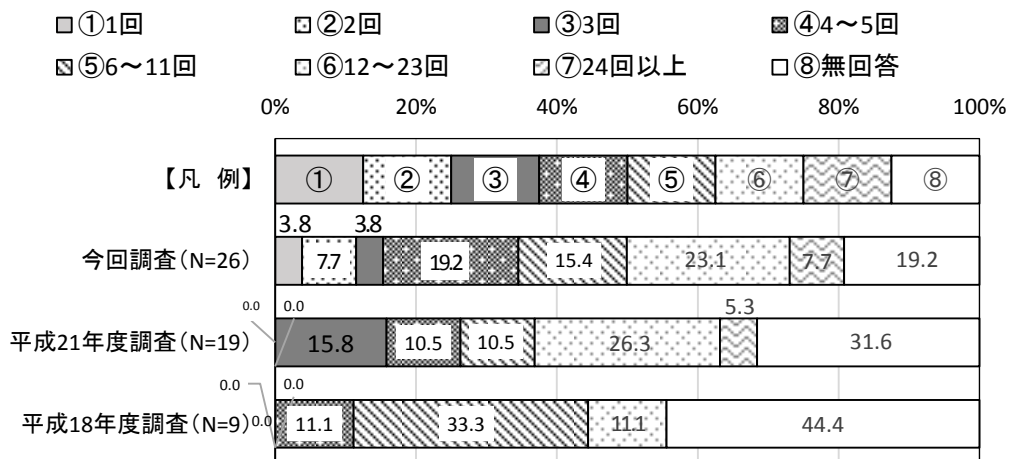


図 30 ホームページ等の発信・更新回数（平成 21 年度調査及び平成 18 年度調査との比較）

4. 加入促進

(1) 加入促進のための活動手段

加入促進のための活動手段は、「町内会や役員などが直接訪問して、勧誘活動を行っている」が 59.9%と約 6 割を占めている。次いで、「賃貸集合住宅に関して、オーナー又は管理会社へ打診している」(34.7%)、「町内会のチラシやパンフレットを配布している」(29.0%) などとなっている。

一方、「特に行っていない」が 16.7%となっているが、「全員加入しているから」、「入居者全員加入が条件だから」という意見も多くみられた。

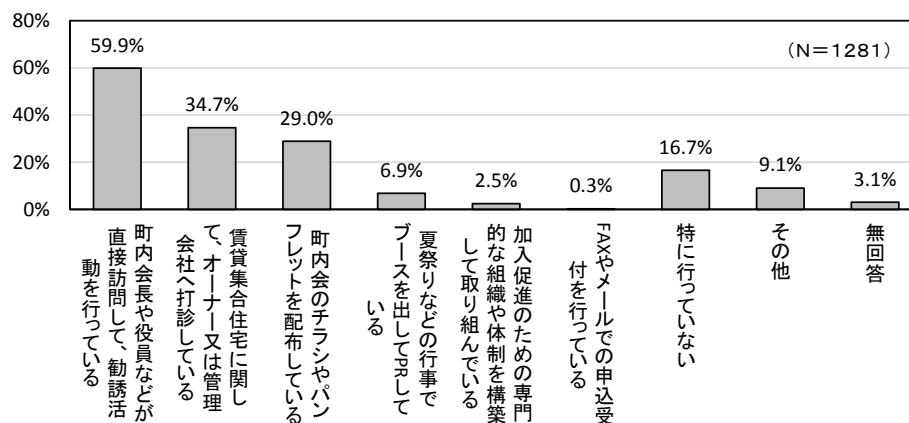


図 31 加入促進のための活動

(2) 町内会活動への参加・加入を勧める上で、困ること

町内会活動への参加・加入を勧める上で、困ることは、「賃貸集合住宅の入居者への呼びかけ」が 44.7%、「集合住宅の管理会社・管理組合などとの接触」が 30.8%と、集合住宅関係で困っていることが多くあがっている。次いで、「単身者への呼びかけ」(29.7%)、「個人情報の提供に関すること」(19.0%) が多くなっている。

一方、「特にない」は 25.1%と約 4 分の 1 を占めている。

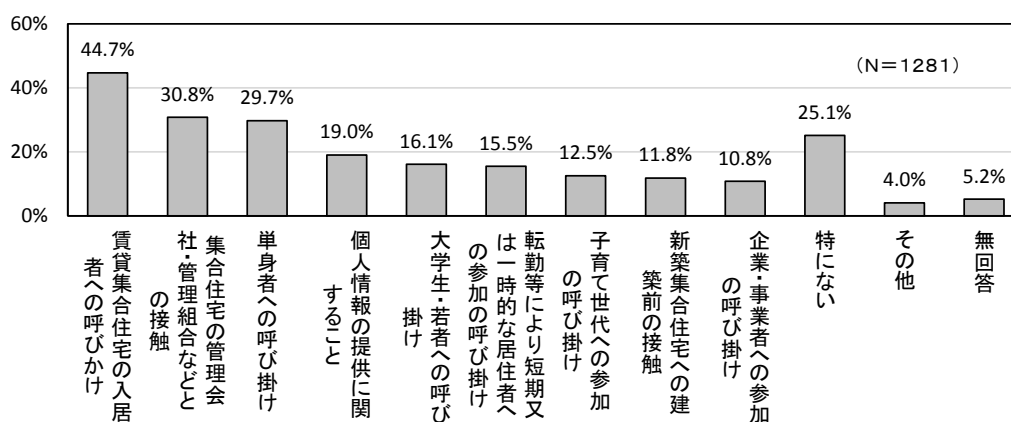


図 32 参加・加入を勧める上で、困ること

(3) 必要な支援等

町内会活性化や加入促進に向けて、必要な支援等は、「転入者への町内会活動の周知・啓発」が 43.8%と最も多くなっている。次いで、「地域住民への町内会活動の周知・啓発」(38.9%)が多くなっていることから、「周知・啓発」が全体的に共通した課題であることがわかる。また、他の項目については、大きな差が見られないことから、地域の状況によって課題は異なっており、幅広い支援策が必要とされていることがうかがえる。

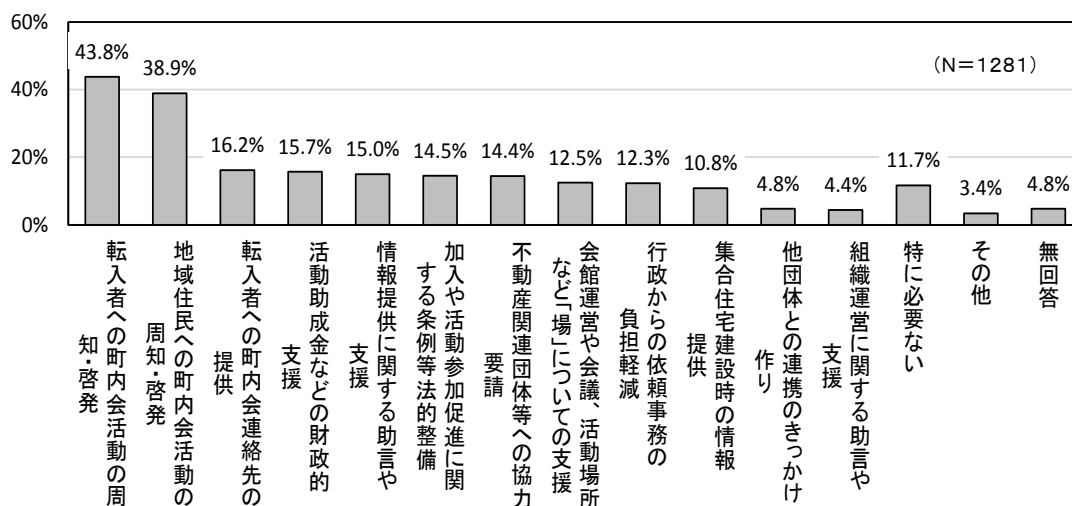


図 33 必要な支援等

5. 連合町内会との協力体制

今後さらに必要と思われる連合町内会との協力体制としては、「近隣の町内会との連携の調整役」(36.1%)、「活動助成金などの財政的支援」(34.7%)、「大規模行事の開催」(33.7%)が 3 割以上と多くなっている。次いで、「情報提供に関する助言や支援」(26.1%)、「他団体との連携のきっかけ作り」(20.8%)が多くなっている。

一方、「特にない」は 18.7%となっている。

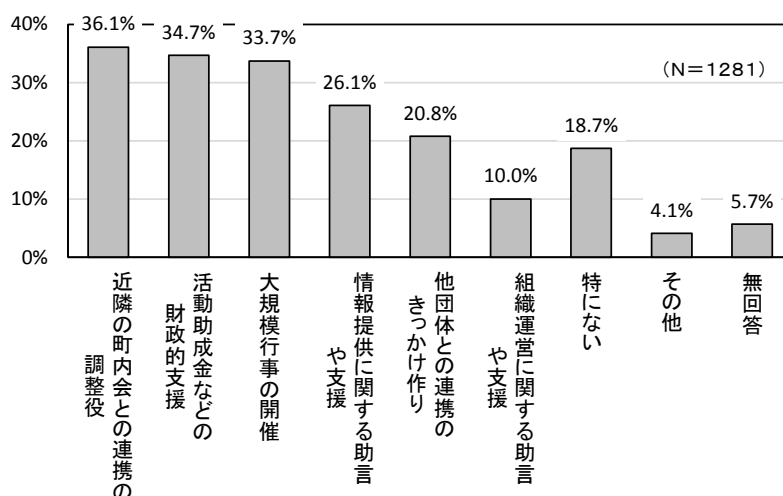


図 34 連合町内会との協力体制

6. 運営における課題

町内会活動の課題としては、多い順※に「役員のなり手が不足している」(94.9%)、「役員が高齢化している」(91.2%)など、役員についてあげられている。また、「特定の人しか参加しない」(90.8%)、「活動の参加者が少ない」(87.3%)、「活動内容が慣例化している」(85.1%)、「住民の関心が少ない」(84.5%)など、活動内容や住民の参加意識と活動に関する課題があげられている。

※ 「町内会の活動を行っていくうえで、課題となっていることはどのようなことであるとお考えですか。」(調査票:問12)の回答のうち、「①そう思う」、「②どちらかといえばそう思う」を合わせた割合。

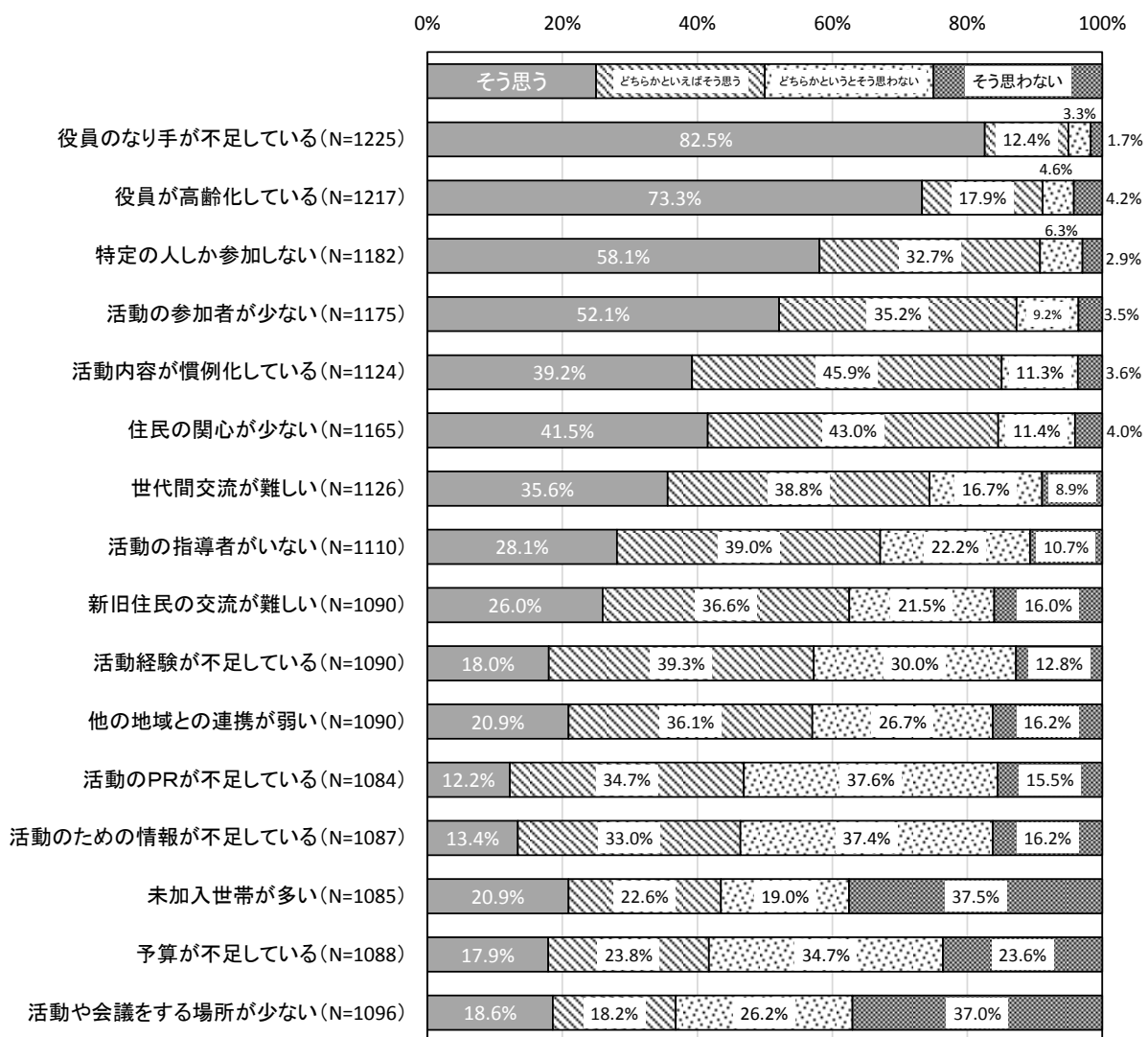


図 35 運営における課題

※ 「無回答」は除いて集計

平成 21 年度調査及び平成 18 年度調査と比較すると、今回の調査では、「役員が高齢化している」が「特定の人しか参加しない」の割合を上回り、役員の高齢化が進行していることがうかがえる。

また、平成 21 年度調査と今回調査について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の変化の割合を比較すると、「住民の関心が少ない」の増加が一番大きい。

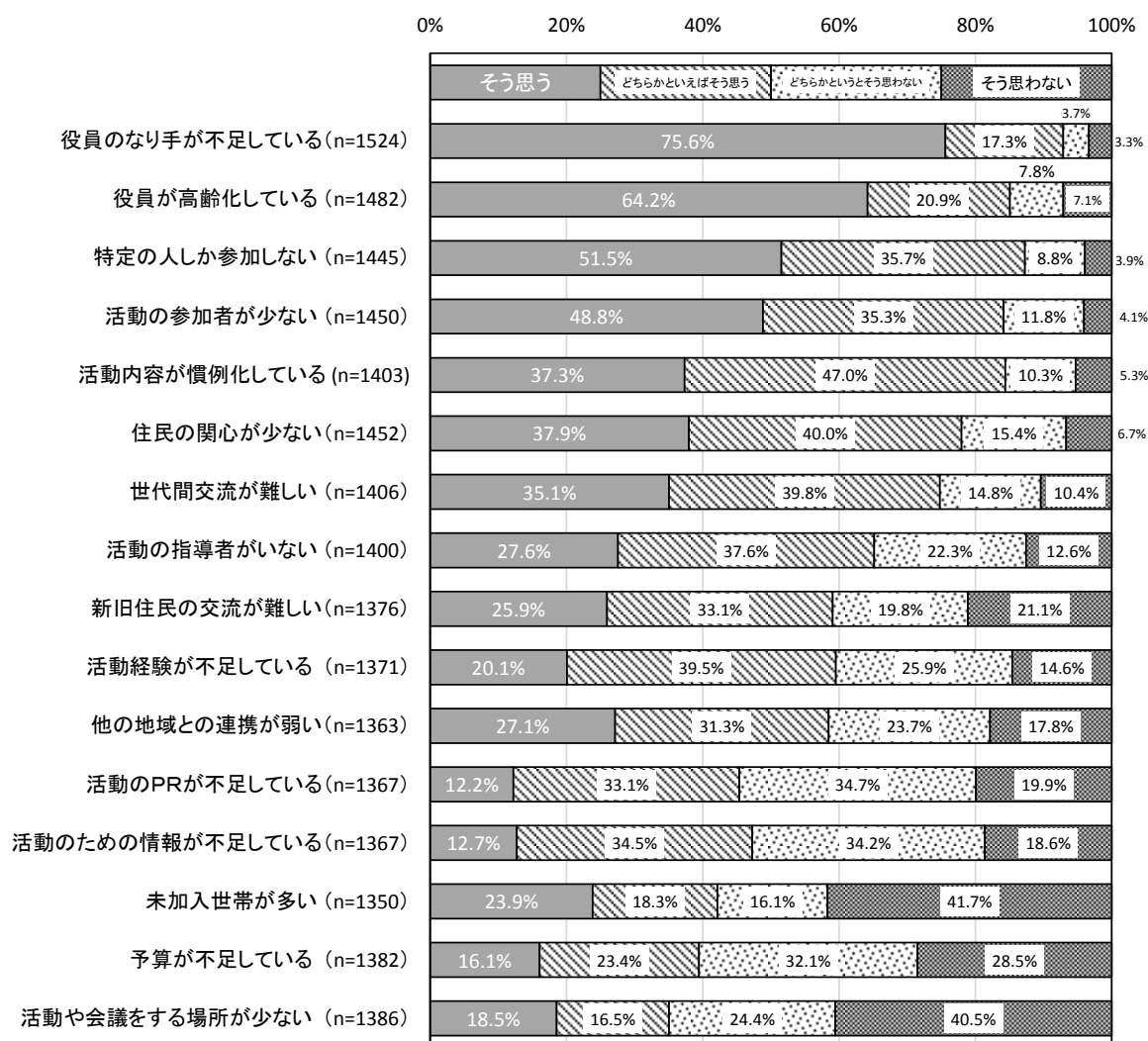


図 36 運営における課題（平成 21 年度調査）

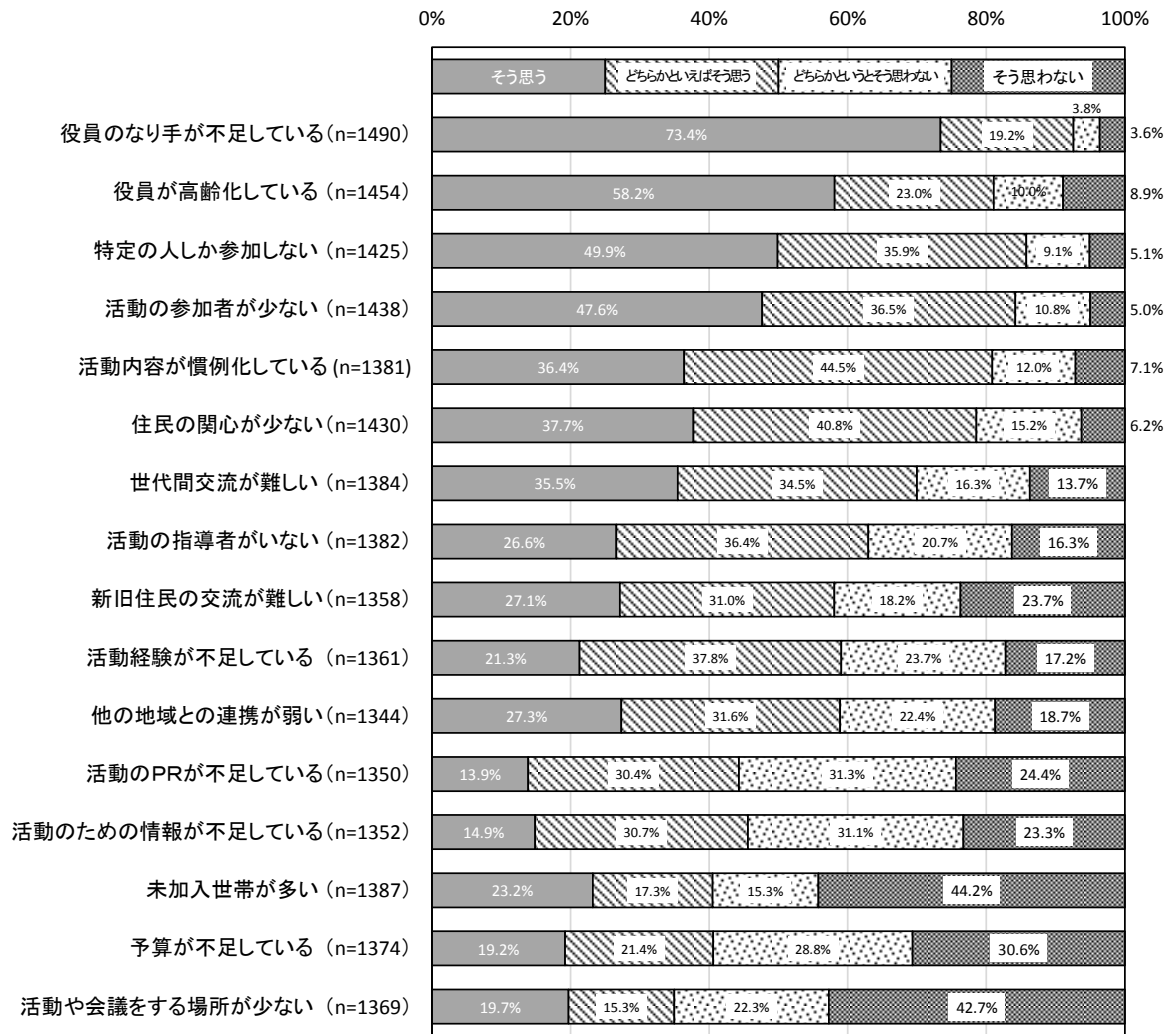


図 37 運営における課題（平成 18 年度調査）

7. 今後取り組みたい活動

(1) 今後、取り組みたい活動

「今後、新しく取り組みたい、内容を充実させたい」と思う活動※については、「災害予防・災害対策」が88.0%と最も高くなっている。次いで、「保健福祉」(87.7%)、「子どもの見守り」(78.9%)、「環境美化」(76.0%)が多くなっており、地域の安心安全や環境美化に関わる活動が上位にあげられている。

※「今後、新しく取り組みたい、または内容を充実させたいと思う活動はなんですか。」(調査票:問13-1)の回答のうち、「①そう思う」、「②どちらかといえばそう思う」を合わせた割合。

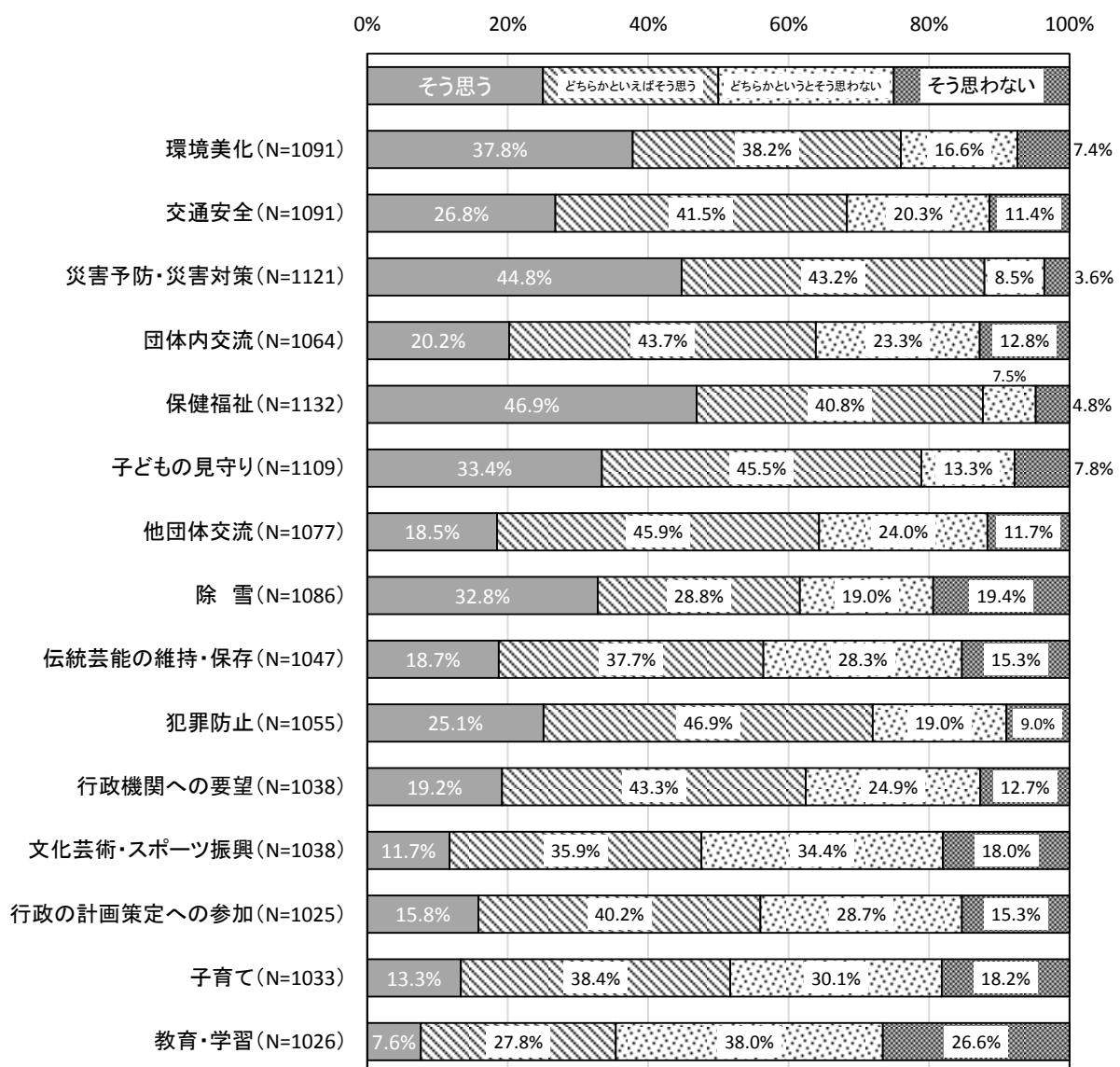


図 38 今後、取り組みたい活動

※「無回答」は除いて集計

今後、新しく取り組みたい、内容を充実させたい活動（P24）と、現在の活動状況（P13）を整理し比較すると、下表のとおりとなる。現在行っている活動（P13）の上位2項目「環境美化」「交通安全」は今後について若干下がっているものの、継続意向の比率はほぼ変わらない。それ以外の項目は、全て現在に比べて取り組み意向が高くなっている。特に現在の取り組み率の低い（50%以下）項目では変動幅が大きく、「都市計画や公共施設の計画等、行政の計画策定への参加」（以下「行政の計画策定への参加」）では約44ポイント、「子育て」で約41ポイント、「文化芸術・スポーツ振興」で約39ポイント、「犯罪防止」で約38ポイントの上昇がみられる。

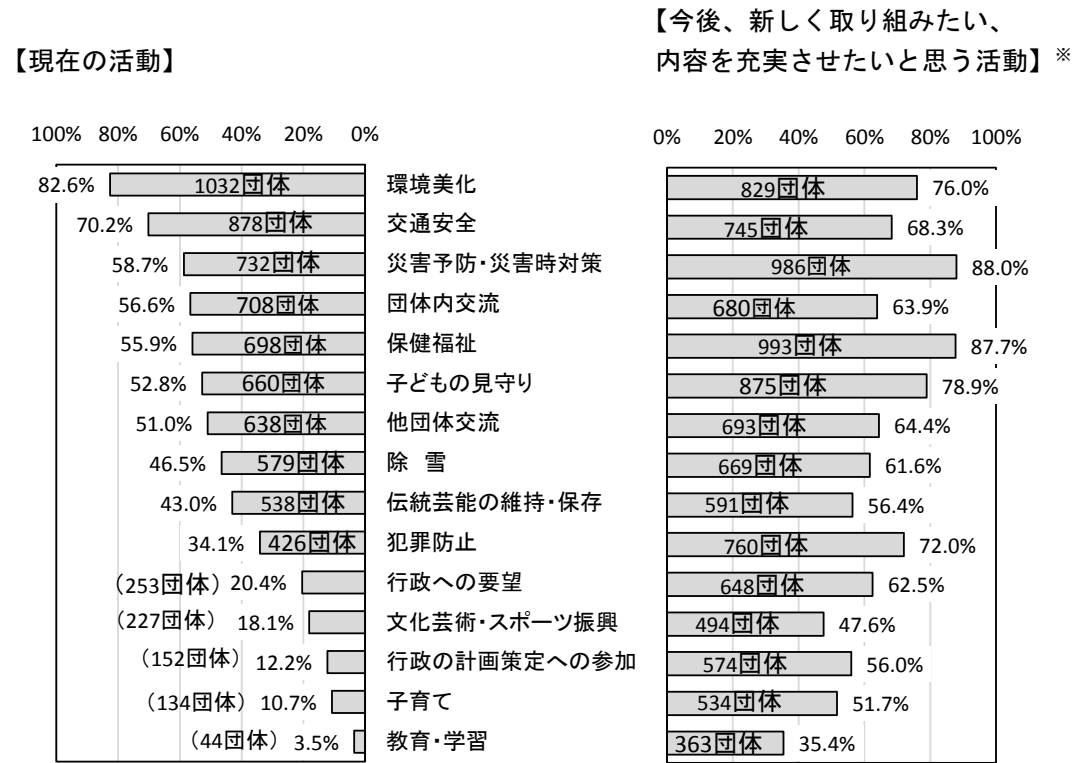


図 39 現在の活動と今後、取り組みたい活動

※「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の団体

活動への参加の変化	項目
現在＝高、今後＝高	環境変化（82.6%→76.0%） 交通安全（70.2%→68.3%）
現在＝中、今後＝高	災害予防・災害時対策（58.7%→88.0%） 保健福祉（55.9%→87.7%） 子どもの見守り（52.8%→78.9%）
現在＝低、今後＝高	犯罪防止（34.1%→72.0%）
現在＝低、今後＝中	行政への要望（20.4%→62.5%） 文化芸術・スポーツ振興（18.1%→47.6%） 行政の計画策定への参加（12.2%→56.0%） 子育て（10.7%→51.7%）

表 3 活動への参加意向の変化

(2) 今後の活動で連携したい団体

町内会活動に関して、今後、新しく連携したい、連携を強くしたいと考えている団体については、「ほかの町内会」「町内会、連合町内会以外の住民組織」が多くなっている。次いで、「サークル・同好会」が多く、交流や文化といった分野での連携を考えていることがうかがえる。それ以外の団体については、「保健福祉」「除雪」「子育て」については、「ボランティア」との連携の意向が高く、ある程度人手の必要な分野に関してボランティアと連携したいことがうかがえる。また、「交通安全」「災害予防・災害対策」「子どもの見守り」「犯罪防止」では、「協会・協議会」が特に高くなっており、特に「交通安全」「犯罪防止」については半数以上の町内会が連携の意向がある。これは、専門性が必要な分野に関しては、「協会・協議会」との連携の意向が強いことがうかがえる。

	全 体	① ほか の 町 内 会	② 町 内 会、 連 合 町 内 会 以 外 の 住 民 組 織	③ サ ー ク ル ・ 同 好 会	④ ボ ラ ン テ ィ ア	⑤ 活 動 団 体 N P O 法 人 ・ 市 民	⑥ 公 共 的 な 施 設	⑦ 協 会 ・ 協 議 会	⑧ 経 済 関 係 団 体	⑨ 教 育 機 関	⑩ 民 間 企 業 ・ 事 務 所	⑪ そ の 他
(上段：実数) (下段：割合)												
環境美化	717 100.0	279 38.9	289 40.3	32 4.5	96 13.4	59 8.2	35 4.9	70 9.8	17 2.4	49 6.8	97 13.5	29 4.0
交通安全	823 100.0	282 34.3	274 33.3	12 1.5	58 7.0	28 3.4	8 1.0	467 56.7	9 1.1	105 12.8	24 2.9	13 1.6
災害予防・災害対策	804 100.0	365 45.4	234 29.1	11 1.4	60 7.5	78 9.7	73 9.1	307 38.2	24 3.0	81 10.1	62 7.7	35 4.4
団体内交流	571 100.0	180 31.5	221 38.7	165 28.9	26 4.6	35 6.1	12 2.1	20 3.5	18 3.2	8 1.4	43 7.5	39 6.8
保健福祉	890 100.0	199 22.4	275 30.9	49 5.5	257 28.9	96 10.8	252 28.3	350 39.3	10 1.1	29 3.3	24 2.7	17 1.9
子どもの見守り	844 100.0	272 32.2	344 40.8	21 2.5	135 16.0	35 4.1	15 1.8	278 32.9	11 1.3	236 28.0	13 1.5	11 1.3
他団体交流	641 100.0	293 45.7	248 38.7	146 22.8	42 6.6	36 5.6	16 2.5	38 5.9	24 3.7	23 3.6	19 3.0	33 5.1
除 雪	721 100.0	330 45.8	113 15.7	6 0.8	209 29.0	47 6.5	11 1.5	128 17.8	16 2.2	42 5.8	120 16.6	44 6.1
伝統芸能の維持・保存	635 100.0	251 39.5	199 31.3	161 25.4	59 9.3	69 10.9	25 3.9	22 3.5	53 8.3	69 10.9	33 5.2	39 6.1
犯罪防止	766 100.0	233 30.4	165 21.5	9 1.2	28 3.7	28 3.7	11 1.4	513 67.0	11 1.4	27 3.5	16 2.1	29 3.8
行政への要望	541 100.0	216 39.9	112 20.7	15 2.8	16 3.0	71 13.1	74 13.7	87 16.1	71 13.1	41 7.6	23 4.3	63 11.6
文化芸術・スポーツ振興	602 100.0	99 16.4	103 17.1	321 53.3	61 10.1	72 12.0	46 7.6	20 3.3	25 4.2	94 15.6	24 4.0	35 5.8
行政の計画策定への参加	520 100.0	209 40.2	108 20.8	10 1.9	10 1.9	66 12.7	83 16.0	53 10.2	85 16.3	34 6.5	30 5.8	64 12.3
子育て	631 100.0	85 13.5	176 27.9	46 7.3	176 27.9	47 7.4	93 14.7	62 9.8	1 0.2	244 38.7	6 1.0	32 5.1
教育・学習活動	529 100.0	41 7.8	63 11.9	179 33.8	101 19.1	76 14.4	47 8.9	11 2.1	32 6.0	113 21.4	33 6.2	35 6.6

表 4 連携したい団体

※ は 20%以上の項目 「無回答」は除いて集計

【凡 例】

- ①ほかの町内会 ②町内会、連合町内会以外の住民組織(PTA、老人会、婦人会など)
 ③サークル・同好会(文化・学習、スポーツ、趣味のサークル・同好会)
 ④ボランティア(福祉、教育などのボランティア) ⑤NPO法人・市民活動団体
 ⑥公共的な施設(保健・医療施設、福祉施設、図書館、博物館など)
 ⑦協会・協議会(社会福祉協議会、防犯協会、交通安全協会など)
 ⑧経済関係団体(商工会・商工会議所、青年会議所、商店街など)
 ⑨教育機関(幼稚園、保育園、小中学校、大学・短大、専門学校など)
 ⑩民間企業・事務所 ⑪その他

第Ⅳ章 市との関係

1. 必要と思う活動

市からお願いしている仕事で、必要と思う活動※では、「広報誌等の配布・回覧」が最も高く、次いで、「各種委員の推薦、就任」となっている。

一方、必要ないと思う活動には「募金・集金」をあげている。

※「あなたは、市(市役所、区役所)などからお願いしている仕事に対してどのように感じていますか」(調査票:問14)の回答のうち、必要性については「①必要である」、「②どちらかといえば必要である」を合わせた割合。

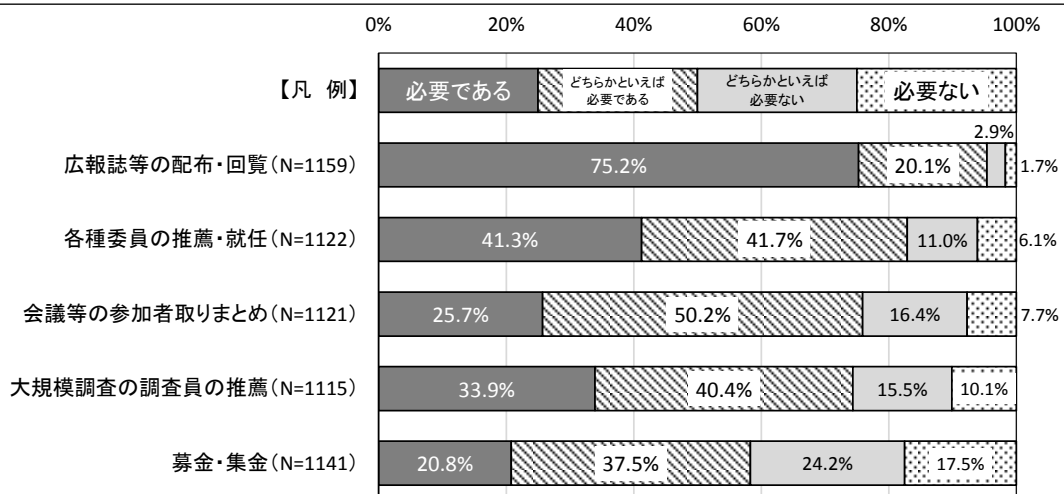


図 40 必要と思う活動

※「無回答」は除いて集計

2. 負担と思う活動

負担と思う活動※では、「各種委員の推薦、就任」が最も高く、僅差で、「大規模調査の調査員の推薦」、「募金・集金」となっている。

※「あなたは、市(市役所、区役所)などからお願いしている仕事に対してどのように感じていますか」(調査票:問14)の回答のうち、負担感については「①負担である」、「②どちらかといえば負担である」を合わせた割合。

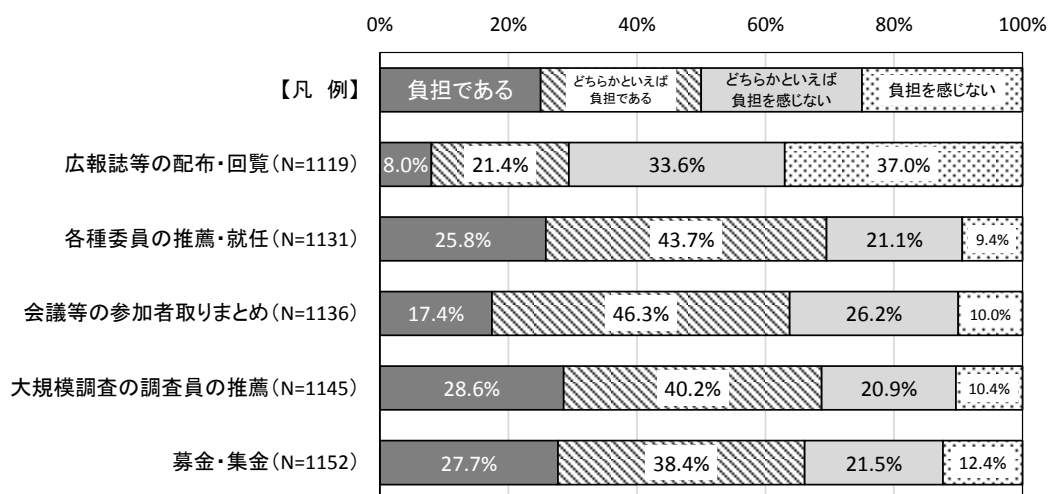


図 41 負担と思う活動

※「無回答」は除いて集計

各項目で、必要性和負担感を比べると、必要性が高くてもあまり負担を感じていない仕事は「広報誌等の配布・回覧」であった。逆に、「募金・集金」は、必要性を感じられないために、負担とされていることがうかがえる。

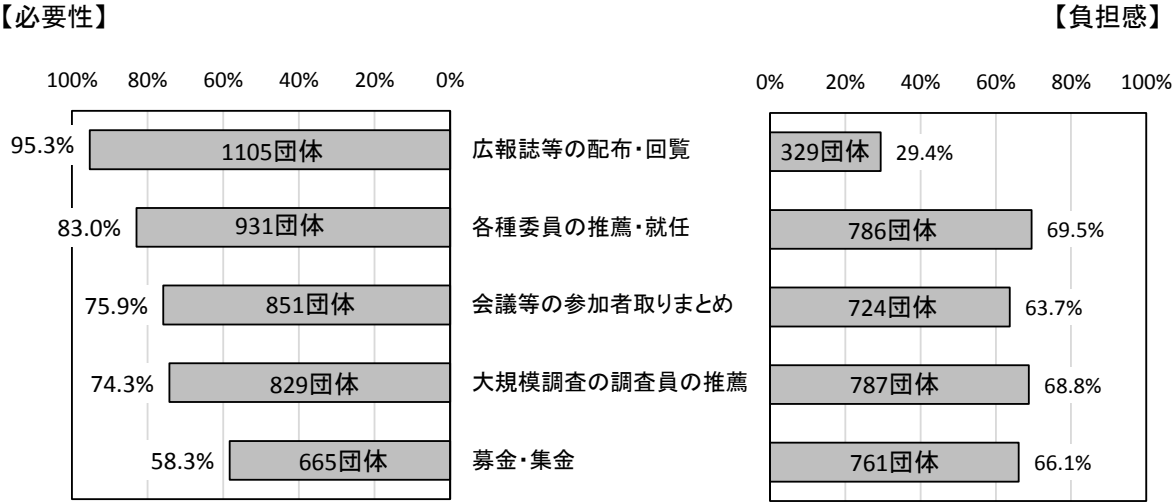


図 42 必要性和負担感

3. 町内会活動を充実させるため、市に取り組んでもらいたいこと

記述の回答は 432 人より 521 件の意見があり、下記のとおり分類整理した。「広報・情報提供」が 71 件と最も多く、次いで、「役員」55 件、「加入促進」54 件、「財政」36 件、「雪」35 件、「環境美化」33 件と続いている。

意見			意見		
大分類	細分類	小計	大分類	細分類	小計
広報・情報提供 71件	①町内会必要性のPR	25件	地域福祉 18件	①見守り・支援	15件
	②活動事例	11件		②その他	3件
	③個人情報	11件	安全安心 18件	①防犯・防災	15件
	④市の情報提供の方法	7件		②交通安全	1件
	⑤具体的な広報方法	4件		③その他	2件
	⑥回覧の見直し	2件	活動場所 16件	①活動場所が欲しい	7件
	⑦その他	11件		②低額開放(無料など)	5件
役員 55件	①担い手不足	20件		③施設充実(バリアフリー、修繕など)	3件
	②高齢化	12件		④予算補助	1件
	③仕事が多い	12件	連携 15件	①他団体との連携	6件
	④その他	11件		②市との連携	5件
加入促進 54件	①町内会への加入	27件		③再編(合併など)	3件
	②マンション・アパートの加入	24件		④その他	1件
	③その他	3件	人材育成 11件		—
財政 36件	①活動費補助(事務、雪、ごみなど)	22件	交流 11件		—
	②役員手当	3件	連合町内会 5件		—
	③貸出し(施設)	1件			—
	④その他	10件	まちづくりセンター 4件	①所長	3件
雪 35件	①除排雪費用	23件	募金 2件	②活用	1件
	②除排雪の拡大	2件			—
	③その他	10件	その他 115件		—
環境美化 33件	①ごみ	15件			—
	②アパート・MSのごみ	6件			—
	③道路	4件			—
	④その他	8件			—
関心喚起 22件	①町内会への関心	8件			
	②行事への関心	6件			
	③若者の関心	5件			
	④その他	3件			

表 5 市への要望

主な意見

《広報・情報提供 71 件》

①町内会必要性のPR (25 件)

- ・まず町内会加入の意味・必要性が納得出来るようなロゴマーク、文章などを作成。もしくは文案を作って欲しい。又、単町での盆踊りなどの行事を復活させる為の機会と、資金の援助等、アドバイスが欲しい！
- ・「町内会」を無くしたら地域はどうなるのか。地域と個人をどう考えるのか。今一度、原点に還って考えてみる必要がある。
- ・町内会の存立を明確にする。1. 公的な存立にする「福まち」的なものは不要。2. 補助金を投入し福祉活動等は町内会で実施させる等々。

②活動事例 (11 件)

- ・分かり易い町内会・自治会のパンフレットを作っていただきたい。もしあっても浸透しないのは「見たくないパンフ」です。「見てみたくなるパンフ」を制作して頂きたい。
- ・マンション単独町内会の運営の方法について示して欲しい (約 200 戸規模)。マンション内全戸加入が、回覧板をまわす上でも必要であり、そのような条例整備が必要と考える。

③個人情報 (11 件)

- ・あまりにも個人情報保護にこだわり過ぎている。災害等の非常時には、個人情報保護は無意味になると思う。「人の命は個人情報保護では守れない」のでは。
- ・家族構成や、家族の病名や通院病院等の個人情報を集めないでほしい。
- ・高齢者や独居世帯の見守り活動の充実化が急務だが、個人情報の関係から町内の実態が把握できない。市との情報共有、公開の施策を強く要望する。

④市の情報提供の方法 (7 件)

- ・町内会の活動内容を明示し活動員を募集し、町内会にこんな人がいる事を知らせて頂ける情報の提供を望む。町内会活動の充実は先ず人材です。町内会で募集するより市で募集した方がたくさん集まると思われます。
- ・市からの「広報さっぽろ」で、全体の情報は伝えられ、会員の方々は、それぞれ情報をキャッチしておりますので、「広報誌」ベストの存在です。
- ・講座、講義、行政からのPRをもう少し増やして欲しい。

⑤具体的な広報方法 (4 件)

- ・声と言葉でのPR・広報・町内の公園など公共の場で人の集まりそうな所で放送などできないでしょうか。

⑥回覧の見直し (2 件)

- ・「広報さっぽろ」とは別に、カラフルな手軽に読める一枚モノのチラシ作成と全戸配布。内容：町内会活動の案内、参加のメリット、参加申し込み・連絡先の具体的記載。

⑦その他 (11 件)

- ・地域振興課との情報交換や、様々な事項について指導を深めてもらいたい。
- ・最低限、地域の情報共有化をはかりたい。
- ・住宅地の戸建てと集合住宅が混在して、町内会・自治会も加入者を勧誘が難しい。住宅地

域の再開発（？）に業者任せでなく、行政として都市計画のグランドデザインとロードマップをもっと示すべき（例：少子・高齢化に…）。

《役員 55 件》

①担い手不足（20 件）

- ・役員の担い手が少なくなり困っている町内が多々あると思います。今後、活動に支障が出るので、市のアドバイスをお願いします。
- ・各種委員等の推薦、就任などを公にして、募集などをして欲しい。私の地区では、民生委員などは、殆どが親戚・縁者などで欠員が補充されている状況である。
- ・役員には、体力的な事もあり 70 歳未満の方をお願いしているが、なり手が極端に少ない。これは年金の関係もあり 65 歳まで就労するため、現職中は町内会活動に協力が得られないのが実態である。加えて若い人達の個人主義的な考えもある。このような社会現象を根本的に変えない限り、町内会活動の発展は望めないのではないかな？

②高齢化（12 件）

- ・働きざかりの町内会役員にとって、連合町内会や大きな会議には参加出来ないと考える。平日の 14 時から等の時間帯が多く、欠席するしかない。土日や 18 時からという時間帯変更をして欲しい。役員に高齢者が多いと思うが、時間設定がそもそも高齢者向きになっている。
- ・役員が高齢化していて交代が出来ない。次世代との継ぎが全く出来ていない現状。町内会の存続が心配になっている。

③仕事が多い（12 件）

- ・近年、市からの調査等の依頼が増えており考慮してほしい。
- ・役員は廻り順番でやっているのが、イベント等への参加要請が多く、まとめられて効果的な方法を考えて欲しい。開催日が平日に多く勤務者は参加しづらい。
- ・町内会活動は必要と思うが仕事量の増加は困る。最低限の活動に抑えるのが B e s t と思う。

④その他（11 件）

- ・民生委員、青少年育成委員等のなり手がなくて苦勞している。特に民生委員に関しては、厚労省の対策とは思いますが、待遇の改善を図り意欲を高める必要があると考えられる。
- ・市からの各種合同は殆ど平日の為、仕事をしている者にとって負担に感じている。生活に余裕のある者しか町内会活動に参加出来ないのが現状です。

《加入促進 54 件》

①町内会への加入（27 件）

- ・市民の町内会加入は自由であるが、行政の立場では加入を勧めています。勧めるのであれば明確にその理由を示し、必要であれば法によって定めるのが（法決定）良いでしょう。町内会は、常に行政と未加入市民との間に立って困惑しているのが現状です。加入を義務とする方向で検討されてはどうでしょう。
- ・加入率を上げる対策・工夫についての助言。

- ・未加入会員に対する加入促進。未加入会員にも回覧させるための施策（これにより高齢者等の孤立死防止。現在、未加入者には回覧での情報なし）

②マンション・アパートの加入（24件）

- ・管理組合とか管理会社への指導、協力、要請をお願いしたい。
- ・賃貸マンション入居者への町内会参加については、契約時に町内会加入を義務づけると良いと思う。条例化できないか。

《財政 36件》

①活動費補助（事務、雪、ごみなど）（22件）

- ・「住民組織助成金」の大幅な増額をお願いしたい。パートナーシップ排雪の町内会員負担割合を見直して頂きたい（1/4から1/5位にしてほしい）。「町内会加入促進条例」の早期制定を目指して頂きたい。
- ・町内会活動のかなりの部分は行政のお手伝いの面があります。その為、大きな労力と費用が必要で、労力の部分は無償ボランティアとしておりますが、直接かかる費用の負担が大きいです。せめてこの部分の行政側負担（補助金）を考えてほしい。

②役員手当（3件）

- ・町内会活動（特に役員への活動費）に伴う支援があれば、もっと積極性が出る。

③貸出し（施設）（1件）

- ・町内会会議室借用に関する補助。

④その他（10件）

- ・町内会活動に必要な財政面での支援を強化して欲しい。
- ・町内会活動に関する助成金の告知→町内の人々のつながりを推進しているのであれば、形だけあるでは分かりづらいと思います。より具体的に申し込みやすく！推進しているのですか？と私達に思わせる様な面倒な手続きや申込み用紙の難しさ！もう一度見直して下さい。老人が多く、老人クラブの立ち上げがとても難しいのです。

《雪 35件》

①除排雪費用（23件）

- ・除雪パートナーシップの市全額負担、もしくは負担割の減少。町内会費の増額で対応すると、4割を占める未加入者との不公平感から逆に脱会者増が懸念されるため。
- ・パートナーシップ負担金が年々増加している。市が無償で実施すべき。

②除排雪の拡大（2件）

- ・冬期間の除雪回数の少なさを、多少なりとも増やす事に気配り必要。
- ・パートナーシップ除雪見送時における10m道（札幌市全額負担）の定例時期での除雪の実施を実施してもらいたい。

③その他（10件）

- ・除雪の問題。除雪の妨げになる路上駐車を、冬期間だけでも市内の全住宅地域を市条例等で、全面禁止策を取ってほしい。住人（企業含む）が、自宅敷地内から路上に常識を超えた雪出しを禁止する策を作ってほしい。

《環境美化 33 件》

①ごみ（15 件）

- ・ごみ収集全般（資源回収の充実）。参加しやすいイベントがあるといい。
- ・ごみの問題。52 カ所の集積所があり、違反ごみの投入、カラスの被害が多い。ごみパト隊に世話になっているが、広報など会員への P R 強化をしていただきたい。

②アパート・MSのごみ（6 件）

- ・アパート等で、未だごみステーションを設置してない所が非常に多い。設置するよう指導してほしい。
- ・ごみステーションを町内に設置しているが、アパート・マンションは建築の年数・戸数に関係なく、A P・MS の敷地内に設置するように市条例で義務化されたし。

③道路（4 件）

- ・道路、排水溝の整備。
- ・町内の生活道路の整備・交差点のバリアフリー化。

④その他（8 件）

- ・空き家問題に早急に対処して頂きたい。市道の整備を行って下さい。
- ・秋の落葉対策を考える必要性あり。
- ・生活道路の除排雪や街路頭の新設・維持管理など公共性が高く住民の生活に密着した課題には、自治体が主体的に行動して頂きたい。（公金の全面運用）街路灯を町内会が設置させている政令都市なんて聞いたことがありません。心配です！

《関心喚起 22 件》

①町内会への関心（8 件）

- ・町内会活動に最低限の住民加入の法制化は不可能ですか？
- ・町内会活動の必要性重要性を回覧板等々で P R はしているが 関心は薄い。
- ・参加者も特定で意識が高まっていかないのが悩み。隣人愛が乏しい。

②行事への関心（6 件）

- ・年度事業計画を立てても、参加される方は役員の一部である。何をするにも当町内会は積極性が無い。
- ・地域の活動発表会、その他色々なイベントへの参加を呼び掛けているが、目新しいもの町内会で取り入れてみようかというものが少ない。市ではこんな事をやっている、市民に対する単なるパフォーマンスの様に思え、やらないといけないからやっている様に思う。

③若者の関心（5 件）

- ・若い人達は町内会に対して希薄に思われる。無関心なのか 魅力がないのか。入会してもらう方法がまずいのか？声かけ、お誘いが下手なのかもしれない。
- ・町内会行事に参加しやすい企画（若者・家族）。地域の人々と会話、隣近所のつながり（災害時対応・対策、高齢者対応）。子供も大人も気楽に参加出来る分かり易い出前講座（事例他）。行政の支援。

④その他（3 件）

- ・町内会活動の理解と即行動。

- ・現段階では、行政側にあれこれ要望する前に、会自身が先ず創意工夫、努力をする事が大事であると思っている。

《地域福祉 18 件》

①見守り・支援（15 件）

- ・単身高齢者の異常時通報システム（センサーで把握する）の導入。
- ・高齢者が 45%に達してきている事から、高齢者福祉対策も重要と考えます。
- ・生活困難者、独居老人に対する見守り、支援の強化。

②その他（3 件）

- ・町内会は地域（隣近所）の助け合いと親睦・交流の場なので、市としてはあまり過大な期待をかけないで欲しい。町内会の役員はやるべき福祉などの活動は、福祉施設や介護施設の方々と協力し、その人々の力を借りた方が一番推進しやすいと思う。

《安全安心 18 件》

①防犯・防災（15 件）

- ・災害の種類と規模に応じた対策が必要であり、それに伴う避難場所も考える必要があると思います。
- ・万一、石狩川氾濫時の待機場所の確保について、同時に昼間（共働き多い）発生時の対応（老人、子ども）。高齢者（認知症等）についての対応。
- ・防火、防災の研修会の実施。初期応急処置法について、心肺蘇生法、A E D の取扱い…階層別実践体験研修の実施 ※頭の中で判っていても、実際の現場になると中々出来ないものです。

②交通安全（1 件）

- ・交通安全街頭啓発の年間回数が多過ぎる（2、3 回で良い）。

③その他（2 件）

- ・町内に土砂災害指定区域が 3 ヶ所あるが、本格的な避難訓練や啓発講座は未だ実施出来ない。参加人員、当地の地理的特徴を熟知した専門家の有無などに不安があるため。この様な事に役立つ助言を頂けたらありがたい。

《活動場所 16 件》

①活動場所が欲しい（7 件）

- ・町内会活動に使える集会所が欲しい。（隣接町内会共有でも良い）
- ・自前の町内会館を持つ施策、もしくは助成策が欲しい。

②低額開放（無料など）（5 件）

- ・住みよい街とする為、新生児へのブックスタート、敬老の日の税金年令引き下げで金額は広く薄く、区民センター、地区センターの場所の無料化。
- ・活動拠点の補助金の継続、活動補助金。対話会の実施。

③施設充実（バリアフリー、修繕など）（3 件）

- ・出来る事なら 30 年も過ぎた建物ですので、市の方で内装を何とかしていただきたい。すき

ま風が非常に入る様になりました。今年は特に寒く感じますので何とかして欲しい。

④予算補助（1件）

- ・居場所づくりの拡充、緩和対策。空き家、又は空き車庫など、簡素な施設にも支援（助成）をして欲しい。

《連携 15件》

①他団体との連携（6件）

- ・単町と定期的な意見交換会を行う。単町の町内会活動の悩み相談コーナーを設ける。町内会活動を充実させるための問題集の作成。
- ・政府主導の地方創生新たな政策展開を踏まえ、将来の市発展の重要な役割を担う、町内会活動や市との連携強化を目的とした「町内会振興基本条例」等の検討を進めてはどうですか。

②市との連携（5件）

- ・町内会と行政との意見交換は絶対必要である。（例えば除雪排雪等々、目に余ることがある）

③再編（合併など）（3件）

- ・当町内会は世帯数が少なく、町内会の役員・委員などの人数確保が難しいので、他の町内会に合流して町内会を維持して行くしかないと考えている。

④その他（1件）

- ・北海道住宅管理公社が町内会連合会や社協等に全く参加しておらず、自治会活動に完全委任しているが、これら組織は管理会社があるという事で全く要望を聞き入れられない（福祉除雪、パートナー除雪など）。元々、社会的弱者や高齢者が多く、町内会連合や社協と連携している実感がわからない。マンションにもこういった疎外感があるのではないかと思う。これら公共性の強い任意団体は、もっと集合住宅依りにならなければ、どんどん協力者が減っていくように思う（※戸建て世帯のみの活動ばかりを改善する）。

《人材育成 11件》

- ・行政としては中々難しい事ですが、やはり地域への人材を選り出す事が最重要案件・課題であると思います。
- ・学生（高校・大学生）、若年者の役員就任の助力。
- ・各町内会の実態を可能な限り調査（実際に町内会に赴いて）して、どのように改善すべきかを指導してほしい。

《交流 11件》

- ・住民の意を汲んだ町内会活動を行うには、高齢者の行動範囲を考えると、居住地の近くに住民が気軽に集まる事が出来る集会所が必要ですね。少子高齢化に対応する防災・防犯を意識した町内会活動は、社会情勢や個人のライフスタイル、価値観の多様化等に対応するため、個人情報保護条例の問題もあり、日頃から住民と語り合い、知り合う事が大切であり、2,000世帯に1ヶ所位の集会所が必要であると思っています。
- ・町内会連合会の指導が必須。今は高齢化した役員の「いすわり」で何ら改善活動が出来て

いない。特に社協との連携は必要と思いつつ、民生委員等の町内会の関りは一方通行であり、コミュニケーションが出来ていないと思う！

《連合町内会 5 件》

- ・現在町連が単町に対する指導機関と考えているが、単町の意見を吸い上げ積極的に町内会活動を改善する努力がなされていない。

①市の地域振興課又は地区センター職員の方は、町連に対し単町の指導方法等積極的に助言をしていただきたい。②他町連の単町の活動状況を紹介していただきたい（問題点、良好点）。例えば、役員の選任、賃貸マンション対策等。③ふくまち推進委員及び民生委員と町内会の具体的な関係が理解できないので、町内の高齢者対策に疑問を持っている。

《まちづくりセンター 4 件》

①所長（3 件）

- ・まちづくりセンターの正職員は、実に良く働いてくれている。センター長を補佐する正職員 1 名は必要と考える。
- ・まちづくりセンター長のプロ化（町内会活動の）各区 2 名でもよい。

②活用（1 件）

- ・地域にかかる情報について、まちづくりセンター等を活用し、早めの提供をお願いしたい。

《募金 2 件》

- ・寄付金の少額化。
- ・募金活動（日赤・共同募金）が地域に戻るお金が見えづらいので、年々お願い額が下がる傾向である。従って募金は街頭のみとする。

《その他 115 件》

- ・全市的統一された指標でなく、その町内会の現状に合った活動に対しての助言をしていただきたい。
- ・市のOBの方達が積極的に町内会活動に参加し活躍される様、現役の時から要望して欲しい。市の職員の皆さんは能力もあるし、人数も沢山いると思うので、各町内の役員のなり手不足も解消されると思います。
- ・公助・共助・自助について①市・区は共助・自助を強調するあまり、行政がすべき事項を地域全体に押し付け過ぎてはいないか？②市・区のホームページに掲載しているからとの姿勢で、住民への直接説明責任を果たしていないのではないか？（例）自主設定町内会活動を行う事で、町内会員がメリットがあると感じるような町内会活動サポートして欲しいし、行政としても取り組んでもらいたい。
- ・諸外国には町内会組織は無いと思います。日本独自のもので、戦争時には国民を戦争に狩り立てる後を担った経過もあります。行政の補完機関の要素が多く、町内会が無くても日常生活にそれ程困りませんと思うくらい、皆さん人任せです。無くても良いのですが、無いとごみ収集等で野放し状態になりそうで不安です。街路灯とごみの管理だけで充分？
- ・現状で満足しています。

第Ⅴ章 地域コミュニティ

1. 町内会活性化に向けての役割

①市民

町内会活動の活性化に向けた市民の役割としては、「町内会活動への参加」が 78.3%と最も多く、次いで「町内会活動への理解」(63.4%)、「役員等への就任」(58.0%)となっている。町内会への加入は 50.8%と高い割合であるが、町内会に加入するだけではなく、参加することが重要だと感じていることがうかがえる。

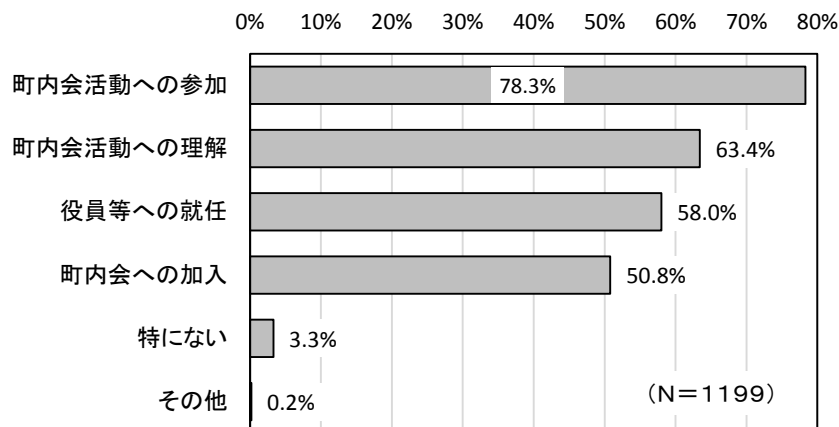


図 43 市民への重要だと思う役割

※「無回答」は除いて集計

②NPO（非営利活動組織、営利を目的とせずに特定の活動する組織）

町内会活動への活性化に向けたNPOの役割としては、「得意分野を生かした協力」が 57.0%と最も多く、次いで「町内会活動への参加」(42.9%)、「町内会活動への理解」(35.8%)となっている。NPOには、専門性を生かした関わり方が求められていることがうかがえる。

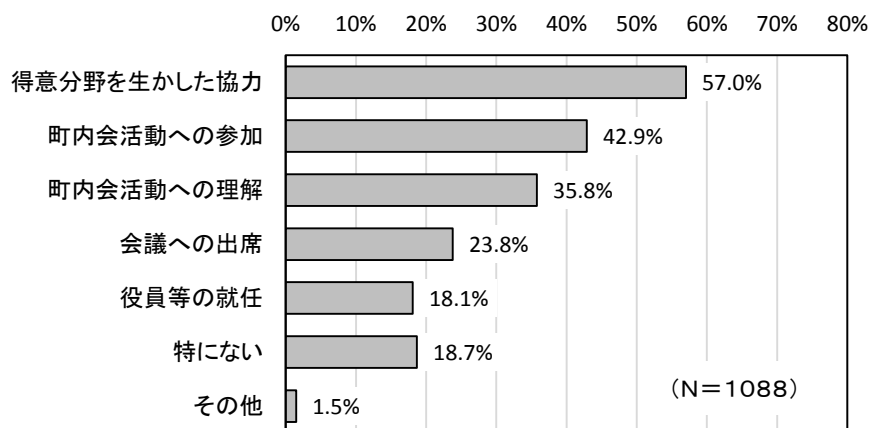


図 44 NPOへの重要だと思う役割

※「無回答」は除いて集計

③企業・事業者

町内会活動の活性化に向けて企業・事業者の役割としては、「町内会活動への理解」が56.5%と最も多く、次いで「得意分野を生かした協力」(51.0%)、「町内会活動への参加」(50.1%)となっている。町内会活動についての理解と協力が求められている。

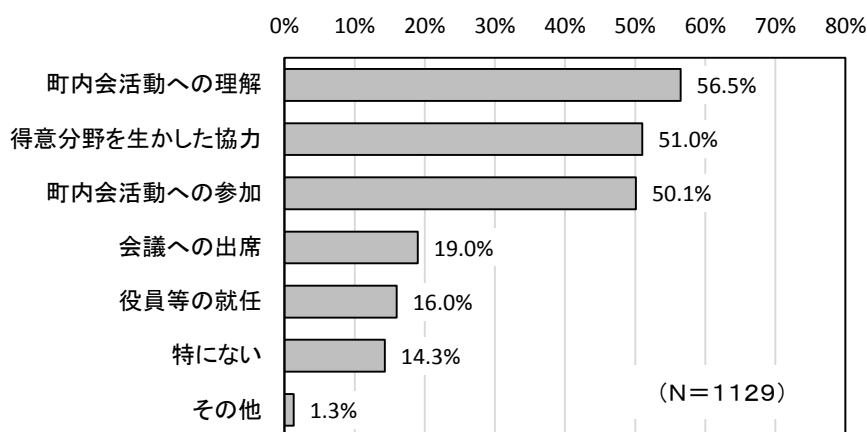


図 45 企業・事業者への重要だと思う役割

※「無回答」は除いて集計

④P T A・保護者団体（オヤジの会など）

町内会活動の活性化に向けてP T A・保護者団体の役割としては、「町内会活動への参加」が58.3%と最も多く、次いで「町内会活動への理解」(44.3%)、「得意分野を生かした協力」(39.2%)となっている。

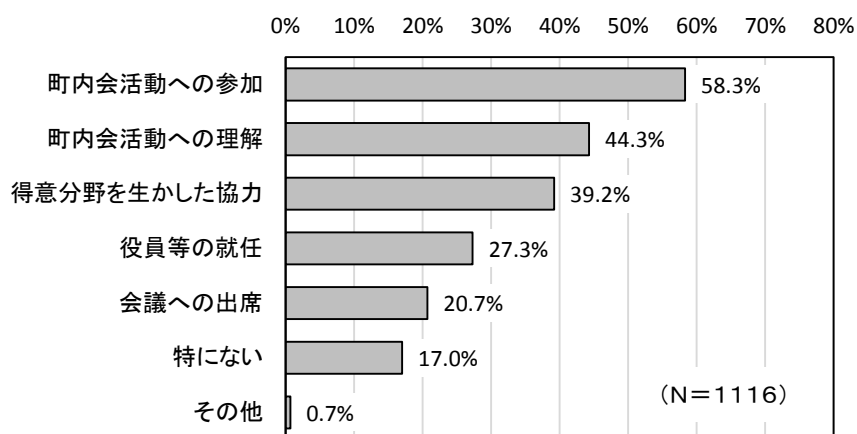


図 46 P T A・保護者団体への重要だと思う役割

※「無回答」は除いて集計

⑤趣味のサークルなどの団体

町内会活動の活性化に向けて趣味のサークルなどの団体の役割としては、「得意分野を生かした協力」が 56.0%と最も多く、次いで「町内会活動への参加」(53.0%)、「町内会活動への理解」(39.5%)となっている。

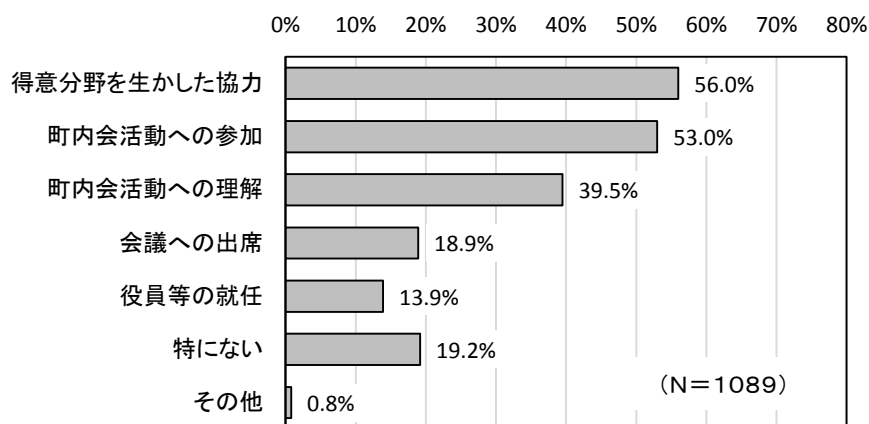


図 47 趣味のサークルなどの団体への重要だと思う役割

※「無回答」は除いて集計

2. 重要だと思う各世代の町内会活動

地域コミュニティのさらなる活性化に向けた重要な取組としては、小学生や中学生など市民の年代が下がるほど、「町内会活動についてまずは理解してほしい」と「町内会のイベントや会議などに参加してほしい」の回答が占める割合が高くなっている。高校生については、「イベントの設営やステージ発表などで関わってほしい」が最も多い回答となっている。大学生・若者については、「イベントの企画から関わってほしい」が最も多くなっている。年代が上がるにつれて、運営や企画から関わることが求められている。子育て世代については、「町内会のイベントや会議への参加」と「イベントの企画への関わり」が多くなっている。定年後の世代については、「町内会の役員としての活躍してほしい」が最も多くなっており、町内会の役員のなり手としては、定年後の世代が最も期待されていることがうかがえる。

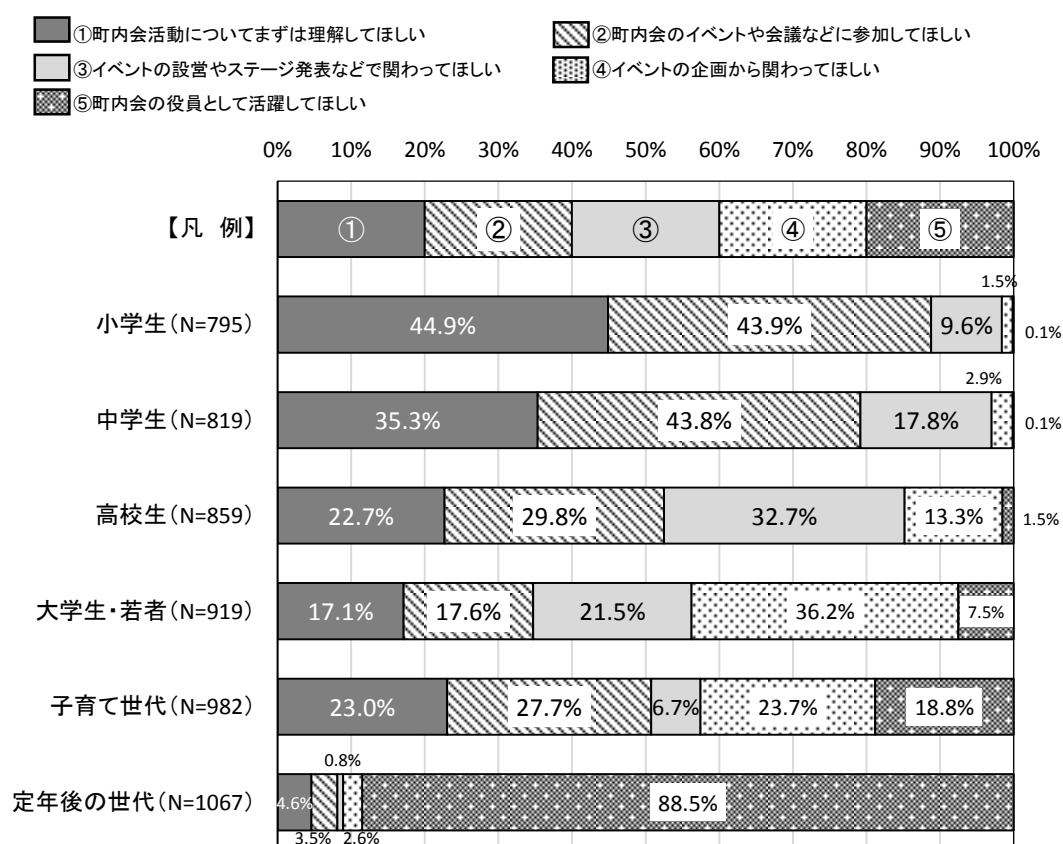


図 48 重要だと思う各世代の町内会活動

※「無回答」は除いて集計

第Ⅵ章 町内会長

1. 年代別

回答者の年代は、「70～74 歳」が 28.3%と最も多く、次いで「75～79 歳」(24.7%)、「65～69 歳」(19.4%)が高くなっている。60 歳以上が 9 割以上を占めている状態である。平成 21 年度調査及び平成 18 年度調査においても 50 代以下の割合が低い。今回の調査では、「60 代」の割合が低くなり、「70 代以上」の割合が増え、65%以上となっている。町内会長の高齢化が進行していることがうかがえる。

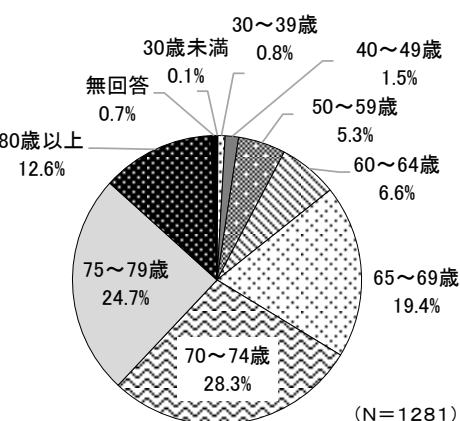


図 49 年代別

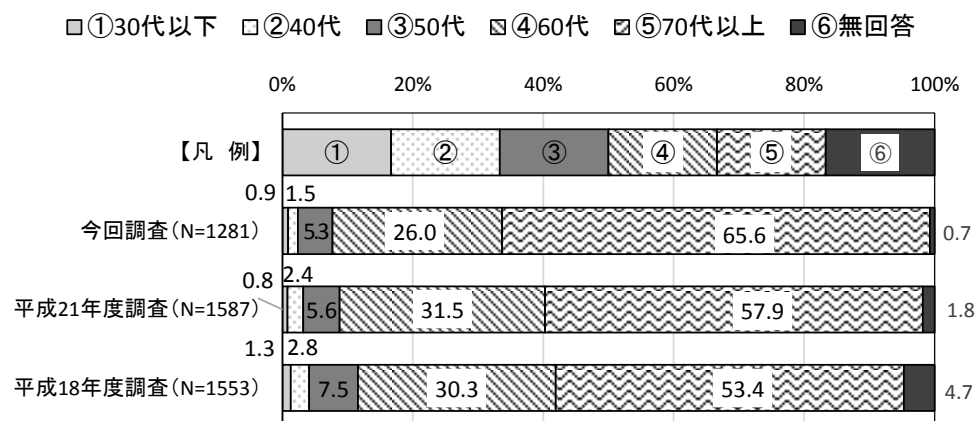


図 50 年代別 (平成 21 年度調査および平成 18 年度調査との比較)

2. 性別

回答者の性別は「男性」が 92.5%、「女性」が 6.9%と男性が圧倒的に多くなっている。

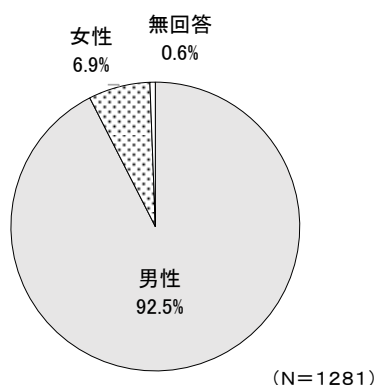


図 51 性別

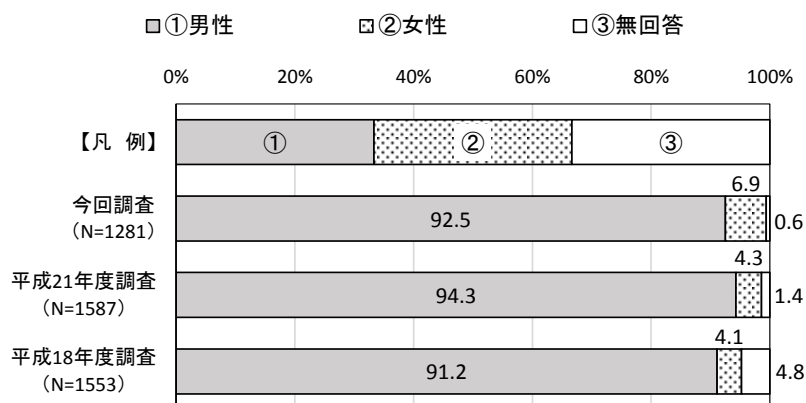


図 52 性別

(平成 21 年度調査および平成 18 年度調査との比較)

3. 職業別

回答者の職業は、「無職」が63.1%と最も多く、半数を超えている。次いで、「会社役員・団体役員」(8.1%)、「自営業(商業・サービス業等)」(7.3%)の順となっているが、いずれも1割以下であり、有業者の割合は低くなっている。比較的時間に余裕のある人や活動への制約が少ない職業の人が多くなっている。

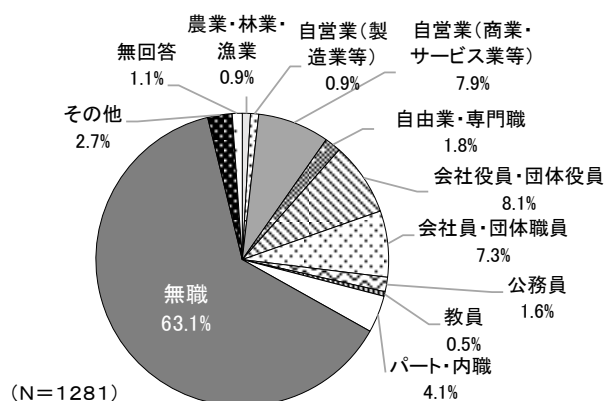


図 53 職業別

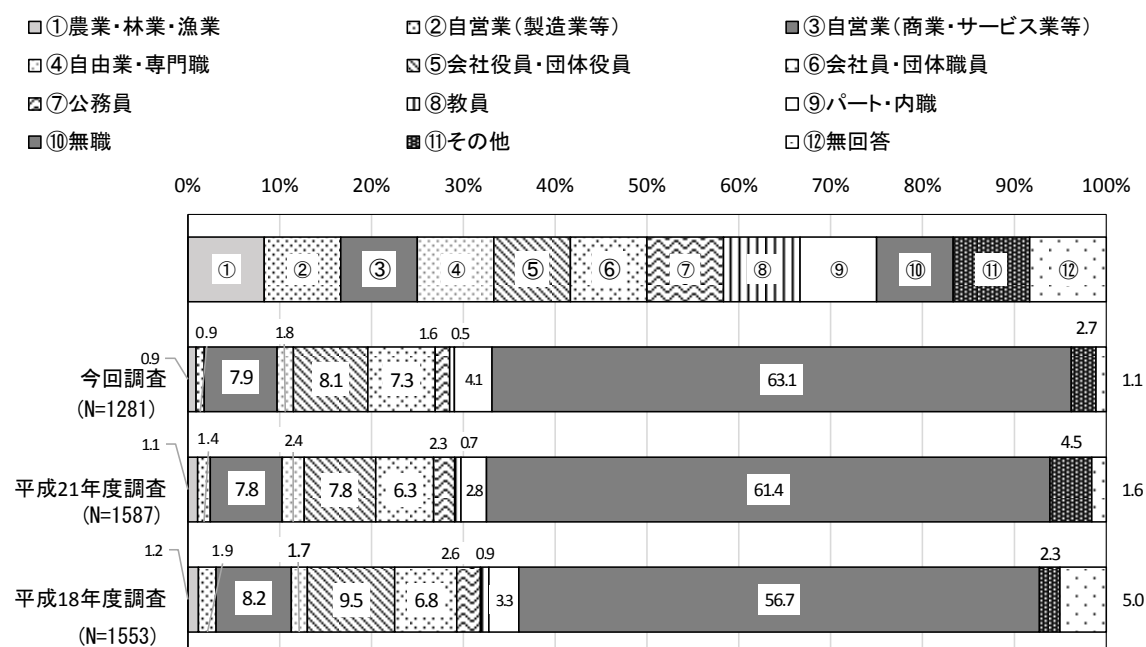


図 54 職業別 (平成 21 年度調査および平成 18 年度調査との比較)

4. 在職年数別

回答者の在職年数は、「5 年以上 10 年未満」が 22.1%と最も多くなっており、次いで「1 年以上 3 年未満」(20.6%)、「3 年以上 5 年未満」(19.5%) が多くなっている。在職年数が 5 年以上の回答者が 42.0%と 4 割以上を占めている。

また、平成 21 年度調査及び平成 18 年度調査と比較すると、「10 年以上 20 年未満」の割合が増加している。

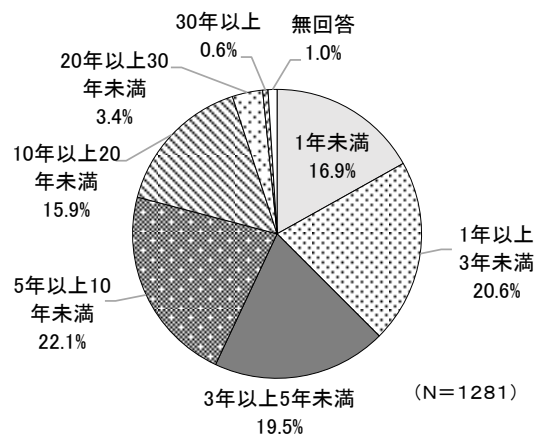


図 55 在職年数別

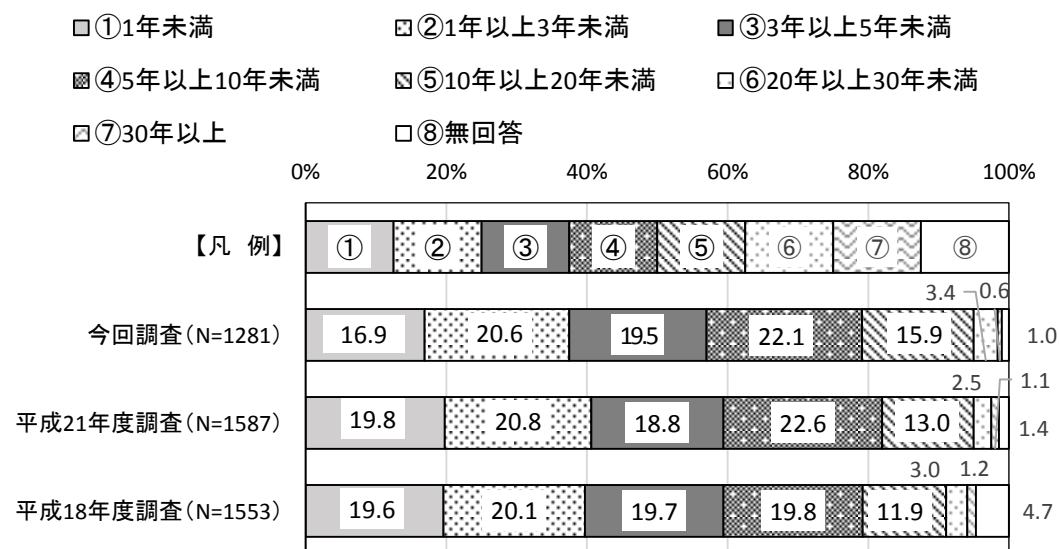


図 56 在職年数 (平成 21 年度調査および平成 18 年度調査との比較)

資料編

アンケートに使用した調査票
(平成 28 年 (2016) 年 1 月～3 月実施)

町内会・自治会に関するアンケート

町内会・自治会（以下、「町内会」とする。）は、地域のまちづくり活動の中核を担っています。今後、札幌市では町内会を中心とした地域のまちづくり活動が一層活発になるために、どのような施策・事業が必要かを検討していきたいと考えております。

そこで、今回、町内会長様に、活動の現状と課題、今後の活動などについてどのように考えているか伺い、今後の施策の参考とさせていただくため実施するものです。

（調査項目）

- I 町内会の概要について（基本的な事項について伺います。）
- II 町内会の活動について（活動の現状と課題、今後の町内会活動について伺います。）
- III 市との関係について（市が町内会にお願いしている仕事、今後、市がすべきことについて伺います。）
- IV 地域コミュニティについて（地域コミュニティ活性化について伺います。）
- V 会長さんご自身について（年代などについて伺います。差し支えない範囲でお答えください。）

I 町内会の概要について

問 1 町内会の概要について、教えてください。（平成 28 年 1 月 1 日現在）

- 町内会の結成時期についてあてはまるもの 1 つに ○ をつけてください。

1. 昭和 20 年代以前	2. 昭和 30 年代	3. 昭和 40 年代
4. 昭和 50 年代～昭和 60 年代	5. 平成以降	6. 不明
- 所在の区 _____ 区
- 加入世帯数 _____ 世帯
- 役員の数 _____ 人（以下に内訳を記入してください。）
（会長 1 人、副会長 _____ 人、各部長 _____ 人、各副部長 _____ 人、その他 _____ 人）
- 役員の年代は何歳代が多いですか。 _____ 歳代
- 平成 26 年度決算額 収入額 _____ 万円 支出額 _____ 万円
※ 決算額は一般会計の額を記入してください。
- 月額的基本的な町内会費について記入してください。
一般世帯 月額 _____ 円
- 前述の基本的な会費以外に、他の会員区分や減免措置などがありますか。
あてはまるもの すべてに ○ をつけて、会費を記入してください。

1. 企業会員 月額 _____ 円	2. 集合住宅会員 月額 _____ 円
3. 学生会員 月額 _____ 円	4. 単身者会員 月額 _____ 円
5. 特にない	
6. 1～4 以外に定めがある場合は会員区分と金額を記入してください。 (_____)	
- 月額会費以外に徴収している費用はありますか。（除雪等）

1. 会費以外に徴収している	年額 _____ 円（内容 _____）
2. 徴収していない	

(写)

問2 町内会の総会に、住民の皆様はどの程度参加されていますか。

次の中から、あてはまるものに1つ○をつけてください。また、「6 その他」に該当する場合は、その内容を具体的にご記入ください。

1. 委任状がほとんどで、ほぼ役員だけが参加している。
2. 1～2割の住民が総会に参加する
3. 2～5割の住民が総会に参加する
4. 5割を超える住民が総会に参加する
5. 規約や規定で役員だけの総会としている
6. その他 ()

問3 あなたの町内会にはどのような組織部または委員会がありますか。

次の中から、あてはまるもの全てに○をつけてください。また、「17. その他」に該当する場合は、内容を具体的にご記入ください。なお、組織部の名称が一致しない場合でも、機能が概ね同じである場合には、○をつけてください。

- | | | | |
|-----------|-----------------------|------------|-------------|
| 1. 役員会 | 2. 代議員会 | 3. 総務部 | 4. 広報部 |
| 5. 防犯防災部 | 6. 交通安全部 | 7. 環境(衛生)部 | 8. 厚生部 |
| 9. 福祉部 | 10. 文化部 | 11. 体育部 | 12. 女性(婦人)部 |
| 13. 老人部 | 14. 青少年部 (子供育成部、青年部等) | | |
| 15. 街灯管理部 | | | |
| 16. 除雪部 | 17. その他 (|) | |

問4 あなたの町内会には会館・集会所がありますか。

「ある」「なし」のどちらかに○をつけて、さらに、あてはまるものに○をつけてください。

1. ある
(「ある」場合、以下の中からあてはまるものに○をつけてください。)
 - ①町内会で単独所有している
 - ②複数の町内会で共用 (連合町内会等で所有など)
 - ③継続的に場所を借りて使用している
 - ④その他 ()
2. ない
(「ない」場合、打ち合わせ・会議などはどこで行っていますか。
以下からあてはまるものすべてに○をつけてください。)
 - ①個人の住宅
 - ②会議のたびに会議室を借りている (公共施設、民間施設などの貸室)
 - ③飲食店など (ファミリーレストラン、居酒屋、喫茶店、商店など)
 - ④近隣の事業所から借りている
 - ⑤その他 ()

(写)

Ⅱ 町内会の活動について

問5-1 あなたの町内会活動についてお聞きします。

各活動の「(1) 活動の有無」「(2) 活動の頻度」「(3) 参加者数」について、それぞれ該当する凡例の番号をお答えください。(最下段の記入例をご参考ください。)

また、「16. その他」に該当する場合は、その内容を具体的にご記入ください。

		※(1)で「①有」と回答した方のみご記入ください。		
		(1)活動の有無	(2)活動の頻度	(3)参加者数
凡例 (回答は番号でお答えください)		①有 ②無	①毎日～週に数回程度 ②週1回～月に数回程度 ③月に1回～年に数回程度 ④数年に1回	①会員の1割未満 ②会員の1～2割 ③会員の2～5割 ④会員の5割以上
記入欄	1. 除雪に関する活動			
	2. 交通安全推進活動			
	3. 子どもの安全の見守りなどの活動			
	4. 空き巣、自転車泥棒、暴力行為など一般的な犯罪防止活動			
	5. 災害の予防や災害時の対策についての活動			
	6. 地域の清掃やリサイクルなど地域の環境美化活動			
	7. パソコン教室や生涯学習など教育・学習活動			
	8. 子どものしつけや教育、乳幼児保育など子育て活動			
	9. 高齢者・障がい者への支援など保健福祉活動			
	10. 祭りや伝統芸能などの維持・保存活動			
	11. 音楽、演劇など文化芸術や、スポーツの振興を図る活動			
	12. 旅行会など、団体内のメンバーとの交流を図る活動			
	13. 懇親会など、他団体との交流を図る活動			
	14. 行政機関・議会に対する要望等			
	15. 都市計画や公共施設の計画等、行政の計画策定への参加			
	16. その他 ()			
記入例	<(1)が「①有」の場合> (例) 1. 除雪に関する活動	①	③	④
	<(1)が「②無」の場合> (例) 1. 除雪に関する活動	②	※(1)が「②無」の場合は、記入の必要はありません。	

(写)

問5-2 あなたの町内会活動に関して、各活動において「連携している団体」について、それぞれ該当する項目に全て○をつけてください。また、「16. その他」については、その内容を具体的にご記入ください。なお、連携している団体がない場合は空欄で構いません。

		①ほかの町内会	②町内会、連合町内会以外の住民組織（PTA、老人会、婦人会など）	③サークル・同好会（文化・学習、スポーツ、趣味のサークル・同好会）	④ボランティア（福祉、教育などのボランティア）	⑤NPO法人・市民活動団体	⑥公共的な施設（保健・医療施設、福祉施設、図書館、博物館など）	⑦協会・協議会（社会福祉協議会、防犯協会、交通安全協会など）	⑧経済関係団体（商工会・商工会議所、青年会議所、商店街など）	⑨教育機関（幼稚園、保育園、小中学校、大学・短大、専門学校など）	⑩民間企業・事務所	⑪その他
記入欄	(例) 1. 除雪に関する活動	○			○							
	1. 除雪に関する活動											
	2. 交通安全推進活動											
	3. 子どもの安全の見守りなどの活動											
	4. 空き巣、自転車泥棒、暴力行為など一般的な犯罪防止活動											
	5. 災害の予防や災害時の対策についての活動											
	6. 地域の清掃やリサイクルなど地域の環境美化活動											
	7. パソコン教室や生涯学習など教育・学習活動											
	8. 子どものしつけや教育、乳幼児保育など子育て活動											
	9. 高齢者・障がい者への支援など保健福祉活動											
	10. 祭りや伝統芸能などの維持・保存活動											
	11. 音楽、演劇など文化芸術や、スポーツの振興を図る活動											
	12. 旅行会など、団体内のメンバーとの交流を図る活動											
	13. 懇親会など、他団体との交流を図る活動											
	14. 行政機関・議会に対する要望等											
	15. 都市計画や公共施設の計画等、行政の計画策定への参加											
	16. その他 ()											

(写)

問6 あなたの町内会では、活動をおこなうときにどのような施設を利用していますか。
次の中からあてはまるもの全てに○をつけてください。

1. 区民センター、コミュニティセンター、地区センター
2. まちづくりセンター
3. 地区会館（まちづくりセンターなどに併設している会館）
4. 市民集会施設（町内会館など）
5. 個人の住宅
6. 民間施設
7. その他（ ）

問 7 あなたの町内会では、活動情報をどのように伝えていますか。
次の中からあてはまるもの全てに○をつけてください。

1. 独自の広報誌を作成し、発信している（⇒年間_____回程度）
2. まちづくりセンターの広報誌に掲載依頼をしている
3. 他の団体の広報誌に掲載依頼をしている
4. 独自のホームページ等の電子媒体で、発信している
(⇒年間_____回程度発信あるいは更新)
5. 他団体のホームページなどの電子媒体に掲載依頼をしている
6. SNSを利用している（ツイッター フェイスブックなど）
7. 町内会館などの集会施設に情報を掲示している
8. 市の施設（地区センター、まちづくりセンターなど）に情報（イベントポスターや町内会からのお知らせ）を掲示している
9. 他団体の施設に情報（イベントポスターや町内会からのお知らせ）を掲示している
10. 回覧などで、会員に情報を提供している
11. 実際の活動を通じて、情報を提供している
12. 特に何もしていない
13. その他（_____）

問 8 あなたの町内会では、加入促進に向けて、どのような活動を行っていますか。
次の中からあてはまるもの全てに○をつけてください。

1. 町内会長や役員などが直接訪問して、勧誘活動を行っている
2. 加入促進のための専門的な組織や体制を構築して取り組んでいる
3. 賃貸集合住宅に関して、オーナー又は管理会社へ打診している
4. 町内会のチラシやパンフレットを配布している
5. FAX やメールでの申込受付を行っている
6. 夏祭りなどの行事でブースを出して PR している
7. 特に行っていない
8. その他 ()

(写)

問 9 転入者などに町内会活動への参加や加入を勧める上で、お困りのことはどのようなことですか。次の中からあてはまるもの全てに○をつけてください。

1. 大学生・若者への呼び掛け
2. 単身者への呼び掛け
3. 子育て世代への参加の呼び掛け
4. 転勤等により短期又は一時的な居住者への参加の呼び掛け
5. 企業・事業者への参加の呼び掛け
6. 賃貸集合住宅の入居者への呼びかけ（賃貸アパート、賃貸マンションなど）
7. 新築集合住宅への建築前の接触
8. 集合住宅の管理会社・管理組合などとの接触
9. 個人情報の提供に関すること
10. 特にない
11. その他（)

問 10 町内会活動の活性化や加入促進に向けて、必要な支援等はどのようなものと考えますか。次の中から特に必要と思うもの3つまでに○をつけてください。

1. 転入者への町内会活動の周知・啓発
2. 地域住民への町内会活動の周知・啓発
3. 情報提供（会報、チラシ、ホームページなどの作成など）に関する助言や支援
4. 組織運営（規約見直し、法律関係、会計関係など）に関する助言や支援
5. 他団体との連携のきっかけ作り（学校、若者・大学生、企業など）
6. 転入者への町内会連絡先の提供
7. 加入や活動参加促進に関する条例等法的整備
8. 活動助成金などの財政的支援
9. 行政からの依頼事務の負担軽減
10. 不動産関連団体等への協力要請
11. 集合住宅建設時の情報提供
12. 会館運営や会議、活動場所など「場」についての支援
13. 特に必要ない
14. その他（)

問 11 今後さらに必要と思われる連合町内会との協力体制はどのようなものですか
次の中から特に必要と思うもの3つまでに○をつけてください。

1. 大規模行事の開催（地域全体でのお祭りや運動会など）
2. 近隣の町内会との連携の調整役
3. 情報提供（会報、チラシ、ホームページなどの作成など）に関する助言や支援
4. 組織運営（規約見直し、法律関係、会計関係など）に関する助言や支援
5. 他団体との連携のきっかけ作り（学校、若者・大学生、企業など）
6. 活動助成金などの財政的支援
7. 特にない
8. その他（)

(写)

問 12 町内会の活動を行っていくうえで、課題となっていることはどのようなことであるとお考えですか。次の 1～16 のそれぞれの項目について、最も近いものに 1 つ ○ をつけてください。また、「17. その他」に該当する場合は、その内容を具体的に記入してください。

		① そう 思う	② どちら かとい え ば そう 思う	③ どちら かとい うと そう 思わ ない	④ そう 思わ ない
記入例	(例) 1. 役員のなり手が不足している	○			
記入欄	1. 役員のなり手が不足している				
	2. 役員が高齢化している				
	3. 未加入世帯が多い				
	4. 住民の関心が少ない				
	5. 新旧住民の交流が難しい				
	6. 世代間交流が難しい				
	7. 活動の参加者が少ない				
	8. 特定の人しか参加しない				
	9. 活動内容が慣例化している				
	10. 活動の指導者がいない				
	11. 活動経験が不足している				
	12. 活動のための情報が不足している				
	13. 活動のPRが不足している				
	14. 予算が不足している				
	15. 活動や会議をする場所が少ない				
	16. 他の地域との連携が弱い				
17. その他					

(写)

問 1 3-1 あなたの町内会の今後の活動について聞きます。

以下の各活動について、今後、新しく取り組みたい、または内容を充実させたいと思いますか。あなたのお考えに最も近いものにそれぞれ 1 つ○をつけてください。

		今後、新しく取り組みたい、または内容を充実させたいか			
		① そう 思う	② どちら かとい え ば そう 思う	③ どちら かとい うと そう 思わ ない	④ そう 思わ ない
記入例	(例) 1. 除雪に関する活動	○			
記入欄	1. 除雪に関する活動				
	2. 交通安全推進活動				
	3. 子どもの安全の見守りなどの活動				
	4. 空き巣、自転車泥棒、暴力行為など一般的な犯罪防止活動				
	5. 災害の予防や災害時の対策についての活動				
	6. 地域の清掃やリサイクルなど地域の環境美化活動				
	7. パソコン教室や生涯学習など教育・学習活動				
	8. 子どものしつけや教育、乳幼児保育など子育て活動				
	9. 高齢者・障がい者への支援など保健福祉活動				
	10. 祭りや伝統芸能などの維持・保存活動				
	11. 音楽、演劇など文化芸術や、スポーツの振興を図る活動				
	12. 旅行会など、団体内のメンバーとの交流を図る活動				
	13. 懇親会など、他団体との交流を図る活動				
	14. 行政機関・議会に対する要望等				
	15. 都市計画や公共施設の計画等、行政の計画策定への参加				
	16. その他 ()				

(写)

問 1 3-2 今後の町内会活動に関して、各活動の推進にあたって、今後、新しく連携したい、連携を強くしたいと考えている団体はなんですか。

それぞれの活動について、該当する項目に全て○をつけてください。

また、「16. その他」については、その内容を具体的にご記入ください。

		今後、新しく連携したい、連携を強くしたいと思う団体										
		① ほかの町内会	② 町内会、連合町内会以外の住民組織 (PTA、老人会、婦人会など)	③ サークル・同好会(文化・学習、スポーツ、趣味のサークル・同好会)	④ ボランティア(福祉、教育などのボランティア)	⑤ NPO法人・市民活動団体	⑥ 公共的な施設(保健・医療施設、福祉施設、図書館、博物館など)	⑦ 協会・協議会(社会福祉協議会、防犯協会、交通安全協会など)	⑧ 経済関係団体(商工会・商工会議所、青年会議所、商店街など)	⑨ 教育機関(幼稚園、保育園、小学校、大学・短大、専門学校など)	⑩ 民間企業・事務所	⑪ その他
記入例	(例) 1. 除雪に関する活動	○			○			○				
記入欄	1. 除雪に関する活動											
	2. 交通安全推進活動											
	3. 子どもの安全の見守りなどの活動											
	4. 空き巣、自転車泥棒、暴力行為など一般的な犯罪防止活動											
	5. 災害の予防や災害時の対策についての活動											
	6. 地域の清掃やリサイクルなど地域の環境美化活動											
	7. パソコン教室や生涯学習など教育・学習活動											
	8. 子どものしつけや教育、乳幼児保育など子育て活動											
	9. 高齢者・障がい者への支援など保健福祉活動											
	10. 祭りや伝統芸能などの維持・保存活動											
	11. 音楽、演劇など文化芸術や、スポーツの振興を図る活動											
	12. 旅行会など、団体内のメンバーとの交流を図る活動											
	13. 懇親会など、他団体との交流を図る活動											
	14. 行政機関・議会に対する要望等											
	15. 都市計画や公共施設の計画等、行政の計画策定への参加											
	16. その他 ()											

(写)

Ⅲ 市との関係について

問 1 4 あなたは、市（市役所、区役所）などからお願いしている仕事に対してどのよう
に感じていますか。

次の 1～6 のそれぞれの仕事に対しての「(1) 必要性」と「(2) 負担感」につ
いて、最もお考えに近いものにそれぞれ 1 つ○をつけてください。また、「6. その
他」に該当する場合は、その内容を具体的にご記入ください。

	必要性				市からお願いしている 仕事について	負担感			
	高			低		低			高
	① 必要である	② どちらかといえば 必要である	③ どちらかといえ ば 必要ない	④ 必要ない		④ 負担を感じない	③ どちらかといえ ば 負担を感じない	② どちらかといえ ば 負担である	① 負担である
記入例	○				(例) 1. 広報誌等の配布・回覧		○		
記入欄					1. 広報誌等の配布・回覧				
					2. 募金・集金（日赤社資、共同募 金など）				
					3. 各種委員の推薦、就任（民生委 員、青少年育成委員会など）				
					4. 会議、イベントなどへの出席、 参加者の取りまとめ				
					5. 大規模調査の調査員の推薦				
					6. その他 ()				

問 1 5 あなたの町内会の活動を、さらに充実させるために、市は今後、どのようなこと
を積極的に行うべきだとお考えですか。次の回答欄にご自由にお書きください。

(回答欄)

(写)

IV 地域コミュニティについて

※ 「地域コミュニティ」：コミュニティとは地縁、血縁、文化的背景、価値観などに基づく共同体。そのうち地縁的な要素の大きいものが「地域コミュニティ」。

問 16 札幌市では、町内会が地域コミュニティの中核であると考えております。町内会活動の活性化に向けて、市民やNPO、企業・事業所、学校・PTAなどの様々な主体が、それぞれどのような役割を担うことが重要だと思いますか。

1～5についてそれぞれ3つまで○をつけてください。

1. 市民		
①町内会活動への理解	②町内会活動への参加	③町内会への加入
④役員等への就任	⑤特にない	⑥その他 ()
2. NPO（非営利活動組織、営利を目的とせずに特定の活動する組織）		
①町内会活動への理解	②得意分野を生かした協力	③町内会活動への参加
④会議への出席（情報共有・企画アイデア協力）		⑤役員等の就任
⑥特にない	⑦その他 ()	
3. 企業・事業者		
①町内会活動への理解	②得意分野を生かした協力	③町内会活動への参加
④会議への出席（情報共有・企画アイデア協力）		⑤役員等の就任
⑥特にない	⑦その他 ()	
4. PTA・保護者団体（オヤジの会など）		
①町内会活動への理解	②得意分野を生かした協力	③町内会活動への参加
④会議への出席（情報共有・企画アイデア協力）		⑤役員等の就任
⑥特にない	⑦その他 ()	
5. 趣味のサークルなどの団体		
①町内会活動への理解	②得意分野を生かした協力	③町内会活動への参加
④会議への出席（情報共有・企画アイデア協力）		⑤役員等の就任
⑥特にない	⑦その他 ()	

問 17 地域コミュニティが今後さらに活性化するためには、様々な世代の市民が町内会活動にかかわっていくことが重要だと考えます。各世代が、それぞれどのような形で参加することが必要だと思いますか。下表1～6の各世代について、それぞれ下の選択肢①～⑤のいずれか一つを記入してください。

世 代	1. 小学生	2. 中学生	3. 高校生	4. 大学生・若者	5. 子育て世代	6. 定年後の世代
記入欄						
（選択肢）①町内会活動についてまずは理解してほしい（参加意識の醸成） ②町内会のイベントや会議などに参加してほしい（短期的な参加） ③イベントの設営やステージ発表などで関わってほしい（短期的な参加） ④イベントの企画から関わってほしい（中期的な参加） ⑤町内会の役員として活躍してほしい（長期的な参加）						

(写)

V 会長さんご自身について ※差し支えなければご回答願います。

問 18 あなたの年代について、次の中から、あてはまるものに 1 つ〇をつけてください。

- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1. 30 歳未満 | 2. 30～39 歳 | 3. 40～49 歳 | 4. 50～59 歳 |
| 5. 60～64 歳 | 6. 65～69 歳 | 7. 70～74 歳 | 8. 75～79 歳 |
| 9. 80 歳以上 | | | |

問 19 あなたの性別を教えてください。

次の中から、あてはまるものに 1 つ〇をつけてください。

- | | |
|------|------|
| 1. 男 | 2. 女 |
|------|------|

問 20 あなたは、現在、どのような職業に従事しておられますか。

次の中から、あてはまるものに 1 つ〇をつけてください。また、「11. その他」に該当する場合は、その内容を具体的にご記入ください。

- | | | |
|-------------|--------------|-------------------|
| 1. 農業・林業・漁業 | 2. 自営業（製造業等） | 3. 自営業（商業・サービス業等） |
| 4. 自由業・専門職 | 5. 会社役員・団体役員 | 6. 会社員・団体職員 |
| 7. 公務員 | 8. 教員 | 9. パート・内職 |
| 10. 無職 | 11. その他（ | ） |

問 21 あなたは、現在、町内会長をなさって何年になりますか。

次の中から、あてはまるものに 1 つ〇をつけてください。

- | | | |
|-----------------|------------------|------------------|
| 1. 1 年未満 | 2. 1 年以上 3 年未満 | 3. 3 年以上 5 年未満 |
| 4. 5 年以上 10 年未満 | 5. 10 年以上 20 年未満 | 6. 20 年以上 30 年未満 |
| 7. 30 年以上 | | |

その他、意見などがございましたら、次の回答欄にご自由にお書きください。

(回答欄)

ご協力ありがとうございました。皆様の貴重なご回答・ご意見は、札幌市の今後の施策に反映させていただきます。

さっぽろ地域コミュニティ検討委員会 報告書

平成 28 年 8 月

編集・発行 さっぽろ地域コミュニティ検討委員会

飯田俊郎、五十嵐秀子、石村実、喜多洋子

鈴木克典、町田信一、山内睦夫、龍滝知佳

(事務局) 札幌市役所 市民自治推進課

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

TEL011-211-2253

